

第四百四十回国 参議院 地方行政委員会 會議録 第六号

平成九年三月十八日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

三月十四日

山本 一太君

補欠選任

大瀧 絹子君

補欠選任

三月十七日

村沢 均君

補欠選任

村沢 均君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長
理事

峰崎 直樹君

関根 則之君

竹山 裕君

小林 元君

朝日 俊弘君

委員

太田 豊秋君

上吉原 一天君

鈴木 省吾君

谷川 秀善君

山本 一太君

牛嶋 正君

風間 昶君

吉田 之久君

大瀧 絹子君

渡辺 四郎君

有働 正治君

西川 潔君

田村 公平君

国務大臣

自治 大臣

白川 勝彦君

政府委員

警察庁長官官房

山本 博一君

総務審議官

溝口 善兵衛君

大蔵省主計局次

久野 統一郎君

自治 政務次官

谷合 靖夫君

自治 大臣官房長

芳山 達郎君

自治 省行政局長

牧之内 隆久君

自治 省税務局長

二橋 正弘君

自治 省税務局長

和夫君

事務局側

佐藤 勝君

常任委員会専門

員

本日

の会議に付した案件

地方行政の改革に関する調査

(平成九年度の地方財政計画に関する件)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(峰崎直樹君)

ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

平成九年度の地方財政計画について、政府から説明を聴取いたします。白川自治大臣。

○国務大臣(白川勝彦君)

ただいま議題となりました平成九年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成九年度の地方財政につきましましては、極めて

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方財政の健全化、行財政改革の推進が現下の最重要課題であるとの観点に立つて、歳入面においては地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては経費全般について徹底した節減合理化を推進するなど、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、可能な限り借入金への依存度の引き下げを図ることを基本としております。

以下、平成九年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、不動産取得税の課税標準の特例措置等を講ずるほか、平成六年度の税制改革に伴う市町村の減収補てんのため、個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整により道府県から市町村への税源移譲を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとしております。なお、個人住民税の特別減税は実施しないこととし、また地方消費税を平成九年度四月一日から導入することとしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることがないようにするため、地方消費税の未平年度化による影響額について臨時税収補てん債の発行により補てんするとともに、地方消費税の未平年度化による影響額以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行により補てんすることとしております。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保

等所要の措置を講ずることとしております。

第四に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに平成九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十七兆五千九百九十六億円で、前年度に比べ一兆七千七百四十八億円、二・一％の増加、公債費等を除く地方一般歳出は前年度に比べて〇・九％の増加となっております。

以上が平成九年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(峰崎直樹君) 次に、補足説明を聴取いたします。二橋税務局長。

○政府委員(二橋正弘君) 平成九年度の地方財政計画につきましましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお、若干の点につきましまして補足して御説明いたします。

地方財政計画の規模は八十七兆五千九百九十六億円で、前年度に比較いたしまして一兆七千七百四十八億円、二・一％の増加となり、また公債費等を除く地方一般歳出の伸び率は前年度に比べて〇・九％の増加となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

地方税の収入見込み額は、道府県税十六兆七百十四億円、市町村税二十兆九千四百二十九億円、合わせて三十七兆九百四十三億円であります。前年度に比し道府県税は二兆二千九百二十八億円、一六・六％増加し、市町村税は九千四百億円、四・七％増加しております。

なお、平成九年度においては、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成九年度分の固定資産税の

評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例控除額の引き上げ、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設等の措置を講じるほか、道府県と市町村の間で個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等所要の改正を行うこととしたしております。なお、個人住民税の特別減税は実施しないこととし、また地方消費税を平成九年四月一日から導入することとしております。

地方譲与税等の収入見込み額は、消費譲与税が廃止されることに伴い総額一兆七百三十三億円で、前年度に対し九千二百五十三億円、四・六・三％の減少となっております。

次に、地方交付税につきましては、平成九年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額の合計額十五兆一千二百十億円に地方交付税法附則第四条の二第二項の規定に基づく加算額六百四十億円、同条第三項の規定に基づく加算額一千九百六十億円及び臨時特例加算額一千億円を加算した額に、返還金四億円、交付税特別会計における資金運用部からの借入金一兆七千六百九十億円、同特別会計における剰余金一千百億円及び前年度からの繰越分二千九百三十一億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額五千二百五十九億円を控除した額十七兆一千二百七十六億円を計上いたしました結果、前年度に対し二千八百六十六億円、一・七％の増加となっております。

国庫支出金は総額十三兆二千五百八十九億円で、前年度に対し一千九百二十七億円、一・五％の増加となっております。

次に、地方債につきましては、地方消費税の未平年度化による影響額に対処するための地方債を含め、普通会計分の地方債発行予定額は十二兆一千二百八十五億円で、前年度に対し八千三百三十

五億円、六・四％の減少となっております。なお、地方債計画全体の規模は十七兆三千六百五十九億円で、前年度に対し七千四百四十四億円、四・一％の減少となっております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしております。

以上の結果、地方税、地方譲与税及び地方交付税を合わせた一般財源の合計額は五十五兆二千五百五十二億円となり、歳入全体に占める割合は六三・四％となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、給与関係経費についてであります。総額は二十三兆二千六百六十三億円で、前年度に対し三千三百二十九億円、一・五％の増加となっております。職員数につきましては、国家公務員の定員削減方針に準じて定員削減を行うとともに、警察官のほか、福祉関係、保健等の関係職員について所要の増員を見込むこととしたしております。

次に、一般行政経費につきましては総額十七兆九千八百三十六億円で、前年度に対し四千七百三十二億円、二・七％の増加となっております。このうち、国庫補助負担金等を伴うものは七兆九千八百四十九億円で、前年度に対し三千二百四十八億円、四・二％の増加となっております。国庫補助負担金を伴わないものは九兆九千九百八十七億円で、前年度に対し一千四百八十四億円、一・五％の増加となっております。この中では、基地対策に要する経費、地方団体の行政改革及び人材育成の推進に要する経費を新たに計上いたしております。

また、少子・高齢化の進展等に対応した福祉施策の一層の充実を図るため社会福祉系統経費を充実するほか、地域産業創造対策に要する経費、防災対策強化に要する経費、農山漁村ふるさと事業に要する経費、農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、私学の経常費助成に要する経費、地域文化振興対策に要する経費、地域スポーツ振

興対策に要する経費、環境保全対策に要する経費、国際化推進対策に要する経費、地域情報基盤整備対策に要する経費、ふるさとづくり事業に要する経費、災害等年度途中における追加財政需要に対する財源等を計上いたしております。

公債費は総額九兆六千四百三十三億円で、前年度に対し七千七百八十億円、八・八％の増加となっております。

維持補修費は総額九千六百六十三億円で、前年度に対し二百六十六億円、二・八％の増加となっております。

投資的経費は総額三十一兆六千九百九十二億円で、前年度に対し四十億円の増加となっております。このうち、直轄・補助事業につきましては十兆九千六百九十二億円で、前年度に対し四十億円の増加となっております。

地方単独事業につきましては、ふるさとづくり事業、地方特定道路の整備、ふるさと農道・林道の整備、災害に強い安全な町づくりなど、生活関連基盤の整備を重点的に推進することができるよう所要の事業費を確保することとし、前年度と同額の二十兆一千億円を計上いたしております。

公営企業繰出金につきましては、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配意し、総額三兆一千八百八十九億円を計上いたしております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上いたしております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（峰崎直樹君） 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長（峰崎直樹君） 次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

す。白川自治大臣。

○国務大臣（白川勝彦君） ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案理由と趣旨の説明をさせていただきます。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、平成九年度の固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、新築住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例控除額の引き上げ、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設等の措置を講ずるほか、道府県と市町村の間で個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化、特別地方消費税の平成十二年度からの廃止等を行うこととし、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等所要の改正を行う必要があります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税につきましては、平成六年秋の税制改革に伴う市町村の減収補てんのため、税率の調整を行うことにより、道府県から市町村への税源移譲を行うこととしたしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、新築住宅に係る

課税標準の特例控除額を引き上げるとともに、宅地評価土地について、平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間に取得した場合に限り、課税標準を価格の二分の一の額とする特例措置を創設する等の措置を講ずることとしたしております。

その三は、特別地方消費税についての改正であります。

特別地方消費税につきましては、平成十二年三月三十一日をもって廃止するとともに、それまでの間、市町村に対する交付金の交付率を二分の一に引き上げる等の措置を講ずることとしたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。

固定資産税につきましては、平成九年度の評価がえに伴い、平成九年度から平成十一年度までの間の税負担の求め方について、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、宅地のうち負担水準の高い土地についてはその税負担を抑制しつつ負担水準の均衡化を図るとともに、あわせて著しい地価の下落にも対応した措置を講ずることとしたしております。

また、都市計画税につきましては、従来と同様に激変緩和措置としての税負担の調整措置を講ずるとともに、固定資産税において講じられる税負担の抑制措置を市町村の自主的な判断により行うことができる措置を講ずることとしたしております。

さらに、阪神・淡路大震災に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した本来事業用固定資産に係る課税標準の特例措置の見直しを行う等の措置を講ずることとしたしております。

その五は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、三大都市圏の特定市において駐車場等の用に供する土地に係る納税義務の免除対象要件を強化する特例措置の適用

用を当該特定市の自主的な判断により除外することができるようにする等の措置を講ずることとしたしております。

その六は、自動車取得税についての改正であります。

自動車取得税につきましては、電気自動車等の取得に係る税率の軽減措置の適用期限を平成十一年三月三十一日まで延長すること等の措置を講ずることとしたしております。

その七は、国民健康保険税についての改正であります。

国民健康保険税につきましては、課税限度額を現行の五十二万円から五十三万円に引き上げることとしたしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項であります。

市町村交付金につきましては、交付金算定標準額の特例措置の整理合理化を行うとともに、平成十年度から平成十二年度までの各年度分の市町村交付金について、平成九年度の固定資産税の土地の評価がえに伴う所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成九年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるとともに、平成九年度から平成十八年度までの各年度における一般会計から交付税特別会計への繰り入れに関する特例を改正するほか、各種の制度改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、平成九年度に限り、平年度の地方消費税または地方消費税交付金

の収入見込み額に比して平成九年度の地方消費税等または地方消費税交付金等の収入見込み額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう適切な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てため、地方債の特例措置を講ずる等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項であります。

まず、平成九年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、平成九年度における法定加算額二千六百億円、臨時特例加算額一千億円、交付税特別会計借入金一兆七千六百九十億円及び同特別会計における剰余金一千百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額五千二百五十九億円を控除した額とすることとしております。

また、平成九年度に交付税特別会計において借り入れた借入金のうち九千八百一十二億円については、その償還金に相当する額を平成十年度から平成十九年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れることとしております。

さらに、平成十年度から平成二十四年度までの地方交付税の総額につきましては、一兆千三百三十億円を加算することとしております。

次に、平成九年度分の普通交付税の算定につきましましては、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、災害に強い安全な町づくり、震災対策の推進等に要する経費、総合的な地域福祉施策の充実に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村地域の活性化、農山漁村

対策、森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化、情報化への対応及び文化、スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実に要する経費、国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費並びに地方団体の行政改革、人材育成の推進に要する経費の財源等を措置することとしております。

また、阪神・淡路大震災復興基金の増額分に係る地方債利子支払いに要する経費を措置することとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成九年度に限り、平年度の地方消費税または地方消費税交付金の収入見込み額に比して平成九年度の地方消費税等または地方消費税交付金等の収入見込み額が過少と認められる額として、今回の地方財政法の一部改正後の同法の規定により算定した額の一定割合を加算することとする特例を設けることとしております。

第二は、地方財政法の一部改正に関する事項であります。

平成九年度に限り、地方団体は、地方財政法第五条の特例として、平年度の地方消費税または地方消費税交付金の収入見込み額に比して平成九年度の地方消費税等または地方消費税交付金等の収入見込み額が過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、過少と認められる額として自治省令で定める方法により算定した額の地方債を起すことができることとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(峰崎直樹君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案に対する政府委員か

らの補足説明につきましては、理事会で協議いたしました結果、説明の聴取は行わず、本日の会議録の末尾に掲載することにいたしました。

これより両案に対する質疑に入ります。

○小林元君 平成会の小林元でございます。ただいまの議題につきまして御質問させていただきます。

まず第一でございますけれども、地方税の体系というんでしょか、そのことについてちょっと御質問させていただきます。

県税あるいは市町村税、いろいろ見させていたいただきますと、これは平成八年度の見込みの数字がもしませんけれども、例えば県民税の場合二八・九、あるいは事業税の場合三五・二、それから自動車税といったようなものが一％、そういうような状況でございます。それから、市町村税につきましては、市町村民税四三％、固定資産税が四四％、大体こういうものが大きいところでございます。

非常に大ざっぱに言いますと、所得関係の税金、それから資産関係の税金、そして消費税につきましては今回導入はされましたけれども、導入といえますか、我々は引き上げは反対しておりますけれども、そういういわゆる消費課税というんでしょか、流通過程の課税、そういうものを見ますと、所得、資産課税で、市町村税の場合には大体八七％、それから道府県税でも大体七五％以上というような状況でございます。

よく税源問題につきましていろいろなことが学者の間でも言われておりまして、あるいは行政サイドでもいろいろ議論があるところだと思います。所得、資産、消費、そういうバランスのとれた税体系というのが望ましいんだと、あるいは最近消費税の導入というようにもありまして、直間比率というものはどうも直接税に偏り過ぎていゝるんではないかという議論もあります。また一方では、地方税の場合には地域偏在といううなものがあるという議論もござい

し、それから景気に余りにも連動するといひますか影響されやすいといううなことになるますと、県あるいは市町村、地方自治体の運営上いろいろ支障が出るといううないろいろな議論があるわけでございます。

大変難しいわけですが、現在の税体系というもののについて、地方団体の県なりあるいは市町村の税体系というもののについてどういうふうな評価をされているのか、税務局長さんの方からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡和夫君) ただいま委員からお話のございましたように、現在の地方税収の全体の姿、あるいは都道府県あるいは市町村のそれぞれの地方税の構成状況、全体として見ますと、今お話がございましたが、いわゆる直接税であります所得、資産、特に都道府県の場合は法人、個人の所得課税のウエートが全体の、さつき御指摘ございましたけれども、四分の三ぐらいを占めているという形でございます。

それから、市町村の場合は固定資産税、いわゆる資産課税と、それから法人、個人の所得課税を含めました住民税、固定資産税に都市計画税のところまで含めますともう全体の九六％近くを資産と所得課税で占めておる、こういう形で現在構成されております。

地方税全体で見ますと、所得課税が五三・四、それから資産課税三一・六、それから消費が一四・八と、これは平成七年度の決算ベースでございますが、こういう形になっております。過去の地方税のこうした構成の数値の経緯等も見ますと、近年では消費課税のウエートが地方税の場合には落ちてきておるということが特徴として一つ言えようかというふうに思っております。

理由は、御承知のとおり平成元年度の消費税創設の際に地方の個別間接税がかなり整理されたといううなこともあって、平成元年度時点では一二％台にまで消費課税のウエートが落ちておったというところでございます。

に、全体として一つの税目で、例えば市町村あるいは都道府県それぞれが税を徴収するというには余りにもたくさん税をいただかないと歳出との見合いでバランスがとれまじいので、幾つかの税を複合的に組み合わせて税としていただく形にならざるを得ないわけでございます。

したがって、そういう意味では、都道府県、市町村、それぞれがすべて所得、資産、消費ということが全部バランスのとれた形の税体系をということにはいかないと思ひますが、地方税全体としてそういう所得、資産、消費のバランスも考えながら、そして都道府県と市町村の事務の役割等も考えながら、全体としての税の構成をこれから考えていく必要があると思っております。

その際に、どうしても所得課税のウエートが高いということをかかみましますと、今後の課題としては、この面からだけ率直に言わせていただきますと、間接税のウエートあるいは消費課税のウエートの低さということが一つの課題にはなるうかというふうに思っております。

それから、先ほどの御指摘にございました中で、景気運動性についての御指摘がございました。この点が道府県税について特に指摘される点でございます。法人課税のウエートが都道府県の場合にはやや高いということがございまして、景気の影響を受けがちなものであることが言えるわけでございます。

そういう意味で四月から、今回いわゆる地方消費税という形で、偏在性のより少ないそして安定性のある税が道府県税として創設されるということとは、全体としての都道府県の抱えておりました税体系の安定性に資する形になっていくものではないかというふうに考えておるところでございます。

○小林元君 大変難しい問題だと思ひます。ただいまのようないろいろな評価、問題、そういうこともありますが、もう一つは、本会議でも大臣に御質問いたしました、実態として地方財源が少な過ぎると、補助金、交付税といううなもの

ので国の財源の移転といううな形で最終的にはつじつまを合わせるといひますか穴埋めされていくといううなことでありますから、地方分権の時代にどれぐらいの財政需要がふえるのかといううな議論は当然あると思ひますが、現状のまま推移して、地方団体に財源の自主権といひますか、そういうものを与えらるんだといううな考え方を立てば、やはりこれは税体系というものを直直すべきなんじゃないかと。

もちろん、今度の地方分権推進委員会でも、春といううな、ことしの半ばにはそういう考え方もあるわけて出てくるのかな、勧告されるのかなといううな考えておる時期でございますから、大変難しいんですけども、自治大臣、その辺の地方税源のあり方といううな、考え方といううな、そういうものがあるといううな、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(白川勝彦君) 地方分権について、地方分権推進委員会が今本場に広範に抜本的にいろいろなことを御議論いただいていることについては大変敬意を表しますし、またこれを機に地方分権というものが本場に大きく変わることを私は期待いたしておるわけでございます。

そして、多くの方が評価されておりますが、上下主従関係のシンボルと言われていた機関連任事務についての原則廃止という大方針が示されたこと、こう思っております。

しかし、これらはある面では今まで同じ仕事を、今まではこういうふうな考え方をしていたけれどもこれからはこういう考え方をしようといううなことで、実際今までは市町村が現実に行っていたことと名前が変わってもやるのが特別変わるわけではないわけでございます。そういう面では、物の考え方を要するといひます。そういう面では、物の考え方が変わるわけでございますが、権限の移譲、これはなかなか難しいところがあるわけで、御案内のとおり一生懸命に今議論をしている最中でございます。

さらに、今度は皆さんが言われることでござい

ますけれども、それを裏づける財政はどうするんだ、課税自主権をできるだけ多く地方に与えるべきである、こちらになりますと、だんだん実行ということになってくると困難が伴うのではないかなという感をいたしておるわけでございます。

ただし、委員御指摘のとおり、そのところがまた実行されない、本来の意味での地方分権あるいは地方の時代というものは来ないわけでございます。そういう面で、分権推進委員会でも今鋭意議論しておりますが、このように地方行政委員会等でもまた真剣に御議論いただくことが極めて大切ではないか、こう思うわけでございます。

ただ、いわゆる自主財源自主財源ということも今大要議論されておりますが、私も事あるごとに大蔵省と自治省で議論をしておりますことは、地方交付税というものは確かに国税としていただくものであるけれども、これは本来地方固有の財源である。そういう面では地方固有の財源であつて、この配分の仕方についてはまたいろいろ御議論があるかと思いますが、私も地方の共通の財源であるということは従来もまたそういう立場で努力してまいりましたし、今後とも努力していかなくやならぬことだと、こう思っております。

課税自主権というのは言葉としては大変みんないいわけでございますけれども、委員などは長年の経験の中でどういう地方税が大きな税目としてあるのかまた御教示をいただきたいのでございますが、一つの税金を立ててそしてそれを事実上執行していただくということは、なかなか口で言うほど簡単ではない話のような気がするわけでございます。

従来ある地方税と同時に交付税というものはいわゆる地方の独自の財源である、こういうことで、あとはこの配分の仕方等につきましていろいろ考えなきやいかぬところはあると思いますが、そういうことも地方の自主的な財源と、あるいは一方では地方が地方の意思で使える財源の一つと

して、どうかひとつ大切に私たちは守っていかなければならぬのではないかなと、こう思っております。

そういうことを含めると、地方が独自に持っているというか地方の判断で使えるお金というのは、地方交付税を頭に入れますと、必ずしも諸外国に比べて低いものではないのではないかなと、私はこんなふうに一方では考えております。

ただし、委員がおっしゃったとおりでございますので、どのようにしたら自主財源が本当に確保できるかどうか、これについては幅広い議論がなされておりますが、自治省としてもさらにいろんな意味で知恵を絞ってみたい、こう思っております。

○小林元君 大変幅広い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

本当に国、地方全体としてどういう税体系があるのか、そういう中で地方団体の税のあり方はどうなのかということが多分議論されて振り分けられるということになると思います。

私自身、茨城県職員として三十有余年やっています。実は税問題につきましては話で聞いているだけで実務を担当したことはございませう。そういうことで実はきょうは勉強したいというところで、大臣なり自治省の考え方を聞きながら、地方分権の時代を迎えて私自身も真剣に考えていきたいというふうに思っております。言うことは簡単でございますけれども、大臣おっしゃったように本当に難しい問題でございますので、これは自治省初め十分研究していただきまして、ぜひ地方分権にふさわしい税財源のあり方というものを確立していただければと要望する次第でございます。

次に、固定資産税の問題に入らせていただきます。バブル期を挟みまして地価の高騰あるいは現在の下落というような状況がございます。そういうことに関連して、固定資産税の徴収率でしようか、たいした変動はないわけでございますけれども、それにしても多少変動しておるようでござい

ます。この固定資産税、宅地の、特に商業地、住宅地あるいは農地、山林、そういう地目ごといろいろあるんだらうと思いますが、どういう推移をしているのか、あるいはその徴収率が落ちていくというようなことに対してどういう原因が考えられるのかということがおわかりでしたら、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(湊和夫君) 固定資産税の徴収率でございますが、今回の地価の高騰、バブル前ということになります。ちなみに昭和六十一年では固定資産税の徴収率は九五・一％という数字でございました。

この数字が地価の高騰期にさらにやや上昇いたしました。平成三年度では九六・二％とかつてに比べまして固定資産税としては本当に高い徴収率を記録したわけでございます。その後、バブル崩壊後、土地に関する問題がいろいろあるわけでございますが、低下傾向を見せておりまして、平成七年度では九三・九％、先ほど申し上げました一番高かったという平成三年度の九六・二％に比しますと二・三ポイント低下というようになつておるところでございます。

なお、この期間、市町村税全体、もちろん固定資産税も全体の半分を占めておりますからこの影響もあつますが、所得課税を含めまして同じような傾向が見られておることもつけ加えさせていただきます。

この固定資産税の徴収率の低下の状況は、地目別には申しわけございませんけれども私も私どもちよつとデータを持っておりませんのでお許しをちよつといただきたいと思います。低下の特徴的なものでございます。これは市町村税全体についても言えることでございますが、固定資産税につきましても地域的に徴収率の低下が目立っている地域がございます。これはもう率直に申し上げて、大都市の徴収率が極めて低くなつてきた。

例えば現年分について言いますと、大都市の代表であります東京あたりを見ますと、かつては固

定資産税の現年分の徴収率は大都市だから低いというところはございませんで、全国平均よりもやや高い徴収の割合を見ておつたところでござい

ますが、こうした東京都市を中心とする大都市の徴収率が大幅低下を見ております。例えば平成三年の徴収率では、大都市は九七・四、先ほど全国平均の数字を申し上げましたが、この時点は全国平均は九六・二でございましたが、大都市では九七・四でございました。

これが平成七年度では九三・七ということ、全体の徴収率の低下が三・七、全国平均では二・三でございまして、倍とまではいきませんが、かなりの低い落ち込みを見せております。特定の団体を挙げて恐縮ですが、東京都の特別区あたりではさらにこの落ち込み割合が高くなつて五・四、四・八％ぐらゐの低下を見ておるというやうなことでもございまして、こういうところが今回の特徴かと思つております。いわゆるバブルの崩壊に伴ういろんな経済的な事象がこういうところに反映された結果ではないかというふうに考えております。

なお、まだ平成八年度の徴収実態等を把握できませんので、七年度分が私どもデータとして分析できる一番新しい数字でございますけれども、既に平成六年度、七年度になつてきますと、現年課税分の徴収率につきましてはこの低下傾向に足踏み状態がもう見られてきておりまして、これは他の税目についても同じことが言えるわけで、他の税目では一部も既に徴収率が上昇に転じているものが所得課税等では出てきておるというやうな状況でございます。

滞納繰越分の徴収率が悪いということで、引き続き全体としてやや足踏みないし低下傾向を見せておりますけれども、この滞納分調定は年を追つて整理されてまいりますので、全体としての徴収率の向上も、今の流れからいくとそんなに引き続いての低下ではなくて向上に転ずるのに近いのではないかなというふうに感じております。

○小林元君 平成六年度の評価がえに係る不服申

し立て状況ですね、全国的に二万件あるというふうに向ってありますけれども、ただいまの徴収率等に関連をされているかどうか、その辺はよくわかりませんが、この不服申し立ての内容は、乱高下が激しかった地域とか、あるいは地域差があるのかとか、あるいは固定資産税の評価がえに伴って相当額の変動があったがそういうものが納得できないというようなことがあって、そういう市町村、住民への説明といえますか、その辺に問題があったのかどうか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。簡単に結構でございます。

○政府委員(湊和夫君) 平成六年度の評価がえにおきましては、全国で二万二千件を超えます審査申し出がされたわけでございます。県によりましては、前と比べまして、この審査の申し出の状況が余り変わっていないところもございまして、減ったところもございまして、特に大阪、東京、京都、奈良、それから兵庫、この五県で申し出が非常に目立ってきておることでございます。

特に先ほど二万二千件強と申し上げましたが、大阪でこのうちの九千六百五十四件を占めておりますし、東京が二千五百件、それから京都が約二千三百件、奈良が約二千二百件というふうなことで、この五県でかなりの部分を占めておることという状況でございます。この県の名前からわかりますとおり、いずれも大都市地域あるいは大都市近郊の地域でございまして、地価の高騰等の問題があらわれた地域の一部であったかというふうに思っております。

○小林元君 それでは、土地の評価の問題をお尋ねしたいと思ひます。

法律上は三百四十一條の第五項で「適正な時価」というふうに書いてございます。そして、三百四十九條で課税標準は基準年度の価格というふうになっております。それで、その適正な時価といふのは大変わかりやすいんですが、実は大変わかりにくいというのが実態でございます。その

辺の適正な時価をどう評価するんだというふうなことが大臣の告示ということになって、これは評価基準を示すということになっておるようでございます。

これは本会議でも質問申し上げたんですが、例えば平成四年度は事務次官の依命通達で公示価格の七割程度というふうなことがお示しをされた。

大臣告示の中には地価公示価格の一定割合というふうな非常に抽象的な定めがされている。ということは、これは住民の方から見ますと、適正な時価といふのは一体何なんだというふうなことになる、何でもございという税金になるのかというのが出るとかあるいは滞納が出るとか、そういう問題が出てくるのかというふうなことを考えるのでございますけれども、その辺はどうなんでしょう。

これはできるだけわかりやすく、というのは、税法ですから公平公正と厳密に書かなくちゃいけない、そういうこともあると思うんですが、けれども、やはり基本的なところというのは法律できちんと簡潔明快に書いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(湊和夫君) 地方税法で固定資産税につきましても税の仕組みについて規定をいたしてございまして。お尋ねのように、具体的な評価についても法律でその基本を書くべきではないかという御指摘でございます。税法の分野におきましては、技術的な面を含めまして、すべて法律で規定することはなかなか難しいわけでございまして、法律の委任を受けて、具体的な取り扱いは下位の規範で規定することが許されているものと私ども解しておるところでございます。

御指摘の依命通達は、固定資産評価基準、これは地方税法によりまして自治大臣が告示によって定めるとされております固定資産評価基準の具体的な運用の指針として示したものでございまして、これは法律の委任の範囲によるものと考えておるところでございます。

なお、こうした評価のあり方を前提に国会でいろいろ御議論をいただきました。税負担のあり方については地方税法の改正によって国会審議を経て取り決めていただいておりますところでもございす。この点はひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

ただ、納税者によりわかりやすい形で示すべきであったんではないかという点については、私も確かにそういう点について配慮する必要があるというふうにも考えておりました。平成九年度の今回の評価がえに当たりましては、地方税法によりまして自治大臣が告示によって定めるというふうに書いておりましたその告示である固定資産評価基準に、この七割を基準にして評価を行うという点についても明確に今回は規定をさせていただいておるところでございます。

○小林元君 その評価基準というんでしょうか、それに関連して土地基本法あるいは地価公示法、そういうものを根拠にして決める、一定割合というふうなことになるんですが、これも大臣の告示あるいは依命通達とだんだんレベルが上がってきたようでありまして、法律の中では何にもその辺は規定がないんですね。

土地基本法、これは地価公示法よりも後からできた法律なんです。土地基本法の中では、適正な地価の形成、課税その他適正化のために土地の適正な価格を公示する、こう書いてあるわけなんです。そういう法律が後からできたんですけれども、そういう精神でつくったわけですから、そういうものを受けて土地課税といふものはやるんだと私は非常に単純に考えるわけなんです。

その辺の規定のやり方につきましては、これは皮肉ではないんですが、地方債の許可の規定ではありませんが、例えば公示価格の七割程度というふうなことについて、これは当分の間というふうな規定の仕方もあるのかもしれませんが、そういうものでもやるというふうなことは法律に規定できないことはないんじゃないかというふうに考えるんです。これは自治大臣にも質問をいたしたま

したけれども、局長さんはいかがでしょうか。

○政府委員(湊和夫君) 評価に関連する事項というのは広範にわたっております。地方税法では、固定資産は適正な時価によると書いておりますし、その適正な時価の評価の仕方は自治大臣が告示で定めるところで、法律上そういう形の構成をとっておるわけでございます。

同じようなことは他の税で、資産課税にもなりますが相続税についても同じようなことでございまして、法律上は時価によるというふうな規定すること、具体的な評価のあり方については固定資産税の場合と同じように法律では具体的な形は書いてないというところでございまして。

ただ、土地基本法の成立の際にも大いに議論がありましたように、全体として均衡のとれた評価を行うべきであるという観点から今回の一連の評価の仕方の見直しが行われてきたものでございまして。その評価の水準といいますが、水準そのものは確かに七割を目途にするというところではございますが、評価の基本的な仕組み、考え方は現行のそれまでの評価基準に基づく評価の仕方を引き続き、その上にこの七割評価というものが行われているわけでございます。

おっしゃられるように宅地のみの事柄だけを書けば済むということであればいろんな選択肢もあり得ようかと思ひますが、土地の中で農地、山林あるいは雑種地、いろんな形の土地の評価すべてを法律で書くというわけにはなかなかまいらないというふうなこともありまして、先ほど申し上げましたような自治大臣の告示で定めるところで全体の法体系を構成させていただいておるところでございます。

私どもとしては、この評価基準等いろいろな見直しをしたりわかりやすい仕組みに変えていったという工夫はこれからは必要はあると考えておりますが、法体系上の整備のあり方としては、現行のやり方はそれなりの一つの考え方ではないかなというふうな率直に思っておりますところでございます。

○小林元君 いろいろ議論はあるだろうと思うんですけれども、いずれにしても地方税法というの、国税の方は税目ごとに法律ができていて、ところが地方税は県、市町村一本で大変な法律になっているわけですね。そういう中で附則がまた後ろの方にあるというようにですから、実際に読みにくいわけですね。一生懸命勉強しようと思うんですけれども、とても一般の住民は、私は住民より上だとは思っておりませんけれどもなかなか理解できない。ですから、一般の住民の方も同様だと思ふんです。

そういうことになりますと、何かお上の言うとおりに納めなきゃならないのかなというふうな気持ちで納めていたんだけどというのはどうか。幾ら納税の義務とはいえ、やはり十分にその辺は、十分にとは言いませんが、およそこんなものかなという理解の上で気持ちよく納めていたんだけどというのが行政のやり方ではないかというふうに考えるものでございます。どうか平易簡明な法律のあり方、つくり方、そういう見直しをいたしますか、そういうことをぜひ要望したいと思ふます。

時間もありませんので、次に交付税の財政計画の問題に移させていただきます。答弁は簡潔で結構でございます。

今回の財源不足額は四兆六千五百億円あるわけでございます。三年連続での収支不足というふうなことで、これは本会議でもあるいはもう既に多く議論されてきたわけでございますが、この収支不足額をどうするか。自治省としてはあるいは地方団体としては交付税率をアップしてもらいたいというわけですが、なかなかそうもいかぬと。では、制度改正でやろうというふうなことで、六条の三の第二項によって今回もそういう単年度の措置がされたわけでございます。

この辺につきましましてはちょっとよくわからないんですけれども、地方制度調査会とか税制調査会というのか、あるいは単に大蔵と自治省のせめぎ合いで決まるというのか、その辺を、簡潔で結構でございますから御答弁いただきたいと思ふます。

す。

○政府委員(二橋正弘君) ただいまお話がございましたように、平成六年度以降、当初から相当多額の財源不足が生じておる状況が続いておるわけでありまして。年末の地財対策に向けましては、もちろん私も自治省と大蔵省の相互間でいろいろやりとりをいたしたまふけれども、その臨むに当たりまする基本面的な考え方あるいは現状認識につきましては地方制度調査会でも御議論をいたいただいて、地方制度調査会から来年度の地財対策についてこういうふうに取り組むべきであるというふうな御意見をいただきます。それから、地方財政審議会でも御提言をいただきます。来年度の地財対策はこういうことを重点的に取り組むべきだというお話をいただいております。

そういうものを踏まえながら、私どもと大蔵省の方の事務当局同士が、相当長い期間、回数を重ねて議論をいたしまして、最終的に自治大臣、大蔵大臣の大臣折衝が行われて、国の予算編成の原案の内示前日の段階の最終の両大臣折衝で、地財対策あるいは具体的にその財源不足をどうやって補てんするかということが決められるというのがこれまでのやり方でございます。

○小林元君 今、国も地方も挙げて財政危機だという認識はあるわけでございます。しかし、地方の方から見ますと、財政計画で収支不足があつて、それを交付税特会の借り入れとか、あるいは財源対策をどうするか、減収補てん債をどうするかとか、そういうことになって収支不足額の対応が、財源対策ができていくということになるわけでございますけれども、国がそういうことをやるということについて地方団体のサイドから見ますとどうもなかなかよく見えないわけですね。

ですから、本当に何でもかんでも国が面倒を見てくれるんだというふうな意識になりがちなんです。これは地方分権の時代、地方自治という立場にあつては、やはり自分のことは自分で責任を持つ、自分の市町村のことは自分の市町村が決める

というような考え方が望ましいわけでございますけれども、せっかく皆さんが御努力をいただいてもその辺がなかなか見えてこない。

ですから、例えば収支不足が出た場合、今のような制度の議論もありますが、交付税の増額をするかあるいは借り入れをするのか、借り入れした場合、一般会計から借りるのか財投から借りるのか、あるいは国が面倒を見るのか、国の一般会計の一般財源、一般財源というんですか、そういうものを助成するというか一般会計に繰り入れない、あるいは地方債の発行でそれを補うというふうないろいろな方法があるんでしよう。時間もありませんので次の機会に譲りたいと思ふますが、そういうことが明らかになるように、いますから、財政再建に向けて頑張ろう、何とかしなきゃいかぬという気持ちで、そういう一体感を生むように自治省にもぜひ御努力をお願いいたします。時間が参りましたので、私の本日の質問を終わります。

ありがとうございます。

○牛嶋正君 平成会の牛嶋でございます。きょうは、いよいよ四月から地方消費税が導入されますので、これに関連いたしまして若干御質問させていただきます。

当分の間、徴税事務は国が消費税と一緒にすることになっておりますけれども、地方税にとりましては久しぶりの大型の新税導入でございます。そういう意味では、これからの地方税制のあり方を考える上でも、また国と地方の税源配分を見直していく上でも地方消費税が軸の一つになってくるのではないかと、こんなふうには考えております。

例えば、全国知事会で長らく議論されてまいりました事業税の外形課税への移行論につきましても、これまでの議論の中で外形標準に付加価値を求める意見が多かったわけでございますけれども、付加価値を課税ベースに置く地方消費税の導入はこういった事業税の外形課税論に対しまして

今後の議論に一石を投ずるのではないかと、こんなふうに思っております。

また、地方消費税の各府県への税収配分が道府県民税や事業税の各府県への税収配分に比べて地域格差が小さいといいたしますと、国から地方への税源移譲を進める上で障害になってまいりました地域格差は多少なりとも緩和することになり、国と地方の間の税源配分の見直しに当たって好材料をたらしめるものであるというふうにも思ふます。

しかし、地方消費税の導入に当たって全く問題がないわけではございません。とりわけ、消費税に関して問題視されてまいりました益税の問題、それから最近非常に議論されております滞納の増加の問題がござります。これらの問題は、地方消費税の実施とともに地方税制に持ち込まれることになるわけでございます。そういったしますと、納税意識に与える悪い影響が非常に懸念されるわけでありまして。特に納税者にとって身近な地方税においては、徴税は非常に不正が発生するといいたしますとその影響は非常に大きいことも想定しなければならぬと思ふます。

きょうは地方消費税の問題を中心に議論させていただきますが、今申しました地方消費税導入の懸念の問題をちよつと取り上げまして御議論させていただきます。

国税庁が昨年十月に公表いたしました平成七年度の滞納整理状況という報告書を見ますと、消費税の滞納増加は非常に明確に示されております。平成七年度の消費税の滞納額は、これは八年度に繰り越される分でございますが、三千八百六十一億円でござります。国税全体の滞納額のうち約三〇%を占めることになりました。これに基づいて平成七年度の消費税の徴収率を算定いたしますと、単純に計算いたしますと九三・三%という数字になります。これは国税の中でも最も低い徴収率ではないかというふうに思ふます。

自治省はことし四月から地方消費税を実施されるわけでございますけれども、私が懸念いたしま

すのは、こういった滞納状況を地方税の中に持ち込むことになるわけですが、この点についてどのような注意を払っておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(漢和夫君) 消費税の滞納状況につきましては、徴収決定済み額に對します新規の発生滞納額の割合でございます。滞納発生割合、これを拝見しますと、平成元年度から平成五年度まで徐々に増加をしておりますけれども、五年度をピークに低下をしております状況にあるというふうな承知をいたしておるところでございます。

国税庁におきましても、当然のことでございますけれども、消費税の滞納の未然防止あるいは滞納整理に一生懸命取り組みをいただいているというふうなことでございまして、先ほど申し上げましたような新規の発生滞納額が減ってきているという事は、全体として見れば徴収率は向上の方向に向かうのではないかとこのように考えております。

先ほど議論がございましたけれども、バブル以後の一連の中で、地方税もそうございましたが、国税も徴収率の低下を全体的に免れ得なかったという流れの中にあるという点も私もあわせて考えるべきものかというふうに思っております。

○牛嶋正君 この消費税の滞納はほかの税目と違った意味を持っているわけですね。言うならば、消費者から納められた税がそのまま国庫へ行かないで結局納税義務者たる事業者の手元にとどまるということになるわけですから、全くこれは益税と同じ性質を持っている、このところを非常に注目しなければならぬのではないかとこのように思います。

ですから、益税と同じように、消費税の滞納というのは徴税の段階で極めて重大な不正を持ち込むことになるわけでありまして、しかも、消費税の場合は、あわせて事業者とそれから消費者との間に税をめぐった対立関係と申しますかあるいは

不信感と申しますか、そういうふうなものまでつくって出ていくという懸念もあるわけでございます。そういった点と、徴税執行上かなり厄介な問題が生まれてくるのではないかと、こんなふうな気がするわけでありまして。

この点について自治省では、徴税の段階での不公正ということについてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(漢和夫君) 御指摘の点につきましては、もちろん徴収率の問題は全般的に各税を通じてそうでございますが、課税の公平という観点から問題があるというふうに思っております。今御指摘がございましたように、消費税の場合、最終的に消費者に転嫁される税であるということから、かねてから一般的に益税の問題が指摘されてきて、中小事業者に関連するいろんな特例の見直しもこの四月から国税において行うこととし、全体としての益税の発生を抑える努力をするという仕組みがとられつつあるところでございます。

この徴収をめぐっての今御指摘の点については私も全く異論を挟む点はないと思っております。こうした益税問題も含めてより一層徴収の公正な執行ということが重要であるというふうに考えております。したがって、私ども、徴収そのものは国税に地方消費税について賦課徴収を委託する形はとっておりますけれども、一般的に納税者に対する理解を求める、あるいは各都道府県でも納税者の相談に応ずる、あるいは一般的な納税協力を通じてこの徴収の向上に資するためこれから取り組んでいかなければならないと思っております。

○牛嶋正君 それで、今自治省の方では、地方消費税を導入されて半年度ベースでどれぐらいの徴収を見込んでおられるのか、そして四月からは簡易課税方式につきましては見直しを若干ございますけれども、この新しい簡易課税方式に基づいてどれぐらいの益税が見込まれるのか、もし計算をされておりましたらその数字をお示しいただ

きたいと思っております。

○政府委員(漢和夫君) まず、平年度ベースの地方消費税の額でございます。平成九年度時点のベースにして平年度化された額は約二兆六千億円となるというふうに見込んでおるところでございます。

なお、益税の額の推計につきましては、これは国税当局の方もそうでございますけれども、各事業者の転嫁の程度によって変わってくるということもございまして、なかなか正確な把握が困難であるということから、益税額そのものの計算についてはできておりませんが、その点についてはお許しをいただきたいと思います。

○牛嶋正君 そこで、現行の道府県税の徴収率を、私の手元には地方財政白書、平成八年度版しかございませんので、これに基づいてお尋ねしていくわけですが、幾つか、二十数税目あります。全体の徴収率は平成六年度は九五・二％ですけれども、この中で徴収率の低いのを四つ選んでみました。

一つは道府県民税の個人分でございます。これが九〇・六％でございます。それから、二番目は事業税の個人分でありまして八九・六％、そして、三番目は不動産取得税の八五・八％、そして消費税と非常に似ております特別地方消費税が八九・五％でございます。

既に七年度の決算が出ておりますので、まず七年度の数字をお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(漢和夫君) 平成七年度分の現年課税分それから滞納繰越分も含めました徴収率について申し上げますと、まず個人の道府県民税、先ほど平成六年度九〇・六％と先生の御指摘がありましたが、これが九一・三％でございます。それから個人の事業税、これは八九・五％、六年度に比べて〇・一％下がっております。それから不動産取得税は八四・六％、それから特別地方消費税は八八・七％、不動産取得税、特別地方消費税とも一％前後下がっておりますというところでござい

○牛嶋正君 今四つ挙げられましたけれども、このうち道府県民税の個人分を除きますと、全体の徴収構成に占める割合はいずれも五％以下でございます。言うならば、全体の徴収から見ますとそれほど大きな構成比ではございません。

しかし、一つの税目を取り上げてこんなに低い徴収率であるとするならば、私は課税の公平性というものは保たれていないのではないかとこのように思いますが、この点についての自治省の御見解はどうですか。

○政府委員(漢和夫君) 地方税の公平性の確保というのは、当然のことながら重要な課題でございます。税収入の確保面でも、今地方団体は大変に厳しい財政状況でございますので、その収入確保努力という意味でも、この徴収率の低下というものはやはり大きな問題があるというふうに考えております。

そういう意味で、私も、一般的な意味ではもちろん、地方団体に対してこうした執行面における努力についていろんな機会に地方団体の取り組みについて促しておるところでございますけれども、地方団体も、最近新聞等でも幾つか出ておりますけれども、実はいろんな創意工夫をしながら私どもも精いっぱい取り組んでいただいていると思っております。

しかし、なおかつ課税の公平ということを考えますと、それぞれの各団体の知恵をお互いにまた利用し合ったりして、さらに一層この取り組みに鋭意努力していく必要があるというふうに考えております。課税の公平さの観点から問題があるという御指摘については、そのとおりだということに考えております。

ただ、一方で、多少弁解がましいことではございますけれども、全体としてどうしてもこれらの税目についても、それぞれ違いはございますけれども、景気の大きな流れの中で徴収率の変動せざるを得ないという面も、これは地方団体の努力にもかかわらずそういう面があるということも事実でございますので、その点はひとつ御理解を賜りた

いと存じます。

○牛嶋正君　そこで、私も今挙げました四つの税目について、徴収率を引き上げるためにはどうしたらいいのだろうか、あるいはまたなせ徴収率が低いのかという原因について私なりにいろいろ検討させていただきまして、順次取り上げていきたいと思ひます。

まず、道府県民税個人分でございますが、特別徴収と申告納税がございまして、恐らく特別徴収は何か徴収率は確保できると思ひますが、申告納税の方が問題だらうというふうに思ひます。それはよくわかるんですが、一つ疑問に思われますのは、道府県民税は市町村民税と一緒に徴収されております。ところが、六年度でございますけれども、市町村民税の六年度の徴収率を見ますと、均等割それから所得割、いずれも九二・六％というふうなことで二％差があるんですね。

一緒に取っているのに、なぜその徴収率に差があるのかなというところで、まずこの点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(漢和夫君)　この徴収率の差は、一般的に見るともう御指摘のとおりで、何で一緒に取っているのに差があるんだらうかという御指摘、そのとおりだと思います。まず一般的にはそう考えることが自然だと思ひますが、これは会計処理上のごく一部の団体の取り扱いによって実はそのほとんどが出てきておるといふ極めて特殊な要素がございします。

ちょっと細かな話になつて恐縮なものでございますが、せっかくでございますので御説明させていただきますと思ひます。

特別徴収の方法によつて、年度末の三月に徴収されたもので結果としては通常その年度の徴収として入ってくるわけでございます。現実には出納閉鎖期間がありまして、三月分等が五月に納入をされるということになります。それをもう一度細かく申し上げますと、三月末の市町村の徴収分は四月十日までに実際には市町村に納付をされます。これは出納閉鎖期間中でございますから、当

然市町村でもその前の三月までの年度の税として入ってくるわけでございます。市町村についてはこれらの取り扱いについて特に問題ございせん。ところが、市町村から今度は都道府県にこの個人の道府県民税を払い込むわけでございますが、その払い込みは五月十日ということが基準日になっておるわけでございます。

ここで、都道府県の払い込みのその受け方に、実はさつき申し上げましたように、数団体で取り扱ひの差があるわけでございます。それは、数団体におきましては出納閉鎖というものを、特に出納閉鎖を通じて上がってくるようなものについて出納閉鎖を四月末としておるとところがございします。結果として、三月の徴収分がその三月までの年度内の収入にならずに、出納閉鎖後に入ってくるという形になるものですから、滞納繰越分として再度調整されて翌年度の収入として入ってくるという形に取り扱ひがなつておるようでございます。したがつて、本来の年度の三月徴収分が入ります通常の場合でありますと、本来の年度でありますその三月の所属する年度の収入とはなつておりません。

しかし、一方で、その三月の所属する年度の調定額の中には含まれております。したがつて、調定のベースは広がつていくけれども収入としてはその分三月分のものが入つていないということ、まず徴収率が落ちます。加えて、翌年度は今度は滞納分として再調定をしてそれはほとんどが入ってくるということになるんだと思ひますが、そしてその翌年の収入に入ってくるという構成をとつておりますので、形式的に処理しましても、これはどうやつても徴収率が下がるという結果になつております。

これが一番大きな要因で、大半はこれで説明できるんだというふうに思つております。

○牛嶋正君　一つの問題は解決いたしました。次は、事業税の個人分でございますけれども、これも恐らく申告納税ということで徴収率が落ちているんだと思ひますが、ただ事業税法人分は九

六・九％なんです。ですから、この間にかなり差があるということ、法人分は納税の数からいいますと少ないです、それから一人法人が納める額も多いわけでございますので、恐らくこの差はそういったことで説明されると思ひすけれども、それにしてもちよつと差が大きいというふうに思ひますが、これについてちよつと御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(漢和夫君)　個人の事業税とそれから法人事業税との間の徴収率の格差についてでございます。

法人事業税につきましては、ちよつと数字を申し上げますと、例えば資本金別の利益を出しておる法人のウエイトを申しますと、例えば一億円未満が九七・九％の数を占めておられて、一億円以上のものが二・一％というように、利益を出している法人の構成からいくと規模ではそういう区分になつております。これが税額ベースでいいますと、九七・九％の法人数であります一億円未満のところに入ってくる税額は三八・九％、それから一億円以上のところでは六一・一％という法人の数と税額に相当乖離があるのは、当然のことながら大きな企業はたくさん税を納めているということでございます。結果として、大規模な法人が納付する納税額が全体としての徴収率の向上に大きく寄与しておるといふことが最も大きな理由になつておりますし、比較的大規模な法人の場合、利益を出した場合の納税率といふますか、これは極めて高いということもございします。

それからもう一つは、個人事業税は普通徴収でございます。したがつて、法人事業税と比べますと、法人事業税は申告納付であるという特徴がございします。普通徴収の場合は自治体の方で把握したものをとにかく全部調定いたすわけでございます。申告納付でも、法人事業税の場合は申告納付でございますので、不申告分が徴収率の算定には結果として入らない。もちろん、不申告をできるだけないように自治体としてはやつていかなければいけませんけれども、そもそも不申告のもの

が徴収率の算定に反映されないという両税の徴収の仕方による差異も一部あらわれているのではないかとこのように思つております。

○牛嶋正君　今のお話を聞いてみますと、結局徴収率というのは徴税費用、徴税費と申しますか、これとの兼ね合いが非常に強いわけでございます。ですから、徴収率一〇〇％まで持つていくこととするには相当な徴税費がかかる。ですから、税の公平化あるいは効率的な徴収化という問題に帰するところがあると思ひます。そのあらわれが私は個人分等については割合低いところにおさまつておるんじゃないかと思ひますが、これは税を徴収する場合の非常に基本的な問題でございますので、一番最後のところでまたまとめて御質問したいと思ひます。

その次は、不動産取得税でございます。この取得税というのは二つございまして、不動産取得税とそれから自動車取得税でございます。不動産取得税の方は、先ほど申しましたように平成六年で八五・八％であります。一方、自動車取得税の方は九九・九％、もう一〇〇％に近いわけですが、これもやはり課税方法のところで大きな違いがあると思ひますけれども、御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(漢和夫君)　今御指摘のうちの自動車取得税はほぼ一〇〇％徴収が実行できておる、景気の変動におよそ関係なしと言つてもいいぐらいの徴収実績を上げてきている税でございます。

御指摘ございましたように、この両税の違いはまさに課税方式の違いでございます。自動車取得税は実際に自動車のナンバーの交付のとき、あるいはその所有者の変更登録を行います場合に、陸運事務所といいますか陸運の支局の近接の場所、ナンバー登録等の前段階としていわばルール化されて納めていただいているような形になっております。そういう形がとれておるといふことで非常に課税漏れが起きにくくなつておるといふことでございします。

それから、不動産取得税は、本来であります法律上は不動産を取得したときは申告をすべき義務等を課されておりますが、現実には賦課徴収で、課税客体を登記所等の登記移転等を把握しながら行っていくというような仕組みの中で行われておりますし、また特に最近土地をめぐっているような問題がございましたけれども、そういう土地を中心に、家屋もございすけれども、こういった資産の課税であるということもございまして、しかも一件当たりの税額が自動車取得税の場合と不動産取得税の場合は当然異なっておりますので、納税の容易さという面でもこの両税は相当違いがあるかというふうに思っております。

○牛嶋正君 それでは、最後の特別地方消費税の方に移らせていただきます。

これは以前は料理飲食等消費税でございまして、そのときから課税執行上の問題があるとかいうふうにも聞いておりました。恐らく非常に取りにくい税だろというふうに思うんですけれども、先ほど七年度を聞きましたが、料理飲食等消費税のときと比較しながら、徴収率が最近どんなふうに移っているのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(湊和夫君) 徴収率の推移についてでございますけれども、平成元年度から消費税が入りました際に特別地方消費税と名前を変えて現在の制度で動いておるわけでございまして、平成元年度ではこの特別地方消費税の徴収率は九八%でございました。平成二年も九七%とかなり高い徴収率を記録いたしております。

ただ、特別地方消費税は、ある意味で景気といひますか一般的なちまたの景気の動向を最も反映して税の徴収率が増減していったというのが過去の経緯でございまして、平成元年度では先ほど申し上げました九八%でしたけれども、これも六十年ごろ、ちょうど不況の時期に当たるわけでございすますが、このころには八八・二、それから六十一年度でも八八・六というふうに、この不況のときにはやはり徴収率がかなり低かったというふうな経緯もございす。

それが元年の見直しの際、現在の制度として動きまます段階では、景気回復状況も恐らく反映されたかと思ひますが九八%、二年度には九七%というふうな数字で推移しております、このころが急速にまた低下して、平成七年では八八・七%程度となつておるところでございす。

○牛嶋正君 徴収率は翌年繰越分を入れると落ちるわけですね。ですから、この切りかえのときは、これまでの料理飲食等消費税の滞納分というのはそこでは入れられなかったんじゃないかと思うんですが、だから高い数値になつておると思うんですが、その解釈でよろしいですか。

○政府委員(湊和夫君) おっしゃるとおりでございます。

○牛嶋正君 それでは、私が特別地方消費税についても一つ懸念している面は捕提率なんですけれども、きちっと捕提されているのかどうかということですが、これは数字には出てこないわけですね。もし捕提率が例えば七〇とか八〇なんというふうなことになるますと、それに滞納が加わるということになりますとこれはちよつと問題のある税だと思ひうんですけれども、捕提率についてはどんなふうにとらえておられますか。

○政府委員(湊和夫君) 捕提率というふうな形での統計的な数字を把握いたしておりますので、その面からのお答えを申し上げますことはできませんが、先ほど委員も御指摘になりましたように、もともと徴収コストのかかる税でありまして、地方税らしい地方税であるということはそのとおりなのでございす。従前から都道府県ではかなりこの徴収の捕提率向上のために、職員を夜いらんなお店に調査に行かせるというような努力を随分重ねてこられた税でございす。免税点が最近上がったことによりまして、その辺の人の配置等の問題も前に比べればやや少な目になつてきておるんではないかというふうなこともございすけれども、各団体ではこの特別地方消費税の徴収のために相当なエネルギーを現在でも割いておると

いうふうに承知はいたしております。

○牛嶋正君 私はなぜこんなことを申し上げるかおししますと、特別地方消費税というのは、課税方法から見ますと消費税の小売段階での課税と非常によく似ておるんですね。今はこんな状態で国が全部徴収してくれておるからいいですけれども、本当に自主財源ということになりますとこれは地方で徴収しなきゃいけません。こんな課税体制で私は地方消費税を徴収できるのか、これは国と地方の税源配分どころの話じゃないですよ。地方税そのものの存立を危うくするような大変な問題になると思ひうんです。

そうだとしますと、私は、しばらくどころじゃなくてももうずっとこういう国が徴収する方がいんではないかなというふうに思つておられますけれども、そうなりますと、課税権から考えましてその自主財源としての意味が非常に問題になりまして、これはまた地方分権の問題とも絡んでまいります。地方消費税というのはそういう非常に大きな問題を抱えておられますので、きょうはこの問題を中心に取り上げさせていただいたわけですが、

それからもう一つ、課税方法が徴収率と非常に関係する、したがって課税徴収費ですが、コストとも関係するということですが、もう一つ課税根拠が問題ではないか、課税根拠のあいまいさ、不動産取得税に対します課税根拠というのは自治省はどういうふうにお考えですか。固定資産税との関係もございまして、納税者の側からしますとなぜ不動産取得税がかかるのかと、ずっと固定資産税を払つていくのにです。ですから、資産課税の中での不動産取得税の課税根拠をどういうふうに自治省はお考えですか。

○政府委員(湊和夫君) 不動産取得税の課税についてでございますが、土地の取得、保有あるいは譲渡、いろんな段階で適切な形で税負担をいたしたく形になつておるというのが現在の全体としての税体系かと思ひます。

不動産の取得の際、不動産の取得行為というものの背景に担税力があるということと、不動産の持つ地域との受益性、こういった点を勘案して地方税として不動産取得税を課税しているというふうな理解をいたしております。

○牛嶋正君 不動産取得税につきましては固定資産税との関連がございす。資産課税のうち固定資産税がこれまで中心だったと思ひうんです。これに對しまして、固定資産税が全部市町村税に移されたときに、道府県税としてこういう形で不動産取得税が残された、私ずっと検討してまいりましてそんないきさつを知つておるわけですが、それでも、そうだとすると、課税根拠というのはいま一つあいまいではないかなというふうな気がいたします。

ですから、私も一度申しますのは、徴収率を上げて課税の段階での不正性をできるだけ排除していくためには、もちろん先ほどの自動車取得税のように課税方法を工夫していかなければなりませんけれども、徴収者がちゃんとした考えでもって徴収できるような課税根拠というのがやっぱりもう一つ重要ではないか、その点をもう一度見直していく必要があるんじゃないかというふうな気がしておりますけれども、きょうはせつかく政務次官がお見えになつておられますので、実は大臣にこのことはお聞きしようと思つておったんですが、もし何か御意見がございしたら……

○政府委員(久野統一郎君) 私も不勉強で余りこういうことはよくわからないんです。税金は私自身も余り納めたくないものですが、そういうふうな根拠というのはいはつきり皆さん方に理解していただくように努めていくことが大変大切なことではないかと思ひます。そのためにも、私も自治省の方も一生懸命に今努めているところだと思ひます。

○牛嶋正君 どうもありがとうございます。終わらせていただきます。

○委員長(峰崎直樹君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時一分開会

○委員長(峰崎直樹君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷川秀善君 自由民主党の谷川秀善でございます。

平成九年度の予算案を見ますと、経常的な収入でございます税収及び税外収入は六十兆五千億しかございませんで、これから地方交付税に十五兆五千億、国債費に十六兆八千億を支出いたしますと、差し引き二十八兆二千億しか残らないわけでありまして、これに新たに国債を十六兆七千億発行いたしまして、一般歳出の四十三兆円を何とか確保している状況であります。税収の伸びを二・六％と大変な伸びを見ているように私は思うんですが、後ほどまたお話をさせていただきますが、昨年よりも国債発行をこの二・六％を見込むことによって四兆五千億円減らしているわけですね、伸ばして減らしているわけですね。それでも年度末の国債発行残高は二百五十四兆円にも達すると、こう言われておるわけでございます。

地方財政計画も同様に大変苦しいやりくりをしておられるわけです。八十七兆円の歳入歳出規模でございますが、地方税収入は三十七兆円と全体の四二・五％にすぎませんで、地方交付税の十七兆一千億、国庫支出金十三兆三千億、地方債の十二兆一千億に大きく頼っているわけでありまして、これはまさに厳しい財政状況の結果だろうというふうに思いますし、また地方単独事業等を抑制いたしまして、地方の一般歳出の伸びを対前年度比〇・九％増に抑えた緊縮型の地方財政計画となっているわけでありまして。

そこで、この計画を取りまとめられるために大変御苦労をされたことだろうと思つて高く評価をしていくわけでございますが、どういふ点に気を使われてこの財政計画を取りまとめられたのか。初め自治大臣にお伺いしようと思つておたわけでございますが、久野政務次官がお見えでございますので、この当時はおられたかどうかによつて存じ上げませんが、御苦労の成果といえますか、その点をまず初めにお伺いしたい、かように考えます。

○政府委員(久野統一郎君) 先生も御案内かと思ひますけれども、徹底した歳出の節減に努めました。地方の一般歳出の伸び率を〇・九％に抑えまして、また、財政体質の健全化ということで借入金金を二兆七千五百四十二億円減額いたしました。財源の不足の補てんを地方交付税の増額をすることによつて補つたわけですが、その地方交付税の増額分を国と地方で半分ずつやつていったということなんです。そういうことに留意して地方の財政計画をつつたわけでございます。

先生からたまたまお話がございましたように、国、地方合わせまして五百兆円だとか言われる状況がありまして、人によつては財投なども、公社公団の借金も国の借金と同じじゃないか、一千兆円ぐらゐあるんじゃないか、そんなことを言う方もお見えでございます。本当に大変な時代になつたわけで、財政の健全化というのはこれから大いに進めていかなければならぬのじゃないかなと。政治家として、たとえ国民、市民に嫌われようとも、この健全化というのに努めるべく国民、市民の皆さん方から了解をいただくようなことに努めていかなければならぬと思つております。

○谷川秀善君 ただいま政務次官がおっしゃつたとおり、本当に国も地方も今大変な財政難に陥つていくわけでございます。これはまた何とかしなきゃならぬということも急務の課題だろうと思ひます。

そこで、税収の伸びを九・六％と見込んでおられるわけですが、国の方も高い見込みをし

ておられるわけですが、私の実感からいたしますと、九・六％も税収が伸びるのかなというふうにと、非常に心配をいたしておるわけでございます。税収の伸びを九・六％と見込まれたその根拠と申し、なかなかなそのとおりは年度末になつて見ぬとわからぬことですが、根拠がございましたらお教えを願ひたい。

○政府委員(湊和夫君) 九年度の地方税の収入見込みについて先ほど御指摘ございましたが、三十七兆四百四十三億円見込んでおります。

少し特殊事情といひますが、前年との対比増減でいへば二点大きな特徴がございます。その一点は、地方消費税が導入されることによつてその増収分が平成九年度については一兆三千億、完全に平年度化したしておりますので一兆三千億円という額でございますが、これが新たな要因として加わつてきております。ただ、見合ひでは譲与税の方が一方で減少しておりますので、これは税の上の数字でございます。

それからもう一つは、特別減税を実施しないというところによつて、平成八年度に比べますと平成九年度は、もとに戻る分増収となる分が六千二百三十五億円という数字がございます。この二つによりましてかなりの増分をカバーしているわけでございますので、この二つの特殊要因を除きますと税収の伸びは九・六％から四・八％という伸びになるわけでございます。

加えてもう一つ、来年のこの税収見込みに当たつて特殊な要因でございますのは、平成八年度中の税収が好調であるということとを反映いたしまして、平成八年度中に約一兆円の発射台のアップといひますか増が見込まれております。したがうして、平成八年度のこの一兆円もさらに先ほどの数字から除いて、じゃ純粹に平成九年度の実質的な増加、八年度の決算見込みと九年度の伸びを幾ら見ておるかということにいたしますと、一・七％程度の実質の税収の伸びを九年度中についていへば見込んでおる、そういうふうな見込み方になつておるとございまして。

○谷川秀善君 そういうことでしたら大体いけるのかなという感じがございしますが、これから景気動向がどうなるかわかりませんので、何とか景気を浮揚してもらいたいというふうに思ひます。

それで、この税収の中に、今お話もございましたように、新しい要素として地方消費税があるわけですが、これは御案内のとおり今度三％から五％にアップするわけでありまして、そのうち一％が地方消費税として地方に回るわけですが、これをどれくらい見込んでおられるのか今聞きましたので、いわゆる府県と市町村の割合はどういうふうになるわけでございますか。

○政府委員(湊和夫君) 税収額といたしましては、先ほど申し上げましたが、一兆三千億円が平成九年度の地方消費税の収入見込み額でございますが、都道府県と市町村の配分につきましては、各都道府県に収納された地方消費税相当額を各都道府県間で清算を行います。そして、その清算によつて入りました各県の収入額、税額の二分の一をそれぞれの県下の市町村に交付することにいたしておりますが、交付に当たりましては、従業者数とそれから人口に比例いたしまして案分して市町村に交付するということになつております。

○谷川秀善君 今回の地方財政計画では、新しく導入されます地方消費税については大変きめ細かい御配慮をなされておるわけでございますが、この未平年度化というのにはよくよく聞きなれない言葉でございます。これはどういうことになるのか。大体一兆二千億いわゆる未平年度化による影響で臨時税収補てん債を発行するとおっしゃつておられるわけですが、この未平年度化という言葉と、どうしてこういう影響が生じるのか、ちよつとわかりやすく御説明をいただけませんか。

○政府委員(湊和夫君) 先ほど申し上げましたが、九年度の試算ベースで平年度化すれば、税収規模としては国税の推計からいたしますと二兆六千億規模のものになるというふうに思つておりま

すが、平成九年度は、残念ながらまだ税の仕組みの関係から全体の一年分の税収が入る仕組みになっていないこととございます。

その理由でございますが、まず基本は四月からの分について課税されるということでございまして、それで、四月から課税されるもののうち、申告の方法あるいは徴収を委託しております国から地方へ納めていただく時期、それから都道府県から市町村に交付する時期、こういうことのタイムラグが全体として影響して全体の平年度化額に達しないと、大ざっぱにはそういうふうなことになるわけでございます。

ちよつと具体的に御説明させていただきますと、まず法人の申告の関係で、法人の譲渡割というものが中心になるわけでございますけれども、平成九年度の税収として確定申告分が入ってきますものは四月から十一月の決算法人の確定申告分しか実は入ってこない。という意味は、十二月以降の、十二月から三月までの決算期の方は決算の二カ月後に国に納付され、国からおおむね二カ月後に都道府県に入ってくるという形になりますために、時間的に十二月以降の方は九年度の都道府県の歳入としては入ってこないという形になるわけでございます。

細かく言えば、そのほかにもまた中間申告分についても同じような問題がございまして、十二月から二月までの分について九年度の都道府県の歳入にならないという点がございまして、これらはいずれも翌年以降は平年度化した形で歳入が入ってくる形になるわけでございます。

それから、個人の事業者の場合の譲渡割につきましては申告の期限が三月三十一日というふうな法律で決められておりますので、この分はもうすべて平成九年度は入ってまいりません。平成十年度から歳入として入ってくるという形になるわけでございます。

なお、貨物割につきましては、譲渡割よりももう少し九年度で入ってくる分の割合が高くなりま

すけれども、こうした法人の決算、それから申告時期、そして国から都道府県への払い込みの作業等の期間、こういったことによつて時間的なずれが生じておる、こういうようなことでござい

ます。

○谷川秀善君 今までと違って大分自治省も地方のためにいろいろ御配慮を、普通の場合はこれはもう平年度化チャラと、大体こういうことを今までだったらおっしゃるんだらうと思いますが、その辺のところは非常に地方をお考えいただいで、こういう臨時税収補てん債を発行するという

ことをやっていたらいいおられるわけで、非常に感謝をいたすところでございます。

この地方消費税とよく似た名前前で特別地方消費税という税目があるわけでございます。今、ちよつとほかの委員の先生からもお話がございましたが、これは結局自民党の税調でも、横に山本一太先生がおられますが、大変御苦労されて、これは税の公平とかそういうことからいえば廃止すべきではないかと。特に自民党の場合は、私も選挙に出るときにはこれは廃止しますという公約もしたわけでございまして、そういうことで大変議論になつたわけですが、これは結局平成十二年度に廃止するというところで一応決着を見たわけでござい

ます。

○政府委員(湊和夫君) 委員のおっしゃられたとおりでございます。

○谷川秀善君 これは大変議論のあるところだと

思うんです。この特別地方消費税というのは昔のいわゆる遊興飲食税の流れをくむものでございまして、特に都道府県にとつては数少ない財源、いわゆる自主財源のような財源であつたわけですから、これを何とか廃止するためには、それじゃ新しい財源を用意しなきゃいかぬということであろうと思ひますし、地方の課税する側からいへばこれを飛ばされちゃたまるめということもあるでしょうけれども、今度は課税される側からいうと、二重にも三重にも課税されておると。また、これは名前が悪いですが、消費税の上に特別がついておるから、あのときにもうちよつと違う名前にするれば、また受ける側も変わったんではないかと、こう思ひます。

結局、午前中の委員の質問にも、これはいわゆる地方独自の財源みたいなものですから徴収するのに大変苦労しているわけですね。そうすると、これが将来なくなると税務職員も大分減りますね。その辺、なかなか難しいだらうと思ひますけれども、これがなくなつていわれる徴収する職員の人件費と税収額の差というのはどれぐらい、なかなかはっきり計算しにくいと思ひますが、大体どれぐらいだと思ひます。

○政府委員(湊和夫君) 徴収コスト、地方税全般では百円当たり今は二円台の少し後半になっていくかと思ひます。

各税目についての個別の徴収コストは、例えば各自治体の徴収部門等はもう一括して全税目を扱っているとか、総務的な部門も全体を取り扱っているというふうなこともありまして、各税目ごと、例えば人が何人張りついているかというところがなかなか完全に把握できないということ、統一的な調査ができておりません。そのために、結果として、今御指摘ございましたような形で特別地方消費税のコストが具体的にどれぐらいの割合になつていくかというのを数字の上でお答えすることは難しいわけでございますが、今御指摘もございましたように、税としての徴収を確保する

ということ、従前から地方団体ではこの特別地方消費税の徴収には相当な人間もかけながら、税の公平確保という観点からも取り組んでおります。

そういう意味で、一般的な税目に比べれば、この徴収コストは大幅高くなつておるといふふうに認識をいたしております。

○谷川秀善君 将来、いわゆる地方消費税もこれからは国が一括して徴収をしてくれる、こういうことですが、恐らくそのうちに地方で地方消費税分は徴収しろということになるのかわかりません。そういう意味からいうと、ここで訓練されているから、またそつちを振り向けやすいということにも相なろうかと思ひます。

いづれにしても、この特別地方消費税、約束どおり、この法案にも書いてございまして、平成十二年度にはもう必ずやめると。また十一年ぐらいに、ちよつと地方財源何とかということにならないようにぜひお願いをいたしたいというふうな思ひわけでござい

ます。

以上、地方財政計画、いろいろお伺いをいたしました。大変御苦労をしましてとめられたことだらうと思ひますが、平成九年度は大体これで何とかやつていけるだらうと思ひます。

ところが、その次の平成十年度以降の展望が正直申し上げましてなかなか見えてこないというところが問題であらうというふうな思ひわけです。各地方公共団体も、今平成九年度の予算審議をそれぞれ協議会でやっておられると思ひます。私は大阪におりましたので大阪の例を申し上げますと、大体平成三年度ぐらいたが税収のピークでございまして、それ以後、毎年二千億円ずつ税収が減つてきているわけですから、結局この五年間で税収の減が大体一兆円にも達しているわけでござい

とを言っているわけでございます。

そこで、特に東京とか大阪とか愛知とか福岡とか、いわゆる財政規模の大きい府県は景気のいいときに大分基金をそれぞれ積んでいっているんですが、平成九年度の予算を編成するためにはどれぐらい基金を取り崩したか、おわかりであればお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(二橋正弘君) ただいまお話しございましたように、比較的法人関係の税収のウェイトの高い大阪府あるいは大都市が財政的に大変厳しい状況に置かれておられるわけでございます。もちろん各団体、それぞれの事情でいろいろ厳しい状況はございますけれども、今申しました大きな団体がそういう財政の厳しさに直面しているという状況でございます。

平成九年度の予算編成状況、私どもが現時点で承知しております限りでは、今お尋ねの大きな県、東京、愛知、大阪、福岡について、九年度予算編成に当たって基金をどういうふうに取り崩したか、その取り崩した後、九年度末でどういう見込みになるかということをお伺いしております。

それによりますと、東京都の場合ですと、九年度予算で三千三百五十三億取り崩して九年度末の見込みが四千四百六十八億になるだろう、こういう見込みのようでございます。大阪の場合は、千四百八十七億取り崩して七百三十七億残るという見込みと聞いております。愛知は、百三十一億取り崩して四百億が九年度末の見込み、福岡が、五百十八億取り崩して七百一億の残高見込みというふうに聞いております。

○谷川秀善君 今お伺いをいたしましたように、東京都の場合はほかの府県と違っています。程度、いわゆる特別区がございまして市町村的な要素があるわけですね。だから、いわゆる固定資産税だとかそういう要素がありますが、ほかの愛知だとか大阪だとか福岡は、ほとんどの税収をいわゆる法人二税に頼っているわけですね。

が、愛知県の取り崩しは百三十一億二千九百万で

すね。それで、結局残るのは四百億ぐらいしか残らない。大阪の場合は一千四百八十六億ほど取り崩して、結局七百三十七億ぐらしか残らない。福岡も取り崩しの額は少ないですけども、これですつといくと、平成九年度の景気が思うように浮上しなければいわゆる税収も伸びない。そして、結局上下違ってくるわけですね。そうすると、同じような調子でいくとしたら大阪なんかは特にひどい。予算は組めないです、実際に。予算はどう考えたって組めないです。これは七百三十七億取り崩したって全然間尺に合わないというところに相違ってくるわけですね。

結局、東京とか大阪とか福岡とか愛知とか、独自の自主財源で、いわゆる法人二税に頼ってきたところほど現在の状況から見ますと大変財政困難に陥っているということであって、そうかといって今急に財政健全化のために体質を改善したり、人員削減をしたり、事業の見直しをしたりということをやっても、まあやっているとありますが、なかなかそんなに急にはあらわれませんね。

それで、大阪の場合、もう去年一年かかってえらいやったそうですよ、その事務費の見直し。事務費の見直しをやって、二兆何千億の一般会計の中で、私がどれだけ浮いてきたと聞いたら、やとと三十億と。けちけち作戦をきちきちやって、たつた三十億しか浮かさない、これではもうどうにもならぬわけですね。

そうすると、中長期的な見直しをして行財政改革を地方は地方でやっつけていかなくちゃいかぬと思いますが、このままの状態が続くとしたら、恐らく大府県はひょっとしたら赤字債権団体に皆転落してしまふという危険性が多分にあると私は思うんですよ。これも一つの方法かも知れませんが、改革の時代ですから、もうあかんところは一遍赤字債権団体に転落させて、そこで真剣に考えるというのも一つの方法だろうと思えますけれども、そこまでするにはまだちょっとという問題が

あるのではないかとこのように思っています。

私は、来年度予算を考える場合に、中長期的なこともさることながら、いわゆる建設事業を前提としない、何かカンフル剤的な方策を考えていただかないと府県はもたないんじゃないかなというふうに思うわけですね。なかなかこれは難しいと思いますよ。特別の地方債を起すことというのは大変だろうと思います。

なかなかお答えにくいと思いますが、その辺のところ、財政局長、どうお考えでございますでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) 今たまたま大府県を例にお挙げになりましたけれども、御案内のように地方財政全般、今大変厳しい状況にございます。国の財政と地方財政を合わせた抜本的な財政再建を図っていくためにはいけないということで、財政構造改革会議がスタートして会議を積み重ね、本日またその会議がこれから夕方あるわけでございますけれども、そういう会議等を通じて抜本的な財政再建策を打ち出していくということが一番かざらうと思えます。

特に地方財政の場合で申しますと、国の財政と地方財政というのは歳出面では多くの分野で密接にかかわり合っております。と申しますか、それぞれ分野ごとに、公共事業をとりましても、あるいは教育関係をとりましても、あるいは福祉関係をとりましても、国の施策と地方の施策あるいは地方の負担というのはがっちりといわば組み合わせられておるわけでございます。

そういう大きな歳出のところについていろいろこれまでの長期計画等ございますけれども、こういう抜本的な財政再建を図らなくてはいけないという事態になってまいりますと、そういう大きな歳出分野についてやはり思い切った歳出の抑制なり削減なりということを図っていかねければ、国、地方を通じての財政再建はなかなかできないんじゃないかというふうに思っています。

した地方の歳出のうち、私どもは大きく三つと

いつも言うんですけども、公共事業の関係、教育の関係、福祉関係、この三つのところで約七割の歳出を占めております。もちろんその中には補助事業もあれば単独事業もございます。そういうものについて中長期的に抜本的な歳出の抑制あるいは削減を図っていくということで、国民負担の率を上げない中で財政再建を図っていくというふうなことになるんだらうと思えます。

そういう過程で、今の歳出構造のままでいけば、今委員御指摘のように、大阪が十年度以降本当に予算が組めるかという事態になってくるということはもちろんあり得ると思えます。そのためにも現在の歳出構造のままで、それを前提にして物を考えるというわけにはなかなかいかないんじゃないかというふうに思っております。そのために九年度は、一番最初に政務次官からお答えを申しましたように、そういう意味での第一歩として歳出を徹底的に抑制しよう、それから借入金についてもできるだけ削減しようというところで第一歩を踏み出したつもりでございますが、本格的にはまだまだこれからやっつけていかなくてはならないということでございます。

その途中過程で、今ちょっと委員の方から、建設の地方債ではなくてカンフル的な地方債を何か考える必要があるんじゃないかというお話がちょっとございました。改めて申し上げるまでもないのでありますけれども、財政のぎりぎりの節度というのは常に考えていかなくてはならないこととでございますし、それから地方財政、マクロといたしましては全体として交付税特別会計の借入金が多額にございます。それから、先ほどお話ししておりました消費税関係の未平年度化の地方債、これは単年度の手当てではありますけれども一兆二千億という地方債を出しております。これははいずれもいわば地方財政法の特例としての赤字要素的な地方債であり、あるいは交付税特会の借り入れでございますと共通の赤字の借り入れということになるわけでありまして、

地方財政は全体で、マクロでそういう赤字の要素を抱えておられますので、個別団体のレベルではそういう赤字の地方債というものを発行しないで何とか財政の健全化を図って、苦しくても毎年度毎年度の財政運営で工夫をしていただいて、そういうカンフル的な地方債に頼ることのない財政運営をやっていくべきではないかというふうに考えております。

個別の団体の財政運営につきましては、近年、たまたまお挙げになりました大府県はなかなか厳しい状況にございまして、いろんな角度から私も御相談にあずかっております。いろんな状況もまた個別に聞かせていただいておりますので、個別の財政運営、そういう御相談にはできるだけ乗ってまいりたいと思っておりますけれども、そのカンフル的な地方債につきましては、今のようなことで御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○谷川秀善君 個々のケースの場合は、なかなかそういうことで全体としてお答えしにくいだろうと思います。

せっかく政務次官お越しでございますので、地方公共団体が平成十年度の予算を組むに当たって、平成十年度のいわゆる地方財政計画を立てるに当たって、その地方の現実というか実態をよく見ていただいて地方財政計画をお立ていただかないと、もうすぐ概算要求の段階になるわけでございます。その辺のところを今から真剣にお考えをいただかないと、地方の実態、これは市町村もそういう状態になってくると思いますので、地方の実態をよく見ていただいて、思い切った地方財政計画を個別の県についてもお立ていただけるようなお覚悟がございますかどうか、お伺いをいたします。

○政府委員久野統一郎君 先生のおっしゃるとおり、行政が市民、住民との直接接点になっているわけですので、やはりそういうところがきちんとうまく回るように考えていかなきゃならぬことは当然なことだと思います。ですから、その財政

状況を十分考える中、手当てをしていかなければいかぬ、そう思っております。

○谷川秀善君 大いに期待をいたしておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げる次第であります。

さて、地方が中長期的な視点に立ちまして行財政改革を進めていこうという場合に、一番大きなウエイトを占めるのはやっぱり人件費だと思っております。だから、人員の削減をしないとこれから時代を乗り切っていけないというふうに思うわけですが、国と地方との違いは、国は計画的にずっと人員を採用してこられて、大体そんなにどこかでがと膨らんでいるということはないんですが、地方の場合は、大体昭和四十年代後半から五十年代前半にかけてのいわゆる行政需要ががと伸びてきたというところで相当人を探っているわけですね。だから、いわゆる蛇が卵を飲んだみたいにその辺でがと膨れているということになっていくわけでございます。

ところが、そういう職員ももうあと十年ほどするとそろそろ定年を迎え始めるような状況にあるわけですが、この際、何とか若いその辺の層を、どこかへ転職をしたいという人もまたいろいろあるわけでございますので、そういう人たちに自発的に次のところへ行っていくということ、いろいろと人員削減について努力をしている地方自治体もあるわけですね。

大阪府でもいわゆる選定年制と称しまして、この年度末から、五十歳以上でやめる人に対して二〇%の割り増し退職金を出すことにしているようです。これはよく考えてみますと、五十歳以上でやめるのは何も特別割り増しじゃなくて、私が考えたなら国並みになっただけじゃないかというふうに思うわけですね。

ところが、ちよつと聞いてみますと、東京都では四十五歳以上でやめる人には五〇%の割り増し制度をつくったというふうな報道を見たことがあるわけでございますが、これはどういう制度なのか。東京都のことですからわからぬかもわかりま

せんが、もしおわかりになりましたら、ちよつと御説明をいただきたい。

こういったときに、五〇%というふうな国の制度を超える割り増し基準の制度をつくったときに、退職手当債が発行できないとなかなかこれは実行できないというふうな思いわけですね。ところが、この退職手当債というのは、何かいろいろ大変厳しい条件があつてなかなか困るんだという話もよく聞くわけでございますので、この退職手当債の発行の状況と、それから東京都が四十五歳で、これはどうも現業の方のようでございますが、やめる人には五〇%の割り増しを出す、そのときに二〇%の退職手当債は認められるけれども三〇%は目前でやるのかどうか、その辺も含めてわかりましたらちよつとお伺いをいたしたいと思っております。

○政府委員(芳山達郎君) お尋ねがありました東京都が現在都議会の方に提案しております改正案の内容でございます。

平成九年度限りの早期退職促進のための時限の措置として現在提案をされております。改正の理由としては二つありまして、一つは、大きな偏りがある職員の年齢構成の是正ということで、御指摘もありましたように、高度経済成長のときに行政需要に対応した形で採用しました四十歳代後半の層、いわゆる団塊の世代の層でございますが、それが一つ、また東京五輪開催準備のために採用した五十歳代前半の層が大きな山になっておると、また一方では、昭和五十年代の財政危機により採用が抑制された三十歳代後半の層が谷になっておるといふような偏りを是正するというのが一点でございます。二つ目の理由としては、平成八年度に策定しております職員定数削減計画の実効性を確保するというのが改正の二つの理由と聞いております。

その早期勧奨特別制度の内容でございますが、自己都合の退職に比しまして五割増し程度の退職金が支給される勧奨退職の対象として、四十五歳以上五十歳未満、勤続二十年以上の区分を新たに

設けているというのが一点でございます。二点目は、五十歳以上が対象となっております早期退職の割り増しについて、一年当たり二%の割り増しを、国はそうすけれども、三%とすることを主な内容というようにしております。

現在、都議会において審議中であると聞いております。

○政府委員(二橋正弘君) 退職手当債の件でございますが、退職手当債は地方財政法五条の特例の地方債ということでございまして、地方財政再建促進特別措置法の第二十四条というところにその退職手当債の根拠の規定が置かれております。定数条例の改正によって定数の削減が確実に見込まれて、そのことによって財政構造の健全化が促進される場合に発行できるということになっておるわけでございます。

したがって、そういういわば人件費に充てるといふ地方債でありますので、基本的にはもちろん慎重に取り扱うべきものでありますけれども、今申しましたような定数条例の改正が行われて将来の財政健全化がいわば担保されるということに許可されるというものでございます。

実際にその退職手当債の対象になります退職金の金額は、退職日の給料月額をベースにして国家公務員の退職手当支給率を乗じて算出した額の範囲内ということにいたしております。退職手当はそもそも国家公務員に準ずるといふのが地方公務員法の規定でございますので、そういう趣旨から今申しましたような算定方法で具体的退職手当債の対象金額を定めているということでございます。

○谷川秀善君 まあそういうことだろうと思うんですが、結局、地方団体が本場にリストラをして行政改革をやろうとした場合に、中長期的に見ますと、特に、団塊の世代が大変なことになるんです。だから、この辺を何とかうまく整理しようという話でございますが、うまく処理できれば大変変わってくるというふうに私は思うわけですね。

そういう意味で、世の中が多様化してくるわけ
でございますから、五十ぐらいでもう役人に見切
りをつけて、高齢化社会で七十、八十まで長生き
するわけですから五十ぐらいで一区切りして、そ
れから七十ぐらいまでもう一度別の社会で働きた
いと。そうすると、二十年あるわけですから、ま
たこれで働けると思ふんです。

そういう場合に、その一つの糧になるという
のはやっぱり退職金だろうと思ふんです。だから、
まず十分ちゃんと地方公共団体も退職金が支払え
るような状況をおつくりいただかないと、小さな
地方公共団体で百人もやめられたら、退職金だけ
でもうその市や町の行政がえらいことになつちや
うというようなことにもなりかねないわけござ
いますので、退職に当たっての退職手当債の弾力
的な運用を何とかお考えいただければ、大分そう
いう面でもリストラが進むのではないかとこのう
うな感じがいたします。

久野政務次官、どうお考えでございませう
か、お伺いをいたします。

○政府委員(久野統一郎君) 先ほど来お話がござ
いますように、退職手当債というのは、人件費の
削減によって将来の財政構造の健全化に寄与する
場合に認められているものであります。局長から
も話しましたように、一方では人件費に対する地
方債という性格から赤字補てんの要素を持つも
のであり、その発行額については後年度の償還と
いうことも十分考慮して慎重に対処していかんけ
りやならぬことだと思ふます。

○谷川秀善君 今の時代、国も地方も大変な財政
困難な状況を迎えておるといふことで、国も大変
だろう、地方も大変だといふふうに思ふわけだ
けれども、我々、大阪なり大都市におりますと、
特に大阪府民のサイドから言わせると、税金とい
うのは国税も地方税も納税する側からいいます
と、同じなんですね。徴収する側からいいますと、
これは国税、これは府民税、これは市民税と、こ
ういふことなんですから、納税する側から
いいますと、税金という一くくりになるわけ

です。

最近非常に景気が悪うございまして、なかなか
大阪も大変でございまして。そうすると、私が大阪
へ帰りますと、国は何をしてきているんだと、
よくこう言うんです。私ははえらい税金を納めて
おる、ところが大阪府はなぜ赤字で予算も組めな
い状況なのかと。非常にこれは素朴な質問なん
ですが、そういう質問をよく受けるわけです。

それで、地方議員さんとお話をしていますと、
特に大阪市内の地方議員の皆さん方とお話をす
ると、大阪府で国税をざっと五兆円ぐらい納めてお
るんですね、大阪府民が。それで、いろいろなこ
とを計算して、国の出先もありまして、いろいろあ
りますが、ざっと計算したら大体一兆円ぐらいし
か返ってきていない、これはもう大阪人らしい発
想なんですけれども、一兆円ぐらいしか返ってき
てへんと。そうすると、毎年国は大阪府から、府
民から四兆円ずつ吸い上げておる、こんなばか
なことがあるかと、こういう議論になるわけ
です。

国もいろいろあるからお金も要りましたしやろ
と、こういうわけですね。そやけど、五兆集めて
一兆しか返さぬ、四兆取り上げると、悪代官より
ひどいと、こう言うんです。こういう議論なん
です。せめてあと五千億なり一兆円返してもらいた
い、これは非常に素朴な意見なんです。大阪府
民の側からいって素朴な意見。これは税源構造と
かいろいろありますが、それはそれはそうはなら
ぬのです。ところが、納税者側からいって、我々
は汗水垂らして働いてそれだけの税金を納めて
おる、こう言うんです。それはそのとおりだ
と。

これは、恐らく僕は、大阪だけではなくて大都
会が皆そうだと思うんですよ。これはしょうがな
いですね。産業が盛んでいわゆる徴税能力のある
ところから徴収をする、こういうことになつてお
るわけですね。法人税も赤字の会社からは取れない
わけですから。だから、それはよくわかるんです
けれども、これをこのままずっといくと、恐らく

私は、都市に住んでいる人たちは本当に大変なこ
とになつてくると思ふますよ。いわゆる重税感だ
けが残つて一つもいいことない、こういうことに
相なろうと思ふんです。

だから、この辺のところは僕は抜本的な話だと
思ふんですよ、いわゆる税源構造をどうするか
という抜本的な話だろうと思ふます。もちろん税収
の上がらないところから税は取れないですよ。だ
からそういう意味で、地方交付税ということであ
る程度満遍なくやっているとこのはわかるん
です。ところが、たくさん納めておる側の住民から
言わすと、それはちよつとひどいじゃないかと
いうこともまたこれらな話なんです。私はそ
れが国と地方との税源の配分の問題にもかかわ
ってくるんだらうと思ふますが、これが一つ。

それと、特に大阪なんかの場合、東京もそう
だろうと思ふんですが、いわゆる大阪、東京その
もの地方自治体がへたにかつておる、これが問
題だと思ふんです。日本の国の側から言わせ
れば、いわば金の卵を生む鶏でしょう、東京、大阪
というのは、その都府県の財政状況がへたつて
きて十年度予算すら組めないというふうな状況に
なつた場合、これは金の卵は死んでしまいま
す。そうすると、日本国全体の問題にも影響して
くるというふうに私は非常に危惧をしておるわけ
です。

そういう点で、最初に申し上げましたように来
年度予算が大阪府庁ですら組めなくなるというこ
とについて、それは府県のリストラが進んでい
ないからだと、知事がちよつとおもしろい人やか
らとか、そんなことではパンパカパーンというわ
けにはいかぬのです。それは今の状況でしたら
だれが知事になつたって黄金のなたはないです
よ、そういう税源構造になつておるんですから。
この辺について、大府県をこれからどう育てよ
うとお考えになつておられるのか、その点につ
いてお伺いいたします。

○政府委員(二橋正弘君) 地方財政の中では、委
員が今御指摘になりましたようないわば地域間の

財源の偏在があるいはその調整をどういふにす
るかというのが最も基本的な課題であらうかと思
います。

確かに、税源の多いところから見ますと、国税
も含めて相当な税金を納めているにもかかわらず、
還元される度がその何分の一になる、それ
から逆のところでは税源の何倍かが戻ってくる
ということ、そういう指摘は常にあるわけござ
います。

また、逆に、税源の少ないところから私どもが
よく聞きますお話は、人口は非常に少ないけれ
ども広大な面積を管理して、それで水源の涵養であ
りますとかその他いろいろなことでも国全体の役
に立っている地域について、たまたま税源が少な
いから、したがって財源が少なくて辛抱しろとい
う話については、やはり国全体として何か調整を
して考えるべきではないか、こういうお話が常
にございます。

そういうときには、大府県の特に法人関係の税
で非常に伸長性のある税を持っておるところに
対しては、非常に弾力性に富みまた伸びが大きい
ということ、そういうところに対する配慮を求め
るというふうな意見もまた逆に出るところで
ありまして、そういう双方の主張をどういふ
に調整をとっていくかということが非常に難し
い問題であると同時に、大変大事な問題であ
ります。

我が国の場合には、片方でそういう税源の偏在
にもかかわらず、国民の側からは重立った行政に
ついては同じようなレベルの行政を求める、それ
が公平でないとけないという要求もまた非常
に強いわけでございます。そういたしますと、勢
い税源の調整ということもせざるを得ないとい
うことになるわけでありまして。それが今日、交付税の
制度になつておるわけでございます。いろいろ
その税収が順調に伸びるときと伸びないとき、特
に法人所得関係の税が伸びる伸びないのときに
おつしやいましたような問題が顕在化するという
ことは確かにございまして、基本的にはそういう

税源の偏在をどう調整するかという問題が根っこにあるということではぜひとも御理解をいただきたいと思ひます。

そういうことを前提にした上で、財源調整を図るに当たりまして、私どもは大府県あるいは大都市から大都市特有の財政需要というのをきちんと的確に捕捉すべきであるという主張は常にいただいております。地方交付税の算定に当たりまして、そういう大都市特有の財政需要、あるいは相対的に地価が高いという要素を織り込んで、そういう増嵩経費を基準財政需要額に反映できるようにというふうな算定をいたしておりますし、それから現に大府県、かつては四府県が不交付団体でずっと来ましたが、今は東京都以外はすべて交付団体になって交付税で財源調整がされているというふうな状態にもなっております。

それから、都市特有の事業として、地下鉄の事業でありますとか都市の生活環境の整備といったような事業に対する財源措置というのの近年充実してきているところでございまして、そういう大都市特有の財政需要につきましても私どもなりに算定に当たっている配慮してきておるつもりでございます。そのことについては、今後とも留意しながら適切な税財政措置を講じてまいりたいというふうに考えております。よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○谷川秀善君 私、何も均衡ある国土の発展だとか平等のサービスを受けるということを否定するものではないわけです。ただ、こういう状況になってくると、金の卵を生む鶏は殺さぬようにしてもらわぬと日本のためになりませんよ。だからこれは育てる。一つは都市政策だろうと思ひますが、これは我々もやらなきゃいかぬと思ひます。

そういうことで大都市が税源を生んでいるわけですから、だからそれを何らかの形であるときには育ててやるという、そういう意味では少々のこととがあつても手当てをするということをしていただかないと、これがへたつてしまうと元も子も

なくなつてしまふということになりかねませんよ。

同時に、そういう声がもうだんだんと出てきています。これはこのままずっと行つてひといことになつたら、税金を納めぬ運動でも起こそうかとみんな言い出しているんです。そういうことになつたらえらいことですよ。それやたらに納めぬと府に納めようか、大阪市に納めようかと、こういうところまでなつてくるとも限らない。

やつぱりちゃんとしたことをこの際やつていかないと、それは自治体も大いにこれからリストラをしていかなきゃいかぬと思ふんですよ、大いにリストラをして歳出も切り込んでいかなきゃいかぬと思ひますが、私が今申し上げているのは納税者の側に立つてみると、だから、鹿児島に住んでおられる納税者も大阪市に住んでおられる納税者も同じ納税者なんですよ。そうすると、どう享受できるかということも、やつぱり平等に享受しなきゃいかぬ、何か取られ損やということだけはなくしていかなければ納税の意識がだんだんと薄まってくるんじゃないかと、こういうこととでございます。

最後に、政務次官に、地方をどうするのか、大都市をどうするのかという決意をお伺ひいたしまして、私の質問を終わります。

○政府委員（久野統一郎君） ただいま先生がおっしゃつたとおり、一生懸命に努力している人、そういう人にはやはりきちんと報いていかなければいけないでしょうし、税金をたくさん納めてくれる人たちが将来成り立つようなことを考えていかなければならぬと思ひます。

ただ、一生懸命に働いても収入が得られない人の中には見えるわけで、そういう人のこともあわせて考えていかなきゃならぬ。大変難しいことだと思ひますけれども、これから地域が成り立つようにするためには、そういう税収の道をきちんと考えていくことが大変大切なことだと思ひます。

○渡辺四郎君 社会民主党の渡辺でございます。

まず第一点は、昨年の本委員会でも、地方交付税法改正案の審議に際して特別決議を行ひました。

【委員長退席、理事朝日俊弘君着席】

これは、特に昨年の地方財政にとって地方交付税法第六條の第三項に該当する厳しい事態にある、こういう認識のもとに本委員会の中でいろいろ議論をしながら、六項目にわたる内容の地方財政の拡充強化に関する特別決議を行つてまいりました。まず、この決議に対してどういうふうに対応してきたのか。

六項目ありますが、特にその中の財政調整機能の充実の問題で、先ほど谷川先生がいろいろ伺つておりました。局長の方から、現在の歳出構造のままでどうかというふうな答弁もありましたが、そこを含めて第一点。

それから、交付税の特会直入問題についてはどうしてできないのかということも二つ目の問題として、六項目の決議の中の一項目にありますから、ぜひひとつお聞かせを願ひたいと思ふんです。

○政府委員（二橋正弘君） 昨年三月二十八日の当地方行政委員会でも、今お話しした地方財政の拡充強化に関する特別決議をいただきました。一般財源の充実強化、あるいは地方交付税の安定確保と財政調整機能の充実、交付税特会直入制度の検討等につきまして決議をいただいております。

平成九年度の地方財政対策におきましてはこの決議を踏まえて対処したところでございますが、具体的に今お挙げになりました二つの点について申し上げますと、まず財政調整機能の充実の具体策ということでございまして、平成六年度の税制改革に伴ひまして地方消費税の導入を行います。それから、消費税に係る交付税率の引き上げを行ひまして税源の強化を図ることになつております。

それと同時に、第二点として、今回御審議をいただいております地方交付税法の改正案にござい

ますように、地方交付税の所要額十七兆一千二百七十六億円を確保して地方団体の財政運営に支障が出ないようにいたしておるところでございます。またそれと同時に、地方交付税の算定方法の改正を行うことといたしておるところであります。

また、地方財政計画におきましては、単独事業につきまして前年度同額でございますが二十兆一千億円を確保いたしております。また、一般行政経費の社会福祉系統につきましては特に三・一％増と充実をすることにいたしておりますとともに、防災関係経費についても所要額を計上している等々の措置を講じたところでございます。

【理事朝日俊弘君退席、委員長着席】

第二点の、いわゆる交付税特会への国税からの直入の問題でございますが、これにつきましては、交付税の概算要求に当たりまして、必要な場合には法改正あるいは概算要求の修正を行う旨の特記をいたして要求いたしまして、国庫当局とも折衝をいたしたところでございます。

これにつきましては国庫当局の方の主張といたしましては、地方交付税を一般会計から除きますと、つまり直入することによりまして一般会計から除いてしまふと一般会計が国の財政全体を反映しなくなるといふふうなこと、あるいはもう一つ、収納実績に応じて交付をするということと交付税の各交付時期に法定額を交付することが困難になるのではないか等々の国庫当局からの主張もございまして、私どもと合意を見るに至らなかつたところでございます。

しかしながら、こうした問題点も踏まえながら、今後ともなおその実現に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○渡辺四郎君 最後の直入方式の問題で、大蔵当局と意見が合わなかつたというところで、特に国家財政そのものが厳しくなつてくればよく見ると歳出の部分で地方交付税が非常に大きく見えるというふうなことで、交付税を削減したらどうかという意見等もあるようです。それはたまたま国に一

緒に税金を徴収してもらつておるというだけの問題であつて、もともと地方の、もう最初から地方税にすればいいわけですね。そういう感覚で攻めていかなければ、今言いましたように、逆に言つたら交付税総額を減らせという格好の意見が出てくるのではないかと、そういう心配等もありますから、ぜひ今後とも努力をしていただきたいというふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

次に、これも谷川先生を初めいろいろお話がありました。財政の現状に対する認識の中で、特に私は公債費負担比率の上昇と地方財政運営についてこれからお聞きをしてみたいと思ひます。

現状はもう言うまでもなく、六年度以降、四年間連続して大幅な財源不足を生じてまいりました。ですから、これは以前から言つておりましたけれども、交付税法六条の三の二項の規定に該当するんじゃないかと。昨年の予算編成段階でも確かに自治省は大変な努力をいたしました。単年度に限つて二分の一の問題で解決をいたしました。が、こゝしも同じような内容の提起になつておるわけですね。ですから、この地方交付税法六条の三の二の法文の趣旨からいつた場合、四年間も連続してこういう状況が続くということであればもう当然そういう措置をとつていいんじゃないか、何も大蔵と半々にする必要もない、全額国の方で見るときではないかという気がしておるわけですね。

そういう点で、近々税収も落ち込んでくるし、それから景気対策としての単独事業なんかもほとんどやってまいりましたから、減収補てん債を含めて、あるいは言ひましたように追加事業の關係部分等についての起債等も起こしていったわけですから、平成三年度末に七十兆程度の借入金残高であつたわけですね、さつきからお話がありましたように九年度末では百四十七兆円になるんじゃないかと、実はこんなに急増してきておる、今後償還に対して地方財政そのものを非常に圧迫して、地方財政の大変大きな負担になつてくるというのを今から心配しなきゃいけない。

おとといだつたのですか本会議で、質問に対して大蔵大臣が言つたのが、簡単に言えば国自身が五百兆円の借金を持つておる、五%の金利を払えば利払いだけで年間二十五兆円なきやいけないというふうなお話がありましたけれども、これも百四十七兆円、五%利払いということは利払いだけでも七兆三千億から七兆四千億ぐらいの利払いを生じてくるわけですから、元利含めての償還になつてきますと、今の税収の実態の中から見れば大変大きな負担になつてくるということを我々自身今から決意をしなければいけないんじゃないか。

そういう中で、平成六年度末で公債費比率が一五%以上の自治体が全体の四割に達しておると。それから、この中でも特に一割以上の団体が二〇%を超えておる、これは六年度末であつたわけですが、七年度の決算状況を見ますと、三〇%を超える自治体が三十七町村ですが、そして中には五〇%の自治体もあるというふう聞いておりますし、明らかに自治体の財政の硬化化というのがもう明らかになつてまいりました。

經常収支比率なんかを見ても、前年よりも非常に高い八一・五%、これはオイルショック当時の八三・四%、これに次ぐ二番目に高い状況に到達をしておりますし、あるいはまた、中でも一〇〇%を超える自治体が十八団体もあるということから見れば、これは何か特別の事業収入かなんかなければ新たな投資的な事業は全くできないんじゃないかというふうな心配すら実はあるわけですね。こういうふうな公債費比率や經常収支の悪化の傾向を見ても、地方財政の状況はもう限界に近づいておる。

このような傾向に対して実は大臣に聞きたかつたわけですねけれども、政務次官のお考えがあればひとつお聞きをしたい。自治省の方としてもこれについてはどういう対策を考えておるか、伺いたいと思ふんです。

○政府委員(久野統一郎君) 先生のおっしゃつたとおり百四十七兆円の借金を抱えてまさに厳しい状況にあるわけで、このまま推移していきま

と、二十一世紀の経済や国民生活、地方自治に甚大なる影響を与えることは必至であるわけで、このため政府・与党が一体となつて財政構造改革会議を設置いたしまして今検討しているところでありま。国、地方を通じて、行政の簡素効率化の方策を講じて、財政健全化に全力を挙げて取り組んでまいる所存であります。

○政府委員(二橋正弘君) 今、基本的な考え方は政務次官からお話のあつたとおりでございます。

先ほどちょっと申しましたように、これから本格的な財政再建に取り組んでいく必要が国、地方を通じてあるわけでございます。平成九年度はその第一歩ということで、私も歳出全般について徹底した抑制を図る、あるいは借入金の依存度の引き下げを図るということをいたしたわけでございしますが、これからいよいよ本格的に取り組んでいく必要がございします。

先ほど申しましたように、地方財政の大きな歳出を占めております分野につきまして、既存の制度あるいはこれまでの計画ということにとらわれずに抑制なり削減なりを図っていくということが基本でなくてはならないんじゃないか。その中にはもちろん補助事業もございしますし、地方の単独事業もございまして、そういうところを国、地方を通じて抑制を図り、借入金の依存を計画的に図っていくということに努めなくてはならないと思ひます。

地方財政の場合には、加えて三千三百の個別の地方団体それぞれの財政構造、財政状況を持つておるわけでありまして、そういうこともよく踏まえておく必要がございします。先ほど委員がお挙げになりましたように、公債費負担比率をとりましても、平成七年度決算の状況では一五%以上団体が団体数で約四五%になる、六年度が四〇%であります。さらに上昇するというふうな状況になつておりまして、そういうことも踏まえながら、国、地方一体となつた財政の健全化あるいは行財政改革に取り組んでいく必要がある。

私も、そういう趣旨を各地方団体にいろんな機会を通じて徹底をしながら、ともにそういう健全化に取り組んでいく必要があるというふうな考えでおると思ひます。

○渡辺四郎君 今お話がありましたように、ことの九年度部分についての地方債発行額については努力をして八千三百三十五億円減の十二兆一千三百億円というところで、去年から見れば確かに低下をしておりますけれども、こういう状況の中でこれほど高い地方債の依存度についてどのように考えておるか、これが一つ。

それから、局長からも今ちょっとお話がありました。三千三百自治体でそれぞれ地域の実情によつてどうしてもやらなきゃいけない仕事等もあるわけですから、私も一定量の地方債は必要だと思ふんです。そういう部分についてどういうふうな考えておるか、お聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(二橋正弘君) 今、委員お挙げになりましたように、平成九年度の地方債の依存度、八年度に比しまして減額をいたしました。地方債の依存度は八年度が一五・二でございしましたが、それが一三・九というところになつた形になつております。しかしながら、昭和五十年代以降では二番目に高いという水準になつておるわけでございまして、残高が百四十七兆円に達しておるということと合わせて、非常にこの借金の圧力といひます。地方財政への圧迫というものは大きいものがあるというふうな認識をいたしておるところでございます。この借り入れの依存度を下げていくということが一つの大きな課題であらうかと思ひます。

他方で、地方財政特有の事情をいたしまして、財政規模が一つ一つとりますと比較的小さい規模になるわけでありまして、そこで例えば義務教育の学校を建てるとか、あるいはごみ処理施設をつくることといったような大規模な投資を要するということは何年に一度か必ずあるわけでありま。その場合には、その当該年度の税金で全

部賄うんではなくて、地方債という形の借入金で賄って、その返済をいけば今の世代と後の世代で分担をして、施設を使うのは後世代も使うわけでありまして、そういうことにするのが財政の公平性が保たれるという意味合いで、地方債というのは地方財政の世界では一定量は常にある、ある方がむしろ合理的だという性格のものであります。そういう要素がございまして、地方財政特有の事情として私どもも常に念頭に置いておく必要があるというふうに思っております。

今、一三・九という非常に高い水準でありますので、当面この依存度の引き下げを図っていかなくてはならないわけがございます。四十年代ぐらゐまでにはかけましての段階では一〇%を下回るような水準で推移いたしておりましたことを考え合わせますと、今の水準はまだまだ高くて、この引き下げを図っていく必要があるというふうに認識をしておるところでございます。

○渡辺四郎君 結論から言いますが、平成九年度の地財対策で政府が十二月十九日に閣議決定いたしました財政健全化目標を設定いたしましたのが、財政再建初年度にふさわしい数字を示すことができたかどうか、これについて具体的に聞きをしたいわけですが。

政府の方針ももう私がここで申し上げる必要もないと思うんですが、財政赤字を平成十七年度、二〇〇五年度までのできるだけ早期に国内総生産、GDP比の三%以下に抑えていくというようなことで、債務残高を増加させない、そういう中で財政収支均衡を目指していること、こういう閣議決定が発表されておるところです。

そういう中で、財政健全化目標と地方財政のかわり合いについて、先ほど申し上げましたように、どういふふうな初年度にふさわしい数字を示すことができたかどうか、具体的に聞きをしたいと思っております。

○政府委員(二橋正弘君) 昨年の暮れに予算を決定いたします際に、あわせて財政健全化目標というのを閣議決定したわけございまして、

国、地方を通じての財政赤字の対GDP比を二〇〇五年度までのなるべく早い時期に三%に持つていくというふうな目標をつくっておるわけであります。

この背景は改めて申し上げるまでもなく、国、地方ともに多額の借入金残高を抱えて、ともに非常に大きな財政の圧迫要因になっておりますことから、これを抜本的に再建していく必要があるということからこういう目標が定められたわけございまして、そういう大きな目標に沿って地方財政についても再建を図っていく必要があるというふうに私ども考えております。

平成九年度の国の予算あるいは地方財政計画の策定に当たりまして、もちろんそういうことを念頭に置いて作業をいたしておるわけございまして、この九年度の地方財政計画をつくるに当たりましては、全般的に歳出の抑制を図るということから、計画総枠の伸び率を二・一、中でも地方の一般歳出を〇・九という非常に低い、国の一般歳出が一・五でありますから、それを上回るような抑制基調のものにいたしますと同時に、新規の借入金の金額を、地方債と交付税特別会計の借り入れを合わせまして二兆七千五百四十二億円削減をするということにいたしましたわけでありまして、そういうことによりましてこの再建目標に向けての第一歩ということにいたしておるわけであります。

この対GDPの比率、今三%という目標がつけられておりますけれども、九年度の予算編成あるいは地財計画を策定いたします段階では、この対GDP比が国、地方を合わせておおむね七%の水準にございましたけれども、この予算編成あるいは地財計画の策定を通じてそれが五・四%の数字になっておる。これは国民経済計算のベースでありますから、この予算の使っておりまして借入残高あるいは新規借入額とはびたつとは一致いたしませんけれども、おおむね傾向として一致する数字でございます。そういう意味で、九年度においてもそういう再建目標に向けての初年度

の数字というものは示せているのではないかとこのように考えております。

○渡辺四郎君 大変な借金があるわけですから、政府が出しておりますこういう財政健全化目標に向かつては、我々自身も努力をしていかなきゃいけない、これは大きな借金のツケを後世代に残すことをどう最小限に食い止めていくかということと努力をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、地方自治体というのは国民生活に直結する内政の担い手である、そういうところを大いに期待をされておる一方の役割もあるわけですから、そういう点では当然そういう方面の財政運営に支障があつてはならないわけですから、そういう立場も一方では堅持をしながら、大変厳しいとは思いますが、今後ともひとつ努力をしていただきたい、お願いをしておきたいと思ひます。

次に、国の財政については、大蔵省の試算によりますと、毎年度一兆円ずつ赤字国債を減額した場合に、名目経済成長率は三・五%と仮定しても、九八年度予算では歳入七十八兆六千四百億円に對して歳出は八十二兆六千八百億円、四兆円の歳入欠陥が生じるとしている。これは新聞報道で恐縮ですが、このため総理が掲げた目標実現のために増税は政治的にも非常に困難だと、九八年度予算で一般歳出から四兆円を一律にカットすることにしたというふうな報道が実はされました。

さらに、九八年度予算でこうした措置をとれば、その後は毎年度一兆五千億円程度の歳出カットを二〇〇五年度まで続けていって、財政赤字のGDP三%以内の抑制が可能になると計算している」と発表されておったわけですが。

こういう新聞報道の中で、地方の場合は一体どうなるのかと。先ほどから局長の方からもいろいろお話がありますが、地方財政計画というのはあくまでマクロの指標である。三千三百余りの財政力に非常に差のあるさまざまな財政構造を持った

個々の自治体の実態を考えますと、財政収支均衡というのは余り意味がないんじゃないか、これはまあ私の考え方ですけれども、こういう点について自治省としては、今後の財政収支の見通し及び、もう一度聞きますが、あの財政健全化目標についてどういふふうな受けとめておるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(二橋正弘君) 先ほど申しましたとおり、今の国、地方を通じての財政の状況、特にその借入金残高の状況を踏まえて考えますと、国、地方を通じて財政健全化を目標を持つて行っていくということは必要であるということ、私どももそういうことで考えております。

ただ、地方財政の場合には、これは先ほどからも申し上げておりますとおり、あくまでも三千三百の自治体の個々の財政が本来の地方財政でございまして、マクロの地方財政を集計したものは一つの地方財政という姿が実態としてあるわけではございません。これはあくまでも集計したものであります。そういうところが地方財政特有の事情として、今のよう問題を考える際に常に私どもも念頭に置いておく必要があることとございします。その点は、委員が先ほど来、再三御指摘になつておるところでございます。

しかも、それぞれ異なる財政構造を抱えておりますし、それから個別に見ますと、特に市町村の場合には財政規模が小さくて財政力の弱いところが多いという状況にございします。財政構造改革会議で、最初に現在の財政の状況を私どもと大蔵省の方からこの会議のメンバーにそれぞれ説明をいたしましたけれども、その際に、特に私の方から申し上げましたのもそういうことでございしました。今、歳入の中で地方税の占める収入が約三分の一ぐらいというのが平均でありますけれども、その三分の一の平均以下といひますか、そういうところの団体が七割以上あるというふうな状況でありまして、個別に言いますと非常に財政力の乏しい団体が多いわけでありまして、今この目標を考え

るについてもマクロの目標というのを考えるとするれば、今地方財政計画で考える以外にちよつと手段がないんではないかと思われまゝ。その地方財政計画、マクロでそういう目標を考えると、これは一つの目安として可能だろうと思ひますけれども、具体の個別の団体にそれを当てはめるとか、ましてそれをもつて個別の団体の歳出を国の方で直接規制をするということではできないわけでありまして、そのところはマクロ的な目標を地方財政計画のベースで考えて、それを毎年の地方財政対策なりあるいは地方財政計画を通じてそういうものを折り込んだ対策なり計画なりを策定して、個々の団体にそういう線に、いわばそういうものを指標にして財政運営を図つていっていただくということを通じてその財政健全化という目標に全体として進んでいく、そういう必要があるんではないかというふうに思つておるところでございます。

○渡辺四郎君 では、少し内容を変えまして、公共事業費の削減と地方の単独事業について、あと十分ばかりしか時間がないわけですが。

自治省の財政課長の内簡も出されて、単独事業をひとつ頑張れよと。確かに単独事業というのは地方自治体にとっては一番、仕事もしたいし、地域の住民のニーズにもこたえる仕事でありますから、やりたい。しかし、財政課長は内簡を出して、頑張るよというふうな奨励をしても、なおかつ昨年と同額で、全体で、先ほどお話をありましたように、投資的経費の場合が三十一兆六千九百九十二億円で、前年比で四十億円ふえておりますけれども、これは全部直轄あるいは補助事業であつて単独事業は全くふえていない。だから、それがどういふ原因で単独事業がふやせないのか。

それは今、財政局長とやりとりしたような財政事情があると思ふんですけれども、そういう点をしっかりとあきらかにして、そして財政課長の内簡で言うように、単独事業がどんどんやれるような財政状況をどうつくっていくかということがなければ

ば、なかなか私は難しいんじゃないかという気がするわけだ。

そういう中で、これは単独事業との関係ということだけでなく、行財政改革の中の問題、全体的な問題としてあるわけですが、地方分権の中で、先ほど言いましたけれども、国と地方との行財政の問題といひますか、特に先ほどからお話がありましたように、税財源の配分の問題をこゝらで本格的に財政当局を含めてやっていかなければ、ほんとに単独事業はしんどいくんじゃないか。

そういう私自身の心配ですけれども、心配をする点があるわけですから、これはもう言うまでもなく、今まで各委員からもそれぞれ出されておりますが、そこら辺を、単独事業をどうやらやるような地方自治体の財政状況をどうつくっていくかということを中心になんかひとつお願いをしてみたいというふうに思ふわけですが。

そういう中で、先ほど谷川先生から人件費の削減問題等もたくさん出ましたが、きのうの日経新聞に「地方もゼロ以下」ということで、「一般歳出伸び」地方もゼロ以下、政府・与党九八年度目標、交付税改革で誘導、こういう見出しで、ちよつと読んでみますと、「政府・与党は全国三千三百の地方自治体の公債費を除いた政策的経費（一般歳出）総額を九八年度に、前年度比で伸びゼロ以下に抑える目標を設ける」、これはきょう橋本総理が「地方歳出の抑制と地方交付税制度の改革に取り組む方針を示す」というふうな新聞に出ておりました。いろいろ探つて聞いてみましたが、与党内でもこういう話はまだ出されていないというふうな話でありました。こういう中で出てきますのは、行政改革という中で特に目をつけるのが、何か定数を減らせばすぐにでも金が出てくるんじゃないかと。

ずっと調べてみました。例えば自治省もかなり労働団体との間にやりとりがあつたわけですが、人件費関係のラスパイル指数なんかを見てみると、四十九年当時が一一〇以上が七百九十三団

体あつたわけですが、これは現在ゼロなんです。一一〇以上のラスを持っておるところはゼロになつておる。逆に、ラスパイルの一一〇以下が二千二百六十三団体、全体の六八・五％あるという地方自治体の実態です。その職員の数だつて、昭和五十六年の四月から平成七年の四月まで見てみますと、特に増員が多かつたのが病院関係が五万三千二百八十一人、その次は消防が二万四千八百七十七、警察が一万一千四百三十四、その他の公企、下水道関係が一万一千二百七十四名、こういうふうな、特にスクラップ・アンド・ビルドじゃなくて、非常に住民のニーズが変わつてきておるものですから、そういう部分についてはずつとあやしていつておる。

ところが、一方では、一般事務等を含めて減員関係で特に大きいのが税務、労働、農林水産、一番大きいのが教育関係の一八千八百二十人です。あと、水道とか交通その他が減つて五万八千七百四十七人減員になつておるわけです。トータル的に見ますと、平成七年と六年と比べてみますと、全体で四千六百六十名減つておるわけです。

ですから、先ほど言いましたように病院だけでも五万三千二百八十一人増員しなきゃいけないという状況の中、あるいは警察職員とか消防職員とかいうのは地方自治体が関係なくこつちの方で決めていくわけでしょう。そういう部分の増員要因があるわけですね。そういう中で、特に一般の行政部門というのは、先ほど言いますように五万八千、教職員も一万八千おられますけれども、それを除いた以外でも四万人を超す減員をしていつておるわけです。こういうリストを再三自治体もやつてきておる。そういう中で、なおかつ今みたいな地方自治体の財政状況だと、こゝらをやつぱり十分頭に入れておく必要があるんじゃないか。

それから、いま一つは各省庁が、私もいろいろ各部会ごとにはアラインをやりませんが、例えば農林省なら農林省が十カ年計画、あるいは建設省が道路を含めて十カ年計画を出すとか、厚生省は厚生省で十カ年計画を出す。少し言い過ぎかもしれ

ませんが、これは地方自治体が財政とは関係なく事業量を組んでいくわけです。それに対しては必ず裏負担が要るわけです。そうしますと、そういうふうな縦割り行政の中で、中央省庁が例えば五カ年、十カ年計画を決めて、これは六百三十兆の公共投資とも関連するわけですが、そのうちに自治体関係も入つてはおりますけれども、そういう関係の部分で裏負担をどんどん出していくということになりますと、先ほどから言いましたように、もう自主財源の全く乏しい中で、地方の住民が今非常に求めている単独事業を中心とした仕事はなかなかできないんじゃないか。

そういう点等を考えた場合に、これから先の行財政改革問題についても、先ほどから言いますように、最大限自治体は今取り組んでおる、リストラムもやつてきておる。私も一緒にやつてきましたけれども、スクラップ・アンド・ビルドで、その中でシフトがえをやっていきながらビルドの部分にどう職員を向けていくかというふうなことで実は対応してきたわけです。

そういうこと等を含めて、これから後の行財政改革を進めなきゃならないわけですから、特に各省庁の関係の事業の部分について自治省も十分配慮しながら、場合によっては物を言う。一方的に決めてもらつちゃ困るわけですから、地方財政との関連を十分検討してもらつて事業計画を立ててもらふ、あるいは警察にしろ、高等学校の職員数にしろ、そういう部分だつて十分自治省の方と協議をしていただいて、もちろん消防もありませんし、財政問題とあわせてひとつ検討してもらふ、こういうことをぜひひとつお願いしておきたいと思ふんです。

そういう点で、これは次官から、大臣がおれば大臣からお聞きをしたかったわけですが、あすにでもまた再度大臣の方にもお聞きをしたいと思ふ。次官、何か感触があればひとつお聞きをしたいと思ふんです。

○政府委員（久野統一郎君） 本日に厳しい時代に

なつてきているわけなんですけれども、今までと同じようなことをしていたのではとてもこれに対応していけないんじゃないか。ですから、こういうことを言ったんでは大変おしかりを受けるわけですけども、国民の皆さんからは税金をいただくのも多くしていただかなきゃならない。それと同時に、今までと同じようなサービスをしていただければ同じようにお金がかかるわけですので、支出を減らすことを考えていかなければならぬじゃないかな、そんな中で国民や市民の皆さん方のためにできる限りのことを私ももししていかなければならぬじゃないかなと、そんなことを思っております。

○渡辺四郎君 ありがとうございます。

○朝日俊弘君 民主党・新緑風会の朝日でござい

ます。既に同僚委員からさまざまな論点にわたつて質疑がなされているわけですが、多少重複するかもしれませんが、私からも地方財政計画及び地方交付税法の改正案に関連して幾つか質問をさせていただきます。

まず冒頭に、来年度の地方財政計画の背景とい

いますか、特徴点といえますか、あるいは特に留意した点、この点についてできるだけ簡潔に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(二橋正弘君) 平成九年度の地財計画を組むに当たりまして私も最も大きなポイントと考えました点は、財政の健全化にどういうふうに取り組んで、それをどう具体的な数字であらわすかということが第一点。それから、引き続き通常収支の不足が四兆六千億を超える金額で出てくる見込みになりましたので、その財源不足をどうやって補てんするかということが大きな二つの眼目でございまして。

第一点につきましては、地財計画全体の規模、あるいはその中でも特に一般歳出の伸び率を〇・九という極めて低い率に抑制をするということによりまして、またもう一つは新規の借入金や八年度に比べて二兆七千五百億円程度減額するとい

うことで健全化に取り組んだところでござい

ます。通常収支の不足につきましては、地方交付税の増額と財源対策の増強によって補てんをするこ

とにいたしましたわけでございまして、そのうちの特に二兆六千六百億円に及びます交付税の増額につ

きましては、国の財政が非常に厳しい中でござい

ますが、一般会計の加算金三千六百億円とその他を借り入れによって、二分の一は国が責任を持

つて措置するというふうな形でもって所要額を確保したということでございまして。

こういうことにつきまして、この計画をつくるに当たりまして最も意を用いたところかと思ひま

す。

○朝日俊弘君 今のお話の後半の部分、来年度の財源不足の問題にちよつと絞つて、少々初步的な質問も入るかもしれませんが、幾つか確認をして

まいりたいと思ひます。

先ほど御議論があった地方消費税の未平年度化による補てんも含めまして、財源不足額は合計五兆八千億円と。さて、その財源不足の補てんをどうするか。今お話があったように、大変意を用いてこの補てん措置をしていただいたと、こういうことでございまして、正直言つてなかなかわかりにくいですが、私も私が見ていますと、何かあつちから借りたりこつちから借りたり、あつちへ回したりこつちへ回したりという印象がどうしてもぬぐえません。

そこで、ちよつと一つ一つ確認をさせていただきたいと思ひますが、まず地方消費税の未平年度化による影響一兆二千億円の補てんについて、単年度措置として地方債、臨時税収補てん債を発行し、この地方債の発行限度額を交付税の基準財政収入額に算入するというふうな説明されているんですが、ちよつとこの点、もう少し丁寧に御説明

いただけますか。

○政府委員(二橋正弘君) この地方消費税の關係は、平成六年度の税制改革のいわば仕上げの段階で出てきた問題でございまして、六年度の税制改

革では、国、地方がそれぞれ所得税と住民税の制度減税を行ひまして、その減税に見合つて地方消費税の導入あるいは消費税率の引き上げというこ

とで、その増収が税財源フレームとして見合つて

いるという形で税制改正ができておるわけであり

ます。

しかしながら、平成九年度、地方消費税を導入する初年度でありますけれども、この年に、今の

取納の時期等の問題から地方消費税収入が平年度化したしませんでしたために、平年度で予定されてお

りますというところが目に見えたわけであります。こ

れにつきまして、地方団体の財政にそれだけ穴

があきますと支障が生じてまいりますので、何らかの形で補てんをしておく必要があると。ただ、

これが税制改正の移行期に一時的に生じた財源不足でありまして、臨時特例の地方債により措置をしようということにいたしましたのが一兆二千億

円の臨時税収補てん債でございまして。

そういうふうなことにしまして、この臨時税収補てん債につきましては九年度限りでありますけれども、その補てん債につきましては、普通交付税の九年度の算定におきまして、道府県についてはその八〇％を、市町村については七五％を基準財政収入額に加えるということと、今回、交付税法の改正をお願いいたしておるわけでございま

す。

こういうふうな特例を設けましたのは、この臨時税収補てん債は地方消費税の収入のおくれをカバーするために出した地方債でございまして、地方財政法五条の特例という形で発行するという予定にいたしておりますので、地方税と同様に用途が特定されない一般財源ということでありまして、税と同じようにならぬ限り七五％なりを地方

税収と実質的にみなして、それを基準財政収入額の計算に加算をするということにいたしましたわけ

でございます。

その償還はどうなるのかと、地方債を発行してツケが全部自治体に回つてくるというのでは困るわけですから。

ここで一つわからないのは、利払いに要する経費の十分の三相当額を国の一般会計より交付税特別会計に繰り入れるというふうな説明があるんですが、これは何で十分の三なのでしょうか。その理由というか、その点お伺ひします。

○政府委員(二橋正弘君) この臨時税収補てん債の償還でございまして、これにつきましてはその全額を地方交付税の算定上基準財政需要額に、この償還が発生する年度に従つて需要額に算入することによって財源措置を行うことにいたしました

ます。

それから、今、利払いの十分の三が国の一般会計から繰り入れになっているのはどういふことかというお話でございまして。やや技術的な説明になつて大変恐縮でありますけれども、基本的には、いわばこういうことによつて臨時に地方債を出して、その利払いが生ずる交付団体、交付税の交付団体の半分を国の方で負担していただくという思想でございまして。

それがどうして十分の三になるかということでありまして、この地方消費税の未平年度化の影響額一兆二千億のうち、平成十年度におきましてそのうちの三千億が、これは納期が特例的に動いておるといふ關係によりまして平成十年度に直ちに各団体に入つてくるわけでございまして。したが

いまして、一兆二千億の臨時税収補てん債を出しま

すが、そのうちの三千億円につきましては平成十

年度でそれだけ地方債の償還ができるということ

で、実質的に地方の利子負担は三千億分は減つてくるわけであります。

したがいますと、その実際に出します一兆二千億から十年度にすぐに入つてまいります三千億を引きました残りが九千億でございます。その九千億が実質的に利子負担を生ずることになるわけでありまして、そのうちの交付団体と不交付団体分、これは経験的に交付団体と不交付団体

の分というのはおおむね八対二というのがいろいろな地方財政対策で講じます際の割合でございまして、その八〇%と考へまして九千億の八割、七千二百億、その半分の要するに利子の折半で国の方に負担をしていただくということ、その三千六百億が一兆二千億に對しておおむね十分の三になるということ、これは大臣同士の確認でそういう約束をしておることとございします。

○朝日俊弘君 そうすると、考え方としては国と地方と半分半分なんだけれども、いろいろ計算をすると結果として十分の三相当額になる、こういう理解でよろしいですか。

○政府委員(二橋正弘君) 基本的には交付税の交付団体分の影響額の半分という考え方でございまして、それに特例的なことがあるので先ほど申しました十分の三になるということとございします。

○朝日俊弘君 わかりました。

次に、通常収支の不足分四兆六千億圓余についてお尋ねします。

この分の補てんについては、先ほども御説明あったように、地方交付税の増額と財源対策債の発行で対応する、地方交付税の増額分の半分は国、半分は地方、その国が受け持つ分一兆三千億圓余のうち三千六百億圓は国の一般会計からの加算と、こういうふうな説明されております。

ところで、この三千六百億圓という数字がわからぬのです。さらに詳しく見ますと、三千六百億圓のうち二千六百億圓は法定加算額、この二千六百億圓のさらに内訳を見ると、そのうちの六百四十億圓は地方交付税法の附則四條の二第二項に定められている金額がそのまま入っておりますので、この六百四十億圓はよくわかります。しかし、二千六百億圓から六百四十億圓を引きますと千九百六十億圓という数字が出てくるんですが、何で千九百六十億圓になるのか、その根拠がさっぱりわかりません。といいますのは、地方交付税法の附則四條の二第三項に平成九年度の加算される額は四千八百十億圓というふうに明記されているわけでありまして、法律の附則に平成九年度の加算額として四千八百十億圓、こういうふうな明記されているにもかかわらず、今回出されている案ではその分が千九百六十億圓になってしまっているんですが、これは一体なぜでしょうか。

○政府委員(二橋正弘君) 地方交付税の不足額の補てんに当たりましては国の一般会計からの繰り入れが望ましいということ、それから法定加算は法律の規定どおりに加算されるべきであるというのが基本でございします。そういう基本的な考え方のもとに私どもも地財対策に臨んでおるわけとございします。国の財政が非常に多額の特例国債を発行しているような危機的な状況にございまして、一般会計からの繰り入れというのはそっくりそのまま国の方は特例国債を出さなくては加算できないということになるわけでありまして、そういう意味で、その一般会計の加算はどのくらいの金額が可能であるかというのは、私どもも国庫當局との間の大変難しいやりとりになるわけでありまして、そういう状況の中で、国の財政状況が許しますぎりぎりの金額を私どもの方と国庫當局が再三にわたっていろいろ折衝しながら決めていくわけではございしますが、その金額が平成九年度の場合に三千六百億圓というふうな金額を双方でいけば合意をいたしましたわけでありまして、そこで、その金額について過去のこれまでのいろいろな約束事があるわけでございまして、それについてどういうふうな当てはめるといいますか、そういうことに当てていくかということとございします。まず平成八年度、昨年度の地方財政対策におきまして、今年度と同様に六條の三第二項の規定に基づいて、制度改正として、交付税特会の繰り入れの半分の国の方で責任を持ってもらうという制度改正をいたしております。昨年、地方交付税法の改正を通じて御審議をいただいたわけとございしますけれども、その国の方で責任を持っていたく額の九年度の予定額が先ほど委員おっしゃいました六百四十億でありまして、それはまず六條の三第二項

の規定に基づいて制度改正をしたものでありますので、まず優先的に加算すべきであらうというふうな考へております。

それから同時に、臨時特例加算につきましては、これはかつて平成三年、平成四年度というのは地方交付税を特例減額というところで、地方から国の方にいわばお貸ししたというふうな形になっておるものがあるわけでございまして、それがまだ残っております。そういうものについてもできるだけ残っております。そういう財源不足という事態に今度は逆になつてきておりますので、本来の償還はもう少し後でありますけれども、できるだけ繰り上げて償還していただきたいということを私どもとしては考へておりました。そういう繰り上げ償還の分として一千億を繰り上げ償還に充てて実施するということにいたしました。そういうふうな加算の一部にそれを充てるといふことにいたしましたわけとございします。

その結果、やや技術的でかつわかりにくくなつてまことに恐縮でありますけれども、それぞれそういうことを考へながら、国の方の財政事情の中でぎりぎり双方が折衝して決めた金額を加算するということにいたしましたわけとございします。このことを今回の地方交付税法案の中で、その残りにつきましては後年度加算するというのを法定するということを今回御審議をお願いしている次第でございします。御理解いただきたいと思います。

○朝日俊弘君 御理解をいただきたいという話なんですけれども、そこがよくわからぬのです。片方では法定加算分を削っておいて、片方で臨時特例加算分を積んでおいて、足して三千六百億圓だと、ここがどうしてもよくわからぬ。

この点は今おっしゃったように国庫當局とシビアナ協議をしたということとありますので、一千億圓の話も含めて、一つはなぜ法定特例加算分の四千八百十億圓が千九百六十億圓になったのかということ、臨時特例加算分がもう少し出そうと

思えば出せたんじゃないかと思うのになぜ一千億圓になったのかということについて、ちょっと大蔵省の方にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(溝口善兵衛君) おっしゃいますように、地方財政対策は地方の財政事情と国の財政事情が接するところとございまして、それぞれの事情が重なるという事情がございましてわかりにくいという面が確かにございします。

まず、そういう意味で二つの要素があるわけなんです。地方財政の要素からしますと、九年度は歳出のいろんな節減合理化努力を繰り込んだとしても財源不足が相当額ある。この財源不足は建設地方債でやられる分は建設地方債で発行し、さらに交付税の役割が財源の調整という役割がございしますから、交付税総額として大体幾らぐらいが必要かという要素もございします。その結果、交付税の増額措置をしなきゃいかぬというのが決まっております。

交付税の増額措置としては二つの方法があるわけなんです。一つは、一般会計からいわば現金を予算に計上しまして入れる、その点につきまして国と地方の財政が接するわけとございまして、国の方は他方で赤字特例公債を減額はいたしましたけれども、約八兆円近い特例公債を九年度においても出さざるを得ない状況にございします。さらに、国の一般会計で申しますと、去年の九月の段階では一兆五千億ぐらいの要求があったわけとございしますけれども、それをいろんな節減合理化努力をいたしました結果、それでも六千六百億ぐらいの一般会計の増加になるわけとございします。この分には消費税の引き上げに伴う国の財貨サービスの購入分の消費税のアップ分、約四千億が含まれておりますけれども、そういう意味で一般会計は二千億ぐらいにとどめておる。

そういう中で、地方団体の財政運営に支障が生じないようにとだけ一般会計から現金といひますか、九年度の歳出を出せるかというぎりぎりの検討をいたしましたわけです。それが全般的な状況から見まして三千六百億程度にとどまらざるを得

ないということであつたわけでございます。そこで、三千六百億というのが国と地方の財政の絡まることから決まっておりますというのが第一点目の問題であると思ひます。

そのうちで、なぜ特例加算が千九百六十億円になつたかということでございますけれども、その点につきましては先ほど財政局長から御説明がございましたけれども、六百四十億円は八年度の地財対策に伴う借入金金の部分の国の負担分でございます。これは今も交付税法の附則四條の二の第二項にすだれで毎年度加算するといふふうに決まっております。これは去年、六條の三第二項の特例措置として行つた借入金金の国負担分でございますから、法定どおりまず優先的に支出しなきゃいかぬということで六百四十億円といふのが出てまいるわけでございます。

それから、四千八百十億は、先生御指摘のように、附則の四條の三第三項で九年度に国が支出すべき額でございます。しかし、そういう国の財政事情が三千六百億がぎりぎりじゃないかということ、四千八百十億も無理だといふような状況の中でどうするかということいろいろ考えたわけでございます。千十億は、平成三年度、四年度にバブル等の影響がございまして税収が非常に上がったわけでございますけれども、その分を後年度のこういう財政事情が悪いときに加算をしたらという年度の財政調整、交付税の調整を行つたわけでございますけれども、この法定分を當時減額して後でこういう時期に加算をするといふたものでございますから、これはやはりきつちり納めるべきではないか。

ほかに、七年度に補正で減額した分を減額せずに、いわば特例的に加算した分を後年度に減額するという、若干技術的な部分も含まれておりますけれども、そういうものがまずありまして、その部分が千十億になるわけでございます。残り四千八百十億円から千十億円引きますと三千七百億円残るわけでございます。三千七百億円は九年度に一般会計から支出することは勘弁し

てもらひまして、後年度に加算するといふ措置をとらせていただいたわけでございます。

それで、なぜ千九百六十億になつたかという部分でございますけれども、その三千七百億円とそれから三年度、四年度、七年度の交付税の特例加算の残りの部分、九年度の方は千十億円でございまして、残りの部分が十、十一、十二、十三とございまして、その部分が全体で四千六百三十八億円でございます。四千六百三十八億円と三千七百億円足しますと八千億強になるわけでございますけれども、その額を考へまして、四條の三第三項に相当する部分につきまして八百五十億円、それから三年度、四年度、七年度の特例措置の加減算に伴う残額に対応するものとして一千億を一般会計から支出するということにしたわけでございます。したがひまして、先ほどの千十億円と八百五十億円足しまして千九百六十億円といふ数字が出てまいつたわけでございます。

以上でございます。

○朝日俊弘君 全然わからぬのですわ。後でもう一遍、きちんと個別にレクチャーをしていただきたいと思ひます。

要するに、両省非常に御努力して何かぎりぎりの額、三千六百億円だということなんですが、三千六百億円というのは余り根拠がないんですね。懷事情から考へて三千六百億がぎりぎりの数字だといふところがあつたんじゃないんですか。どうもそうしかならない。後でそれをいろいろとあつちからこつちから足したり引いたりしたらこうなつたといふことにしか思へません。これはお答えは結構です。

それで、私が申し上げたいことは、もうこういうことはやめようじゃないかといふことを申し上げたいわけなんです。財源不足の補てんのあり方について、例えば法律に加算すべき額が決められてゐるんだつたらちゃんとそのとおりを加算するとか、もう少し不足額の補てんする方法について明快にどうか、わかりやすくやっていただかないと、ただわからないといふだけじゃなくて、一体

自治省と大蔵省との間で何やっているんだらうかといふことになってくるわけであつて、このことは国と地方との間の信頼関係を損なうことにもなりかねません。そういう意味で、先ほど申し上げたように、私はこういうことはもう二度も三度もやるべきことではないといふふうに思つてゐるわけなんです。

そこで、仮に再来年度同じような状況が想定されるとしたら、その場合は、今度はもう三度目の正直なわけですから、私としては、この平成八年度として平成九年度に、単年度の特例措置として今おつしやつたようなやりくりをしてその場をしのぐといふやり方はぜひやめていただきたいといふふうに思ひますが、この点について大蔵省及び自治省の皆さんに強くお願いをしたいわけですが、現時点で両省のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(二橋正弘君) 平成十年度以降についてのお話でございます。平成十年度以降の地方財政対策がどういふことになるのかといふことはなかなか今の時点で見通すことは大変難しいでございます。しかも、先ほど来お話ししたしておりますような法定加算といふものは短期間で出てきた話ではなくて、長い、いろんな補助率カットでありますとかあるいは国保関係でありますとか、いろんな国と地方とのやりとりの結末といひますか、そういうものがすべてここに集約されてこういう姿になつておるわけでありまして、確かに非常に複雑になつてゐるといふおしかりはよくいただいております。この約束事といふのは、こういう理由に基づいてこういう金額が、こういういわば年次表といひますか償還計画で、お互いの貸し借りはこうなつてゐるといふことはいふんな機会に説明し、またもちろん当然オープンになつておる話でございます。それから、大臣間の覚書も結ばれてこれまで来てゐる話でございます。思ひます。

私どもとしては、どういふ補てん策をとるかといふことにつきましては、それぞれのそのときそのときの状況を考へないと軽々に申し上げるわけになかなかまいりません。いずれにしても、私どもとしては安定した税財源の確保、特に交付税の場合には、交付税の方が地方税よりも収入として多いという団体が半分以上あるわけでございます。安定した交付税の総額の確保ということが非常に大事な課題でございます。そういう安定した財源の確保といふことを基本にして、私どもの立場としては、当然加算すべきものは加算するといふふなことを基本にしてこれからの取り組みでいきたいといふふうに思つております。

○政府委員(溝口善兵衛君) 御指摘のように、地方財政対策は過去のそういういきさつといひますから、その時々で景気がいいとき悪いときございまして、いいときには後年度に加算をするといふことで減額をするようなこともございまして、それから景気が非常に悪くなつて税収が落ち込んだときは地方財政も苦しいですけれども、実は国税も同じでございます。悪いときは両方悪くなるという面がございまして。したがつて、そこは年度間の調整措置と申しますか、借り入れのような弾力措置を講じないといふまいかといふ面があるわけでございます。したがひまして、そういう複雑な要素が年度間の調整を行うために出てまいるわけでございます。

他方で、複雑なもう一つの理由は、国と地方の関係でございますから、加算すべきものを将来しないといふことじゃないわけであつて、そこはきちつといわば貸借関係を法律の審議という形で御審議をいただいて透明性を非常に高くしてやつておるわけでございます。

この地方行政委員会におきまして、そういう単年度の措置じゃなくて抜本改革をやるべきじゃないかといふ御意見もございまして、私どももよく承つておりますけれども、経済全体の先行きがまだ不透明な状況でございますし、それからそれに伴ひまして将来の税収の動向も不透明でございます

すし、それから国も地方もこういう財政事情にかんがみまして財政構造の改革をやつていかんやいかぬという非常に事態が動いている時期でございまして、後年度も縛るような抜本的な改革を行うというのはなかなか難しいんじゃないかというところで、六条の三第二項の単年度の制度改正としてやらせていただいているということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

いずれにしても、国と地方は公経済の両輪でございまして、どちらも困ることのないように円滑な運営ができるような道を探っていくべきじゃないかというふうに私も考えております。

○朝日俊弘君 原理としてそういう一定の、あるときブルしたり、あるときまた吐き出したりということが必要だということはわかるんですけど、でも、それにしてもわかりにくいんですね。

ですから、これは平成八年度に続いて二度目の単年度特例措置ですから、これはこれでいいやむを得ざる状況があるのかなと思うんですけど、先ほど私が申し上げたのは、こういうことを何年度も何年度も繰り返すという心づもりじゃ困るじゃないですかというのを申し上げたわけで、せっかく大臣お戻りですから、最後に一言お伺いしたいと思ひます。

昨日の本会議でも私は総理にお尋ねをいたしました、経済なり税収の先行きが不透明だからと言つていたらいつまでたつても不透明なわけで、去年、ことしと続いているこの単年度の特例措置のような形でその場しのぎするのではなくて、既に同僚議員からも指摘されていますように、地方交付税法六条の三第二項で言うところの制度改正、これに向けてぜひ具体的な検討に着手をしていただきたいと思います。

今ずっと私がお尋ねした幾つかの点は、どうしてもそれをやらずに単年度の特例措置で対応しようとしているところにそもそ無理があるのではないかと、この問題の締めくくりとして、ぜひ大臣のお考えをお聞

かせいただきたいと思います。

○国務大臣(白川勝彦君) 衆議院の地方行政委員会でも、ほとんどの質疑、意見はこの点に及びました。

ただ一方、御案内のとおり国も大変厳しい状況の中にあります。そして同時に、地方が自主財源あるいは自分たちのこれは権利である、同じように国の方もお金が余っているならば同じく知らず、国の方も本当に自分たちの財源を確保しないといふまま大変な事態になると、こういうこと

でございます。

ですから、地方財政が幾ら足りないから何とか都合してくれと、そして国が余っているから、じゃ私たちは抜本的な改正で今は地方が楽だから国の方に差し上げましょうと、所得税初め五税の中で何対何というそれが決まっておりますが、この割合というのは私はそんなに軽いものとは思つておりません。今まで関係者が必死に努力する中で、所得税、法人税、酒税につきましては三三%とそれぞれ決まっておりますが、そのかわり逆に三三%というものは私たちは地方固有の財源と、こういうふうにも言わせていただいているわけでございます。これは地方固有の財源であつて、国から徴収していただくけれども、本来的には地方の財源であると。

さらに、国の方の取り分の中からまた交付税の方には算入されるわけでございまして、国が楽でありそして地方が苦しいという状況ならば各委員の皆さんがおっしゃったように比較的話は簡単なんです、国は国で極めて厳しい立場にあるわけでございます。

そういうことで、ただいいかげんにやりくりしているという意味じゃなくて、国の方もこれは国の取り分であるということで譲れない一点が正直言つてあるんだと思ひます。そして、地方の方も、地方が楽だからといって、じゃ簡単にこれ譲れるかという、そういうことも言えない。地方の独自の財源である、こういうことで厳しいやりとりが事務当局でもなされましたし、同時に大蔵

大臣と私の間でもした結果が、今年はこれにてひとつ解決しようということでありまして。

ただそのときに、私はあえて申し上げたいのは、今地方の自主財源あるいは地方の一般財源といふものをできるだけ確保するようにしていかなきゃならないというのがこれまで地方分権推進委員会でも真剣に議論されていましてあります。そして、それに相前後してしまつて、あるいはそれに先立つてと申すべきだと思ふのでございまして、国と地方との事務の見直しが大大幅になされたときであります。それらを加味しながら、これらの問題について私たちは一つの結論を得るべく鋭意これからも努力していくつもりでござい

ます。

いずれにしても、どういう手段をとるにしろ、現実には相当大幅に地方に本来交付すべき地方交付税が明らかに足りないわけでございまして、それについては別途大蔵省とも協議しながら、地方に万が一にも負担や迷惑をかけないようにこれまた措置していくことだけはここでお約束を申し上げたいと存じます。

○朝日俊弘君 ありがとうございます。

○有働正治君 本日は、予算委員会総理出席のテレビ放映の集中審議が行われているわけであり

ます。私は理事としてそこに拘束されているわけでありまして。席を見回しますと、私のお隣の大淵先生が今質問中でありまして。それから、私のお隣の二院クラブの西川先生も委員会に拘束されている。従来、こういう集中審議のような大事な予算審議の中で強引に委員会運営がなされたというのは私は余り例を知らないわけであります。この点は極めて遺憾であるということを申し述べざるを得ないわけであります。また、私はそういう点でほかの委員の方々の質問も拝聴することができなかったわけでありまして。あり方として私は非常に遺憾であるということを述べておきます。

まず、質問は固定資産税問題についてお尋ねしたいと思うのであります。

今回の地方税法改正案の中で、固定資産税につ

いて多少の軽減措置が盛り込まれているわけでありまして。それ自体は結構なことではあります。この問題の根本的な問題は解決されていない、今後依然として残っていると考えるわけであり

ます。

私は、九四年六月三日、第百二十九通常国会の本委員会でも固定資産税の大幅増税という問題を取り上げまして、固定資産税の評価額を公示地価の七割へ引き上げたことの不当性を指摘いたしました。そして、評価がえで大増税となつてくる実態について政府の責任を追及して対策を要求したわけでありまして。当時の石井自治大臣は、頭を抱える事態と認識していると言及した答弁をなされた

ましたが、その後の経過は私どもが心配した指摘どおりの事態になつていいると考えるわけであり

ます。

そこで、まず自治大臣にお尋ねするわけであります。

今日の異常に高くなつてしまつた固定資産税問題につきまして、大都市部では住み続けたくても住み続けられないという悲鳴が聞こえるわけであり

ます。重税感、重い負担、非常に厳しい御批判もあるわけでありますが、一定の軽減措置がとられたとはいへ、特に大都市部のこういう批判等について大臣としてどう認識されておられるのか、まずお伺いします。

○国務大臣(白川勝彦君) 私が昭和六十年に国土政務次官を拝命したちようどそのころが土地が上昇する最初のころかなと思つております。当時はそれほど大問題ではありませんでした。日本列島改造プールのころがあつて、それから一たん平癒化し、そして六十年ごろから土地が徐々に上がり出したというふうなときでございました。我が党の場合、ああいうことをやりますと何となく土地税制関係、そういうものにずっと配属されるわけ

少なくとも土地税制の専門家が言うことは、日本の場合は保有税が少なくて譲渡のときに取り過ぎると、こういう問題があるために土地の騰貴が起るのではないかというのが土地税制について議論するときの識者あるいは専門家のほぼ一致した意見でございます。ですから、日本の場合は土地の保有税というものはもう少し適正水準にしなければならぬと、こういう一般的な意見が土地の上昇するときにいつも言われることでございませう。

さてそうした場合に、今までとの負担の關係がありますので、小規模な宅地等あるいは住居などについては常に特例措置がなされてきたことでございまして、確かに固定資産税がバブルの時期に上がったことは事実ですが、だから東京に住めない、都市部に住めないというのは、私はそのような現状があるとは承知しておりません。

○有働正治君 認識が非常に甘いと思います。民の心知らずと言わざるを得ない状況です。固定資産税、もともと保有を前提としたそういう税を、売買を前提としたような公示価格の七割に一挙に引き上げる、ここにどだい矛盾があるわけであります。

昨年十一月十三日に、異常に高い都心地域の固定資産税と相続税の軽減を求める東京の千代田、中央、港、新宿の都心四区の区民大会が開かれた。そこで、「固定資産税、相続税の大幅軽減を」と、こういう区民の皆さんに、主催として区がそして町の連合町会あるいは住民組織、区議会が一体となってチャリシも配られまして、「固定資産税、相続税の大幅軽減を」ということで、何と書いてあるか。「いつまでも住み続けられる町にしよう」と、そういう悲鳴なんです。だから、大臣、その点をよくわきまえていただきたい。

そこで、例えば二十八坪、九十二平米のビルにかかると、例え固定資産税、相続税が年間一千万円となっても、生活費が出ない、ビルから飛びおりて自殺したいというのが住民の声だ、これは千代田区神田鎌倉町町会副会長の柴田さんの御発言でございま

す。祭りに以前の住民が来て、やはりふるさとはいいねと言う。このままでは人が去っていく、なんとかしてくださいというのが実感と、港区の三田商店街振興組合理事の山本さんの発言でございます。高い固定資産税で住み続けられない、町から住民が追い出され、町が壊されていく等々、こういう実態をこども訴え、固定資産税などの軽減を要求されたわけであります。

そうした悲痛の叫びというもののから見ますと、今回の法改正の中で一定の軽減措置がとられたとはいへ、私はそういう声にきっちり対応したものはなっていないということを指摘せざるを得ないわけにあります。

そこで、自治省にお尋ねします。

負担水準や下落率の指標を導入して軽減措置をとったということですが、この結果で全国的にはどういう状況になるのか、全体として固定資産税はふえるのかふえないのか、おおよその見込み、どういう状況になるかお示しいただきたいです。

○政府委員（湊和夫君） 固定資産税の今回の改正に伴う税負担の全体としての状況についてでございます。私ども、暮れの段階で試行錯誤しながら見込みもいろいろ立てております。

どうしても抽出的な調査にとどまらざるを得ないということで、この時点で細かな数字を一々申し上げてかえって誤解を招いてはいかぬと思いますが、全体というお話でございますので、例えば宅地の中で、宅地を商業地等とそれから住宅用地に分けておりますけれども、おおむねこの改正によって商業地あるいは住宅用地、それぞれ百億ないし百五十億程度の増になるのではないかと。ただし、これはトータルでございますので、大都市地域では逆にマイナスになり、地方部でプラスになるというものが相殺された結果の数字になるんだらうというふうに思っております。

○有働正治君　そこで、大都市部の問題でお尋ねしたいわけですが、軽減措置をとった後でもなお多くのところで増税となる地域がかなり出

るのではないかと推測するわけであります。

けさの朝日新聞に、ふるさと東京を守る会事務局長をなさっておられる梅原さんという方が「私の意・異見」という形で大きく報道されています。

そこでは「都市計画税と合わせ都内の半数以上の地域で、新年度の税負担は少し軽減されることになったが」という言い方をされておられまして、これから推測すると、東京の場合には四割あって、いはそれ前後の地域は大体増税になるのではないかと、おおよその推測であります。大阪などの場合も、今回の減税措置をとった後でも四割ほどは実質増税になるということが、私どもその道の人にはいろいろお尋ねしますと言われているわけですが、ここらあたりはどのように見ておられるのでしょうか。

○政府委員 湊(夫君) 今回の課税の仕組みといたしまして従前と仕組みを抜本的に入れかえたといえますか、変えた形で負担水準を均衡化することを最大の課題として、またその方向に沿った税負担の求め方ということを考えております。

したがって、負担水準の高いところは引き下げないし据え置き措置を入れ、同時に全体の水準は正を図るという意味で、比較的負担水準の低いところについては従前のような形でまだらかな形の段階をつけた負担の上昇を求めるといふ形をとっております。

それで、大都市につきましては、委員から今御指摘ございましたけれども、こうした据え置きであるいは引き下げの効果はかなり大きなものと見込んでおりますが、ちよつと最終的な数字を私どもが確認できる状況にまだ至っておりませんので、今の数字がそのまま正しいかどうかという確認はできません。

ただ、私ども非常にラフな推計も含めての十二
月時点の集計では、やはり大都市部では六割ない
し七割が少なくとも何らかの形で引き下げまたは
据え置きの対象になるのではなからうか。これは
商業地、住宅用地等を含ましてそんなレベルで

物を見ておりましたから、今の御指摘が各団体の最終的な意見かどうかわかりませんけれども、また地域によって大分差がありますので、この地域をとらまえるかによっても差がごございますので確定的なことは言えませんが、大都市部の平均的な姿にほぼ近いような数字をおっしゃっていただけるんじゃないかというふうに思っております。

○有働正治君　およそ四割ほどは実質増税ではないかということであります。

そこで、評価額が時価を上回る場合は上回った部分は違法との東京地裁判決に対する自治省の態度をお尋ねします。

九四年度固定資産税の評価がえにつきまして、東京地裁が、時価を上回る評価額は違法とする判決、九六年九月十一日、これを出しているわけですが、この地裁判決について自治省としてはどのように受けとめておられるのか、簡潔にお述べください。

○政府委員 漢和夫君）ただいま御指摘の平成八年九月十一日の東京地裁判決についてでございます。判示事項が幾つかございますが、そのうちまず大事な点を幾つか申し上げますと、一点目として、宅地の評価を地価公示価格の七割程度を目途として行うこととした依命通達には合理性があるという判示が一つあります。

それから、賦課期日から評価事務に要する相当な期間をさかのぼった時点を価格の調査基準日とする、要するに評価期日そのものについては評価がなかなかできないということについての議論でございますが、そのことを法は禁止していません。というように判示がされております。

一方で、今御指摘ございましたように、価格調査基準日から賦課期日までの一年間に三割を超えて地価が下落した場合には、当該三割を超える部分が違法であるというふうにされております。けれども、この点につきましては、評価額に形式的な逆転現象はごく一部こういう形で生じたと承知しておりますけれども、税負担の面では特例措置等

負担調整を講じておまして、実質的な逆転が生じないように措置いたしておるわけでございませう。こうした点は判決において考慮されていないという点について私どもとしては残念に思っております。

なお、東京都は八年九月二十四日に東京高裁に控訴をいたしておるところでございます。

○有働正治君 答弁が非常に長いので、できるだけ簡潔にお願いしたい。私が聞いているのは、その判決の中心点であります。

今の御答弁で、七割への引き上げの妥当性をいけば認めた趣旨の答弁ですけれども、非常に苦しい弁明にすぎないということを指摘しておきます。

時価を上回る評価額について、その部分は違法ということとは明確に指摘しているわけであります。それが周知のように、一片の通達で公示価格の七割と評価がえをしたわけであります。結果についてのこういう判断というのを重視すべきであると述べておきます。

そこで、この通達とのかかりであります。全国の土地の固定資産税は、九三年度が二兆九千七百六十七億円だったものが、九五年度は三兆四千八百九十二億円です。自治省の評価額七割への引き上げによりまして、負担軽減措置をとったといながら、結果としてわずか二年間で五千二百二十五億円の増税となつていくわけであります。地価が大幅下落を続け、この三年間で、三大都市圏で商業地四〇・七％、住宅地一四・〇％の下落という中で、固定資産税はその減少するどころか逆に自治省による評価がえにより大増税となつたわけであります。問題は、自治省が評価額を公示価格の七割水準に変えたことであります。

こうした中で、九四年の固定資産税の評価がえについて東京地裁が、時価を上回る評価額は違法とする判決を出したわけであります。前回の評価がえにより各地で評価額が時価を上回る逆転現象が続出したわけであります。地裁判決は、固定資

産税評価額は時価、すなわち売買される客観的交換価値を基準にすべきだと指摘しつつ、評価額が時価を上回る場合は上回った部分は違法との判断を下し、問題の土地の評価額を引き下げるよう命じたわけであります。自治省の通達行政のあり方を批判した画期的な判決であることは明白でありまして、自治省の通達に基づく固定資産税評価額の公示価格の七割への引き上げを決めた前回の評価がえについて、大きな矛盾が広がっているということを示しているわけであります。

今、固定資産税評価額は時価、すなわち売買される客観的交換価値を基準にすべきとの指摘があるわけであります。これがそのまま自治省通達の公示価格の七割への引き上げを妥当なものとしたものではございません。なぜなら、自治省通達が出されるまでに行われていた地方ごとにはばらつきのある評価が政府を含めて長期にわたって合法的とされてきたからであります。

いずれにいたしましても、七割への引き上げ以前の評価方法が合法的であったことを政府は繰り返して国会で答弁してきたのに対して、それが一片の自治省通達でひっくり返され、公示価格の七割に引き上げられたことは憲法の地方自治の本旨に反するものであり、そういう中で地裁の判決が示されたということは非常に重視される事態だと私は考えるわけであります。

そこで、話を通達行政に進めるわけであります。引き上げの根拠になった自治省の事務次官通達につきましても、判決は全国統一基準を設けることに一定の理解を示したわけであります。通達等は市町村に対する技術的援助にすぎず、拘束力を有するものではないと言及しているわけであります。この点について自治省の考えはいかがでありますか、簡単に。

○政府委員(湊和夫君) ただいまの点でございますが、先ほども申し上げましたが、判決の部分をそのまま読ませていただきますと、「公示価格の算定と同様の方法で評価した標準宅地の価格のおよそ七割をもって、その適正な時価として扱うこ

とは、法の禁ずるものではなく、かかる趣旨において七割評価通達には合理性があり、これに従った評価は適法というべきである」と。裁判所の判決の中ではこういう形でこの通達について触れられており、な判断にはなっていないというふうに理解しております。

○有働正治君 そこは全く違うわけであります。通達等は市町村に対する技術的援助にすぎないという立場であります。したがって、拘束力を有するものでないということを私は指摘しているわけでありませう。七割を目途とするという政府の政策方針を自治省の一片の通達で全国の市町村に徹底させようとしたこと自体が国民の批判を集め、これに対しての態度が問われてきたわけであります。

憲法八十四条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めているわけでありまして、地方税法のどこを見ましても評価の仕方、評価の時点について通達で決めてよいということとは書かれていないわけであります。九四年度の評価は通達に従ってなされたという点で憲法の租税法主義に反していると、税法学者、弁護士の中でも批判が出されているわけであります。

この点について、大臣はいかがでございますでしょうか。○国務大臣(白川勝彦君) 地方税法三百八十八条には、固定資産の適正な時価を決定する基準として、固定資産評価基準の制定を自治大臣にゆだねておるわけでございます。これに基づきまして固定資産評価基準というものをいかなる形で今日まで告示をいたしてきたところでございますけれども、そこに地価公示額を取り入れるというようにしたのが前回の評価の問題だと思っております。

結局、固定資産税の税率というものはあるわけでございます。もちろん上げることもできれば下げることとそれぞれの自治体によってできるわけ

でございますが、そういうことは余りなならないで、ある面では評価というものをそれぞれの地方自治体がおこなうためにばらつきがあると。こういうところで、固定資産税のものとなる土地の評価額というものは全国的にある程度統一に決めたいただいている。それに対して、もし軽減する必要があるならば、例えばそれぞれの自治体で軽減措置等をするというように本来自治体の姿ではなかるかという立場から、地価公示額の七割程度というようなものをこれからは固定資産税の評価の一つの重要な目安にしていこうじゃないか、こういうことで自治省で決めたわけでございます。それは、今法律条文その他から見ても、私は租税法主義に違反するものとは存じておりません。

○有働正治君 全く苦しい弁明としか私には聞こえないわけであります。きつちり法律に基づいて課税をするというものであるわけで、一片の通達でやるべき筋ではないと。

今回の場合、自治省は事務次官通達を大臣の告示の評価基準にどうも格上げするということがありまして、これ自体が自治省自身が国民の批判を部分的であるけれども考慮せざるを得なかったということのあらわれだと私は思うわけで、そういう点でも大臣の論拠は非常に薄いと言わざるを得ないわけであります。

しかも、この七割の引き上げの問題を今述べられたわけでありますが、この七割自体についてこの間も議論があつたわけであります。自治省の外郭団体の資産評価システム研究センターが九一年にまとめた「土地評価に関する調査研究」報告書がございまして。これが固定資産評価七割への引き上げの根拠に使われた文書であります。山田二郎弁護士・東海大法務部長は、報告書では引き上げの根拠として昭和五十年代半ばには公示地価の平均七割程度だった過去の事例を挙げているが、数年だけのデータでは理論的な根拠としては不十分と批判しているわけであります。

これは日経新聞に報じられた内容であります

が、自治省ではあの報告書のことは忘れてほしいと逃げムードも漂い始めていると報道されたことでもあります。私もこれ自体は根拠がないということとを当委員会であつて問題にしたことがあるわけでありましたが、大臣、七割の論議になりましたこととかかわりで今述べました資産評価システム研究センターがまとめた調査研究報告書の内容等々、この間に何ら問題はなかったと考えておられるのかどうか。いろいろあつたからこそのろんな対応措置もやつてきたと私は考えるわけでありすが、これらあたりはいかがでござい

ますか。

○政府委員(漢和夫君) センターの調査研究、当時において理論的あるいは実践的な面から調査研究を行つていただいたものと承知しております。全国の代表的な標準宅地百四十一地点について収益価格の精通者価格に対する割合等を調査し、御承知のとおりのような報告をされたというふうに思つております。その地点の調査分析としては私も思つては丁寧な形で調査が行われたというふうに思つております。

ただ、評価そのものについてはいろんな課題があることも事実でございます。いろんな問題を私どももこれからも弾力的に幅広い観点から絶えず、こういった問題の現時点における妥当性あるいは今後における評価の適正なあり方についての研究といったものは、こういったシステム研究センターの調査結果が出てくるからそれですべて事足りるということではなくて、今後ともいろんな角度からフォローも含めて研究調査をしていきたいというふうに考えております。

○有働正治君 税の法定主義の原則、地方自治体の課税権を考へまして、一片の通達等々で引き上げるということ自体が問題である、やはりもとに戻す方向で検討すること抜きにこの問題の解決はないというのを指摘しておきます。

次に、借地借家法に基づく借地借家人の権利の問題についてお尋ねします。

の皆さんの切実な権利問題であります。借地借家人は、地主、家主と地代、家賃の値上げ交渉の過程で、その土地の固定資産評価額とその税額を知る権利があるわけでありまして。地代、家賃の値上げの理由の中で公租公課が大きなウェイトを占めており、値上げが適正か不当かを検討する場合、借地借家人に固定資産税台帳の縦覧、閲覧を認めないとするは借地借家人には大きな不利益となるわけでありまして。

固定資産税台帳の縦覧、閲覧を認められるのは利害関係人と規定されているわけでありまして。借地借家法十一條、三十二條に、賃料の増減を請求できる要因として「租税その他の公課」が規定されていまして、この「租税その他の公課」は、実質的に借地借家人がその税金を払つており、借地借家人こそ利害関係人に含まれることは当然ではないかと思つておりますが、これについていかがでありますか。

○政府委員(漢和夫君) 現在の固定資産の課税台帳は、現行法上は、納税義務者となるべき者またはその代理人等納税義務者本人に準ずる者以外の者に縦覧させることは地方税法上の守秘義務に反するということと最高裁の判断も含めて解されておるわけでございます。したがつて、現行法のもとでは、今いろいろ御指摘がございましたし、私も借地借家人の皆様方からいろんな御意見をかねてからいろいろ伺ひしておりますけれども、ストレートにこれを縦覧させることは今の法体系ではできないというふうに解釈論としては考えております。

ただ、借地借家人の皆さんの立場というのも私も十分念頭に置いて、従前から、直接的には台帳価格の開示はできないけれども、市町村の窓口において適切な措置を講じて、平均的な税負担の状況とかあるいは負担調整措置に伴う税負担の増加額等の平均的な姿をお示しするなどのそういう対応といったものについても、通達を出しまして指導をしてきた経緯もあります。

同時に、今回特に力を入れて取り組んでおります

すのは、台帳そのものはなかなかお見せできないにしても、その価格が決定されたゆえんになります路線価、それから標準地点の価格を今回、平成九年度の評価がえにおきましてすべて公開するよう市町村に対して指導いたしております。これをこらんにいただきますと恐らくその地域の価格状況がかなりの精度で御理解いただけるようになるというふうに思つております。

ただ、それだけでは税負担の状況はわかりません。今回の場合は、税負担の据置きあるいは引き下げといった問題も調整措置の中に入つておりますので、その地域がどういった形の負担水準でどういった形の税負担の動向になるかというようなどういった形の税負担の動向になるかというようなどことを、従前に引き続いて市町村において適切な対応をしていく必要があるというふうに考えております。

○有働正治君 今回の評価がえに伴ひまして、この二、三月で地代、家賃の便乗値上げの動きも出ているわけでありまして。これに対する対応が求められているわけでありまして、この便乗値上げが広がる懸念、これについての自治省の対応を簡潔にお述べください。

○政府委員(漢和夫君) ただいま申し上げましたように、今回の場合は従前と違ひました税負担の求め方ということをお願いしております。したがつて、こういった新しい仕組みのもとで地代、家賃の不当な転嫁がなされないように、関係省庁と連絡をとりまして、知事に対して適切な対応を行うよう文書で指導してまいりたい、お願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○有働正治君 大臣、最後にお尋ねするわけですが、前回の評価がえのときに、平成六年四月七日に自治省が「固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等の改正に伴う地代及び家賃の不当な引上げの抑止について」という通達が出されているわけでありまして。今述べられたように、建設省とも相談してそういう方向で検討しているという御答弁であります。きつちり通達も出して、自治省としてそういうことを、便乗値上げ等の動き

が出ないよう大臣としてもきつちり対応願いたいというのが一点でございます。

それから、先ほどの借地借家人の権利の問題であります。先ほど最高裁の判例のことを一言言われました。その最高裁判例というのは昭和六十二年七月十四日のものだと思つて承知するわけでありすが、この司法判断というのは借地借家人が利害関係者かどうかについて判断したものでありません。自治省の先ほど述べられた解釈というのは見当違いだということを私は指摘しておきます。

借地借家問題の実態は複雑で、地主が敷地全体の固定資産税額を示してきたとしても、借地借家人が住んでいるのはその敷地の中の一部の小規模宅地となつてゐる場合などがあるわけでありまして、こうしたケースでは固定資産税台帳の縦覧、閲覧によつて実際に借地借家人が住んでいる小規模宅地がどうなつてゐるのかを見なければ、自分たちが借りてゐる土地や建物、地代、家賃が適正なものかどうかを検討することはできないわけでありまして。したがつて、固定資産税台帳の縦覧、閲覧が認められなければ借地借家人の利益は守れないということでもあります。

そこで、第一点目は、自治大臣、自治省として、この借地借家法に基づいて、借地借家人を利害関係人として固定資産税台帳の縦覧、閲覧を認める方向で政府としても前向きに今後の検討課題にしていただき、対応願いたい。この二点について大臣の所見を求めます。

○国務大臣(白川勝彦) まず第一点でございますが、いづれにいたしましても適正な事態が確保されますように、都道府県知事に對して今回の固定資産税の評価がえの問題についてきちんとした形で文書でお願いをしなきゃならない、こういうふうに考えております。

それから、むしろ固定資産税の方の条文だと思ふのでございます。地交法ではなくて地方税法四百五十五條には「市町村長は、固定資産税台帳をその指定する場所において関係者の縦覧に供し

なければならぬ。」と、こう書いてありますので、この関係者の中に借地借家人が含まれるかどうか、ちよつと私なりに勉強してみたいと思っております。

○有働正治君 終わります。

○西川潔君 よろしくお願いいたします。

私の方は、まず地方税法改正案について、固定資産評価審査委員会の関係の方から質問をさせていただきます。

〔委員長退席、理事朝日俊弘君着席〕

今回の改正案の中で、この分野につきましては改正点は、審査委員会の委員の選任要件の緩和、委員定数の改正、そして審査委員会を共同設置した場合の委員の任期の特例措置の創設、こうございますが、まずそれぞれに改正を必要とする理由からお願ひしたいと思います。

○政府委員(湊和夫君) 固定資産課税台帳に登録されております事項について納税義務者から不服があります場合には、適正公平な処理をするというところとそれから迅速に処理する、こういう観点から、評価を最終的に決定いたします市町村長が行うのではなくて、独立した中立的な機関で審査決定を行うこととしたしております。そのため、市町村に固定資産評価審査委員会というものを設置いたしております。

平成六年度の前期の評価がえにおきまして、宅地の評価上昇割合が比較的高かった東京とか大阪の大都市部で多数の不服審査の申し出が出されたわけでございます。これに関連いたしまして、その処理に大変時間がかかるという事態を招来したわけでございます。

こういうことから、昨年、私もいたしましたし、この審査委員会の運営に關しまして総合的な実態調査を行わせていただきました。幾つか問題点が出てまいりました。これは制度の問題とそれから運営の両面にわたって改善すべき点があるというふうにも考えておりまして、既に運用の面につきましては市町村等の取り組みについて指導等も行っているわけでございますが、制度面に

つきまして、今回幾つかの点についてこの地方税法の改正で御提案させていただいているというところでございます。

法律の改正としては三点ございまして、一つは評価審査委員会の委員の選任要件を緩和する、これは二番目の問題と関連いたしますので後でまた御説明させていただきます。

それから二番目に、委員の定数というのが法律上定められておりますけれども、定数を増加できることといたしておりますことと、それから現在町村の場合は定数増加がそもそも法律上できない形になっておりますので、必要がある場合には町村も定数の増加ができるようにという形にしたというのが二点目でございます。

これに伴いまして、先ほど申し上げましたが、委員の確保を容易にする必要があるという観点に立ちまして、委員の選任要件の緩和を一部させていただきます。ただこの一番目の事柄でございます。

それから三番目に、それは申ししましても、町村等によりましては単独で事務局を設けて審査委員会を運営していくということではなくて、周辺部を含めた共同設置という形で運営することが好ましい形もあり得るというふうにも考えております。特に人材の確保等の面でもそういう観点があるかと思ひますので、共同設置ができること自体は現行法でも何とか読めるわけでございますが、実際に共同設置をしようとする場合に、委員の任期の特例等の規定を設けないと実際にはどうも動きにくいというところで、委員の任期の特例措置を新たに設けるようなこと、そういった角度の改正を今行行わさせていただきます。

○西川潔君 御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。

そこでお願いしたいんですけれども、具体的に委員定数の上限を十五名から三十名に引き上げる点についてです。平成六年度の評価がえによりまして、宅地の評価上昇割合の高かった東京、大阪

が申し出が大変多いわけですから、全国でも二万件弱、東京で二千三百七十七件、大阪は何と八千六百四十九件と突出しているわけですね。

こうした中で今回の改正案であると思うわけですが、当初、この点についての資料を拝見するまでは、相当多くの自治体が現行の十五名

いっばいの定数であつて、十五名ではにっちもさっちもいかない、上限を何とかしてほしい、特に都市部の自治体は悲鳴を上げてゐるのではないかなというイメージを僕は素人考えでそういうふう

に持っております。資料を拝見いたしますと、委員数十五名という団体はわずか九団体というところでございますので、ある意味では意外に感じたわけですが、委員数二十の自治体の総

数について御説明いただきたいと思うんです。○政府委員(湊和夫君) 委員数二十の自治体の数というところでございまして、一月末現在の数値で申し上げますと、今御指摘がありましたように最高十五人、三人が一チームになってこの審査委員会を構成いたしたもので五チーム編成というところになります。十五人の場合の団体は九団体、御指摘のとおりでございます。それから十二人、四組つくれるというところが九団体、それから九人が四十六団体、六人が七十五団体、そして三人というところが三十八十二団体というのが現状でございます。

〔理事朝日俊弘君退席、委員長着席〕

○西川潔君 政令都市に限って見ても、十五名の数は横浜市だけで、北九州の場合は条例では十五名までですが、実際は九名、つまり現行の上限にさえも達していないというところで

す。東京都全体の二千三百七十七件を上回る二千五百六十一件の大阪府でも九名というところでございます。そこで、さらに調べてみますと、大阪府枚方市というところがございますが、申し出件数が千九百七十三件もあるわけですが、委員数はわずか三名、しかも今後定数をふやす予定も検討されていないというところでございます。

もちろん上限を三十名にすることに對して反対

するものでも異論を唱えるわけでもございませう。しかし、上限枠を倍にすることによって処理期間が短縮されるなど処理能力が高くなることに果たして結びつくのだろうかという疑問を感じるわけですが、この上限を三十名にするという基準はどういうところにあるのでございましょうか。

○政府委員(湊和夫君) 上限を三十名にしましたゆえんは、特にこれは大都市部において切実な声として投げかけがございました。

それで、この話ちよつと長くなつて恐縮でございます。なかなかふえんという点についてもちよつと触れる必要があると思ひますので、ふえんという点は、一つはこれからの処理であるということ、前回確かに二万二千件出ましたが、今回どうなるかということについて確定的ではございませんし、場合によってはその後の対応ということもあり得るのかという気もいたしております。

それからもう一つは、委員の数は確かにふやせるけれども、同時に事務局の体制もしつかりしたものではないと、チームをふやしただけではなかなか対応ができないという問題も小さな市町村では確かにあるかというふうにも思っております。そういう観点から、この枠をふやしたからといって直ちに各団体がふやすということには必ずしもならないとは考えておりますが、ただ自治体が意欲的にそういった対応をしたいということで取り組む場合に組み得るようにならなければならないという意味合いがかなり強いと思ひます。

三十人にいたしました理由は、特に大都市地域の皆さんに来ていただいているいろいろお話しも伺ひまして、例えば横浜市なんかはそうでございますけれども、ぜひとも倍程度はふやさせてもらいたいという切実な声等も各団体から、東京を含め大都市から伺ひまして、当面現在の倍程度の数にすることで御提案をさせていただいたというふうなことでございます。

数がたくさん出た場合にはこれでは足りないん

じゃないかという御議論はありますが、先ほど申し上げましたように、事務局体制とか委員の資格者の選任とかこういった問題も絡んでおりますので、にわかには一遍にたくさんはふやせないんじゃないかという気もいたしております。

○西川潔君　そこで、順序立ててお伺いしたいんですけれども、自治体によってさまざまな理由は本当にあるのかと思います。例えば人数をふやしたいという考えがあっても、今おっしゃいましたように現実的に人材の確保が難しい、あるいは財政面もあると思います。

市民の立場から危惧するのは、処理期間が三カ月になろうが六カ月を超えようがそれが当たり前といいますが、件数が多い場合は仕方がないということでお考えになられたのでは困ると思うんですけれども、この点については自治省ではどのような分析が行われているのか、また今回の改正によりどの程度の改善を想定されておられるのかというのを聞かせたいと思います。

○政府委員(漢和夫君)　どの程度の件数等が見込めるかということにつきましては、ちょっと現時点では何ともお答えの申し上げようがないわけでございます。

固定資産の評価そのものをめぐっての審査の申し出ということでございますが、先ほどちょっとと御答弁申し上げましたけれども、今回は路線価であるとかあるいは基準値の公開というものを徹底して行うようなこともいたしております。より均衡のとれたあるいは公正な評価が実現できる体制が整ってきたというふうにも考えております。そういう意味では、市町村もかなり責任ある評価ができてきているんじゃないかというふうには私も期待をいたしておるところでございます。

今後どういふ見込みになるかについては、ちょっと今の段階ではにわかにも申し上げようがないという状況でございます。

○西川潔君　いずれにいたしましても、この分野の改正は市民サービスを充実されるものという点

では理解させていただきたいと思うわけです。

次に、この評価審査委員会に関連して、委員会の事務局の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

資料を拝見いたしますと極端な数字になっているわけですが、委員会の事務局の担当課の現状をお伺いしたいと思います。

○政府委員(漢和夫君)　平成八年一月の調査によりますと、事務局担当課が課税担当課と同一である団体が三千三十六団体、全体の九三・九％であった。それから、課税を直接担当している課ではないけれども課税部署の庶務担当課である団体が百十三団体、それから課税部門とは別の部署で事務局の運営を行っているという団体が七十六団体、その他の団体が八団体ということでございまして、多くの市町村におきまして審査委員会の事務局担当課を課税担当課が兼ねているという実態にあったところでございます。

○西川潔君　九三・九％の委員会事務局の担当課は課税担当課と同一であるということでございますけれども、税額を決める立場とその税額が公正であるかどうかを審査する立場を同じ方が担当するということですから、市民の立場からすると信頼して審査をお願いするという気持ちには少し疑問が生じると思います。ですから、自治省としてもこの問題意識を当然お持ちであると思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(漢和夫君)　これはもう御指摘のとおりでございます。制度として独立した中立的な機関として審査委員会を設けて審査決定をするという趣旨にかながみずと、課税担当課が委員会の事務局担当を兼ねることは避けて、公平、公正、中立な審査が行われる体制をつくる必要がありますと考えております。

ただ、小さな町村になりますと、総務課というところで何でもかんでもいろんな仕事をやっているとどういふようなことがありまして、完全に課を分離するといっても本当に容易でないところもござ

います。しかし、そういうところでも少なくとも評価を直接担当した方が審査を担当するということにはならないようにというところで、基本的なところの線をしっかり守っていただいて対応していく必要がある、一律的に課をすべて変えろということでは現実的な対応ができないというふうに私も考えております。この趣旨を体して、同じ人が審査をすることにならないようにということとは少なくとも最低限の問題として取り組んでいく必要があると考えております。

○西川潔君　よろしくお願いを申し上げます。

この審査委員会の申し出の件数については、評価がえが行われる年には当然かなりの件数があるとしても、三年に一回ですから、あの二年は比較的件数が少なくなるわけですが、そうした場合には、三年間のうち一年間はてんでない忙しいう状態、つまり職員を増員させなければいけないと、こういうことになるわけですが、あとも二年間、つまり作業量の少なくなった場合に一体どうするんだと。一年間は審査委員会の事務局で、二年間は全く違う分野の担当でいいというのは現状でもなかなか今おっしゃいましたように難しいと思います。このあたり、自治省は通達を出された一方で、具体的に今後どういふような方策をお持ちなのかということもあわせてお伺いしたいと思います。

○政府委員(漢和夫君)　六年のケースで見ますと、従前はほとんどなかったところでもとと出たりというようなことがありました。それから逆に三年度ではあったけれども六年度ではほとんどなかったとか、県レベルで見ても相当大きな変動があります。したがって町村レベルで見るともつと大きな変動があるのだというふうに思っております。したがって、たくさん職員を恒常的に個々に張りつけるというのは、確かにいろいろ市町村にとつては課題があるというふうに考えております。

限られた人員の中で、応援体制も含めて最大限

の努力をしていただくということしか目下は言いようがないわけですが、同時にそういう問題もあることから、今回御提案申し上げておりますように、共同設置等の仕組みの活用ということも効果的にぜひ考えていただきたいというふうにも思っております。

○西川潔君　前回の委員会でも御質問をさせていただいたんですが、当時の改正によって市民生活に混乱が生じないように、できるだけわかりやすく広報なり説明なりに努めていただきたいということをお願いしたんですが、現に市民向けにどういった内容のパンフレットをおつくりになったかということと実際にこちらの方にもいただいたてまいりました。確かに詳しく説明をされております。

しかし、何分にも税そのものの仕組みが大変難しいものから、幾らかわかりやすくといっても限度もあると思います。そうであればこそ、税額に疑問を感じになった方には御理解をいただいたために直接に説明をすることが最善ではないかと思えます。そのために審査の申し出をするしないにかかわらず相談体制を充実させることが非常に大切ではないかと思うんですけれども、こちらの質問はできたら大臣にお伺いしたいと思うんです。

○国務大臣(白川勝彦君)　先生おっしゃるとおり、固定資産税の課税の仕組みにつきましては、今回なるべく簡素でわかりやすい仕組みにするというのを念頭に置いて思い切った見直しを行い、負担水準の均衡化を図るという従来とは違う観点を導入したわけでございますが、それでもやはりこれだけ議論になっているわけでございますから、一般の方から見たらまだまだ難しいと感じるのは当然のことだと思っております。

広報について、当然のことながら十分努力するとともに、縦覧に來られたりあるいは納税に來られた、そういうときをとらえまして担当職員が十分に理解をいただけるように適切に対応していくよう指導してまいりたい、こう思っております。

す。

○西川潔君 よろしくお願いいたします。

次に、固定資産税の新築住宅に対する税の軽減措置について伺いをいたします。

まず、この制度の内容について伺います。

○政府委員(清和夫君) 新築住宅につきましては、住宅政策の一環ということで、新築当初におきます固定資産税負担の軽減に資するという見地から、一定の要件に該当する住宅につきまして、現在法律上は平成十年三月三十一日までに新築されたものという限定はつけておりますが、一定の要件に該当する住宅について最初の三年間、百二十平米相当分の税額の二分の一を減額するということにいたしております。なお、地上三階建て以上の中高層耐火建築物については、この三年という期間が五カ年という形で特例として認められているところでございます。

○西川潔君 そこで、この制度の対象となる要件の一つに床面積が四十平方メートル以上二百平方メートル以下であることが規定されているわけですが、この数字の根拠となる基準について、また制度創設後の経緯についても伺いたしたいと思います。

○政府委員(清和夫君) 床面積要件を設けさせていた理由は、床面積が四十平方メートル以上二百平方メートル以下であることが規定されているわけですが、この数字の根拠となる基準について、また制度創設後の経緯についても伺いたしたいと思います。

その前に、床面積の要件は居住する部分の床面積が四十平米以上二百平米以下と、この四十平米というのは共同の貸し家住宅の場合は三十五平米というふうな若干緩和されておりますが、一般的に四十から二百平米までの居住部分の床面積を持つた新築住宅ということが対象になっているわけでございます。

それで、この設けられたゆえんは、居住水準の状況を考えまして、住宅政策の観点から講ぜられてきたという観点もございまして、良質な新築住宅の供給に資するという観点に立つて上限及び下限を設けているところでございます。

居住水準の状況を見まして、一般的な住宅と比べてかなり広い住宅の所有者に對しましては、通

常は比較的拒税力があるという観点から上限が設けられておりますし、それから多少狭小な住宅につきましても、住宅政策の観点から住宅事情の改善に資するものではないかという観点から、こういうことは好ましくないという観点から、四十平米未満のものについては対象にしないというふうな形になっております。

これが、当初三十九年に設けられたときは上限だけ八十五平米というふうになっておったわけですが、その後数回の改正をしまして、四十四年度に上限が百平米になり、五十六年度に百六十五平米という形になりました。それから六十二年には二百平米に引き上げられてきたという経緯でございます。なお、下限は五十六年度から設けられたということでございます。

○西川潔君 よくお便りをいただくんです。ことの一月なんですけれども、京都府綴喜郡というところからお便りをいただいたんです。この制度についてのお手紙なんですけれども、少し大臣にも聞いていただきたいと思います。

毎週土曜日にラジオでいるんな福祉の御相談を受けているんですけれども、「此の度は私の不満を聞いて下さい」というお手紙なんです。

平成六年、息子の転勤で一家五人で千葉県から帰って来まして。そこで、家がせまく、平成七年、ローンで新築いたしました。新しい家は二百四十八平米になり、二百平米以上のため固定資産税、取得税の特別控除が受けられませんでした。不満なのは、私夫婦と母、息子夫婦、孫三人、計八人家族です。たとえば、三人家族で百八十平米の家ですと特別控除が受けられて、一人当たり六十平米のスペースがあります。私たちの家族は一人当たり三十一平米で控除が受けられません。何か矛盾した規則で納得出来ないまま税金は支払いました。西川様に不満をぶつけて税金の事は忘れず。

こういふふう書いてあるわけですが、名前はいわねいでくれと。ラジオに手紙を出すときだけは

ンネーム、一つのラジオネームみたいなものを持つていらつしやるそうです。山垣外というふう書いてあるんですけれども、不満をぶつけて税金のことは忘れるというお便りをいただいたんです。

この際、ひとつ紹介させていただいたんですが、法律論とか制度論とかいうものを抜きにしまして、今僕も素直に読ませていただいたんですけれども、大臣、これを聞いていかがなものでしょうか。

○国務大臣(白川勝彦君) いつも西川委員の質問にはそういう具体的な国民の声を取り入れた、また指摘していただくという面で、いつも敬意を表する次第でございます。親子三代同居というふうなものを推進していくのは、一方では現在の福祉の上で大きな要素でございます。

さて、二百平米というのと、私はどうも平米だとびんとこないんですが、七十坪弱ということになるわけでございます。私どもの田舎では、七十坪の家ですとそんなに豪邸ではございません、普通の人がつくる家でございます。大阪あたりで七十坪の床面積がある建物という、やはり相当しつかりした人でないといふだけの敷地もないし家もつくれないと思うわけでございます。

それらを考えまして、ある程度の税負担能力もあるからそういう大きな家も建てられたのであろう、こういうことで、その方自身も忘れずのう、と言っておくわけでございます。まず御理解を賜りたいと思うのでございます。

しかし、一方では、親子三代同居ということについては、住宅政策上もいろいろ誘導策が現にはほかの省庁ではとられているわけでございます。このことについて、お預かりをさせていただきたいと思っております。

○西川潔君 御丁寧に御答弁いただいております。僕も読ませていただきました。気持ちにはわかる

思うんです。じっくり考え直してみますと、高度成長の時代に若者は都会へ出ます。お父さん、お母さんはもちろんふるさとに残るわけですが、子ども、子供たちは都会で就職をしたり、結婚をして家族をつくり家を建てるわけですね。それがだんだん核家族化、これは時代の背景でしようけれども、そこで今日の時代背景といえますと、ふるさとに残ったお父さん、お母さんは年をとるわけですから、年老いた親を都会に呼び寄せるといふケースが僕らの友人にも何人かおりましたけれども、二週間で四国へ帰ってしまつたという両親もおります。こんなうるさい、やかましいところはとてもしゃないけれどもということ、かえって自分たちがおかしくなるからということ、帰つたような方もおられます。逆に、ふるさとにUターンをしておじいちゃん、おばあちゃんとうして一緒に暮らすという今のお便りのようなケースもたくさんあります。

そうした観点から、改めて御意見について考えてみますと、三代が同居する、しかし家族の中に介護が必要なお年寄りがいらつしやるような場合に、またそのスペースについてもある程度広いスペースの確保がこれからは、特に三世代の生活になってくる在宅福祉というふうなことになると思います。こういう制度の趣旨に高齢化に配慮したという観点も大いに必要なことになるのではないかと、このことだと思っております。

今すばらしい御答弁をいただいたんですけれども、あえてこの高齢化に配慮したという点をもう一度大臣に御答弁いただいて、質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(白川勝彦君) おっしゃるとおりでございます。特に高齢化とかあるいは身障者とかあるいは三世代同居、ですから普通の固定資産税の議論でいうと、二百平米以上の家を建てられる方はある程度拒税力があるということで御理解を賜りたいと思っております。

さらに、固定資産税というのは余り政策的にやらない税制の一つだと、こう言われております

れども、特に在宅看護・介護というようなことはこれからまたそれぞれの市町村の事務の中でも一番大きなことでございますので、これは本場に真剣に検討させていただいて、御期待にこたえることができるように事務当局を指導したいと思っております。

○田村公平君 初めて三十五分という時間をいただきました、ありがとうございます。大会派の先生方に感謝申し上げます。

先ほど来、大変格調の高い質疑がなされました。特に谷川先生からは、大阪府は大分国に持つていかれて一兆円ぐらいいしか返ってきていないとお金に、税金に色はついておりませんが、財政力指数で最下位であります私の選挙区の高知県は多分そのお金をいただいていると思います。ありがとうございます。ただ、大都市での地方の予算編成は大変厳しい、と同時に、地方の最貧県というよりも、大都市じゃない過疎地域も実は大変な状況にあります。

と申しますのは、かつて我が国が戦争に負け、その戦後復興の中で、いわゆる高度経済成長政策といえますか、昭和三十年代、私どもの仲間もそうでした、大阪に小学校の仲間が集団就職で行きました。我々の住んでおる田舎は農村地帯です。農村地帯というのは、家族を養う能力、つまり洋服も着なくていい、米俵の上に乗っかっていって言う用語がありますが、サラリーマン家庭で扶養家族が一人ふえると大変でございますが、百姓の家は、うちも代々百姓でございますけれども、そういう意味での都市への労働力供給のショックアブソーバーのような、都市が不況になれば田舎に帰る、これは大臣の新潟もかつてはもともとと寂しいというか悲しい、女工哀史ではございますが、そういう土地だったと思います。たまたま幸か不幸か田中角栄先生という大変偉大な指導者が出てきて、大変恵まれたインフラ整備もできております。

そこで、話をちょっと、皆さん方先輩議員のようには格調高くできぬものですから、初めて長

い時間をいただきましたので、この間うちからの税に関する欲求不満をちょっとまとめて御質問させていただきます。三月一日の読売新聞によれば「地方税案が有力」と。「三兆円市場 自治省、検討着手」という大見出しの上に「パチンコ新税浮上」。

その前に、実は自治大臣はいろんなところで地方分権に絡みながら、幕藩体制、江戸幕府の大体三百諸侯ぐらいいきども分権絡みでイメージしておられるような気もいたします。それは確かにそのとおりだと私も全く同意見であります。例えば高知県大川村のように人口七百人程度のところで地方分権と言われても、これははつきり言って何もできません。それはそれでいいのであります。大臣のお言葉の中に、改革というか明治維新もそうだった、大変地方は痛みを伴うと。本当は地方自治体に痛みがあったら僕は困ると思っておりますけれども、それは大臣とは見解の相違ですからこの際深くは触れません。

そういう中で地方が独自に、この前の委員会では例えば教育税という税を持ってもいいんではないかというお話もございまして、それを受けて「パチンコ新税浮上」と、こう来ましたが、これが三月一日。

そして、同じ読売新聞の三月五日、「白川自治相は四日、閣議後の記者会見で、パチンコ業界への新税創設構想に關連して、「地方税財源の強化は大きな課題だが、地方の自主的な税財源強化という問題はまだ見えて来ない」と述べ、自治体財源の拡充に向け、パチンコ新税も含めて多角的な検討を行う考えを示した。」と、こうなっております。

同じ閣議後の会見を日経の方では「地方税の新たな間接税を導入する案が浮上していることについて「地方自治体の税財源の強化・拡充には努力したいが、具体的な対応は今後の課題」と慎重な見方を示した。」と。

それで、私はこの意味もよくわかるんです。例えば、自民党単独政権が売上税の問題、まさに参

議院で保革逆転したのは記憶に新しいことでもあります。そして、売上税、消費税という過程の中で、時として内閣の一つ二つがぶつ飛ぶような、まさに大平内閣はそういうことであります。

税金というのは人の財布の中に手をつ突っ込む話ですから、だれしも「若いと言っては語弊があらますけれども、きょう久野政務次官も税金を取ることについてははつきり言って嫌だ」というお話もありました。そういう新税を云々という話は、閣僚の一員であっても、よほどの理論武装とよほどの閣内での協議、決意がないと、軽率に新聞に出てみたり、閣議後の記者会見で云々されるべき種類の問題ではないと私は思っております。そういう意味で、僕は慎重なことだと思っております。

「自治省内部の研究会」とこの日経にありますが、「パチンコなど娯楽施設や携帯電話など新商品を対象にした新税を検討しているが、自治相は「旧娯楽施設利用税を廃止したときは廃止した理由があったはず」「地方財源の強化・拡充に向けた議論は、限定した議論ではない」と述べて、読み方によれば非常に慎重にもとれる。

しかし、本委員会でも、教育税という目的税というか地方単独の財源があってもいいというふうにおっしゃられた革命的な、私は明治維新は革命だと思っていないですけれども、意見等々を考えると、何かこの前ちょっと言い足りない部分もあったものですから、大臣として分権絡みで。

しかし、教育税なんというのには非常に難しい問題があると思ふんです。その自治体の中に国公立の、例えばうちの国立高知大学にも国立の高知大学附属小学校、中学校があります。私立の中高一貫教育、短大まで持ったものもあります。そうかという、高知市を例にとりますと、市立もあれば県立高校もある、専門学校もあります。それでいて住民税は払っている。それに、例えば人口三十二万の高知市が独立した教育税を持つと、じゃ隣の春野町との関係はどうなるか。そういう一つの税を新たに作るということとは

よほどのことがないといけないということでも前ちょっと質問をさせていただいたんですけれども、ちょっとこちらでも大臣も言い足りなかったんじゃないかと思ひます。きょうはまだ三十分ぐらいいありますので、大臣、さっきの研究会等を含めて、もし研究会をやっておるんであれば、せめてその構成メンバーとかそういうことも含めて、お構いなければお教えをさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(湊和夫君) ちょっと私の方から事実関係について少し御説明した上で、大臣からお答えをいただいた方がいいかと思ひます。

三月一日の読売新聞の記事につきましては、土曜日でございましたが、実は私どもも大変びっくりした記事でございました。

わたくしどももいろんなことについて関心は持っております。いろんな方からいろんなサジェスチョンをいただくことも事実でございますので、助言等をいただければ、それに関連することについて調査すること、勉強することは、税務をお預かりしている私どもとしては当然のことだと考えておりますが、そういうレベルの事柄が、例えば政府、新税創設となりますとこれはおのずと次の違う話だというふうにも思っております。

パチンコについて、私ども国会の諸先生方から、どうだい、ああいうのを検討したらということとを言われることは事実でございます。それから、学者の先生方からもそういうお話があることも事実でございます。

ただ、私どもは、現時点においてパチンコに対する新税について自治省が具体的に検討に着手しているというような事実があるような段階では全くないというところをまず申し上げておきたいと思ひます。したがって、この報道について私ども何ら関与いたしておりません。

それで、三月五日に大臣のコメントについて新聞に出ておるということでもございました。大臣はこの会見ではこのことを明確にして、今申し上げたパチンコについて、私は責任を持って自治省の

仕事について指導してやってきているけれども、私は承知していないし、自治省が具体的に検討に着手したことはないということを明確にお述べになった会見でございました。ただ、一般的な話として、地方分権という議論がある中で地方税源充実というの幅広い観点から検討を行っていく必要があるということを言われたことは事実でございますが、そこにパチンコが入るとか入らないということを大臣自身がコメントされたところではございません。

それから、日経新聞の中で、研究会で自治省がパチンコあるいは携帯電話について検討をしておるといふ記事が一部出ておりました。これも全く事実と反することではございまして、例えば特別地方消費税の問題が生じたときに、地方団体全体としてどういふふうにかかるといふような形で実務者を集めて、個別間接税に関連して各課長さん方にお集まりいただいていろいろ実務上の議論をする場合は確かに設けております。これは市町村税であれ府県税であれ、しよっちゅう私も組織をつくっておりますが、これは学者の先生が入って要綱をささちきつと決めてやっていくという性格のものでございまして、かなりラフな形で行っているものでございまして、新税についてこの研究会で研究しているというところは全く今までもございません。

したがって、あの記事には、パチンコ、携帯電話について研究会で研究をしているというお話が出ておりました。いろいろ皆さんが言うから将来勉強してみようかという気が全くないかという、ないわけじゃございませんけれども、少なくともこの研究会でこれまで検討したという経緯はございません。ましてや、私もパチンコについては皆さんからいろいろお話を聞いたりすることでもございましたが、携帯電話に課税するとかいようなお話は私も全く寝耳に水の話でございまして、こういう話がどうして出たのか私どももなかなかよくわからないという点があるわけでは

ございます。

ちょっと事実関係についてだけ、大臣に先立ちまして御説明させていただきます。

○国務大臣(白川勝彦) 教育税という例を挙げ、確かに地方自治体は独自にその地方自治体だけに適用する税を設けることは地方分権が進んだ場合にあり得ることではないかと、こういうことを申し上げたのは事実でございます。

実は私、地方自治については必ずしも造詣が深くありませんでしたので、就任以来、私が比較的懇意に話せようという自治大臣経験者などを何人か訪れて御教示をいただいたときに、先輩がそういうことを言ったのが非常に私には印象的でございます。まして、そんな言葉が出たわけではございません。

しかし、それは特別に革命的なことでも何でもなくて、法定外普通税というのを、私たちの自治体はこれを重点にしたいから例えばこういうものをつくろうというところで議会で決めて、そしてほかのところはなくてもそういうものを私たちはやるんだという地域の合意があれば十分であることではないかと思っております。法律上は法定外目的税というようなものはないようでございますが、例えばそういうようなスキームをつくってあげることも、それは今後また国会が決めるべきことではないのか、こう思うわけでございます。

そしてもう一つ、課税自主権ということも随分言われ、それは言葉としてはまことにきれいなものでございますが、例えば今回の地方消費税のように国会が決めて、結果としては地方の自主財源がふえるというのが果たして本当の課税自主権というのか。それはあくまでも国が決めてこれが地方財源だよ。ただ、使い方が、課税も自分たちであつて、例えば地方交付税との間で違うことは違ふわけでございますが、果たしてそれはそれぞれ地方がみずから決めてみずから一つの税金を住民に課するという本来の、さつきお話をしたか

つての日本の藩がやっていたようなことと同じと言えりのか。

ですから、私は、地方の自主財源あるいは一般財源の強化ということを使うその延長線上には、それぞれの自治体住民との協議の中で、こういう個性ある地域をつくりたいからこういう税金を認めてくれないかと、こういうことがあつて当然のことなんじゃないだろうか、またそうなるのではないかなというように、多分私は若干先のことだと思ひますが、そんなに大事件ではなくてあり得ることじゃないのか、アメリカなどを見るとそんな感じがいたします。

○田村公平君 アメリカは建国は浅くて、しかもヨーロッパから来た時点で特権階級というのが既に生じていました、ジョージ・ワシントンが幾らいい格好したって、一大プランテーションをついていたわけですよ、奴隷を雇って、つまり労働したって。それと同時に、日本とは全然地方自治法とかそういうのが違いますから、町じやないところもいろいろあるわけですよ。そして、タックスペイヤーというのに対する考え方が、西部劇に出てくるようにならず者が来たから我々で金を出し合つて保安官を雇うと、大変厳しい生い立ちの中で来ている国と、一般的にアメリカがどういふようなことは、大臣、ちょっと僕は見解が違ふと思ひます。

そして今、地方自治体がそういうことで議会で議決云々というが自主的というお話もありましたけれども、現実問題として、和歌山県の、名前は定かに記憶していませんけれどもある町では、収入役とか助役がぐるになって判こをついて、町金の億単位でござり持つていつてどこかへ消えちゃったという事件もありますよ。

実は昨年、地方行政委員会視察に行つたときに、大分県の町村会の副会長さんだと思ひますが、三代も四代も前に縁故で採用した職員がいっぱいて、四年ごとにこつちも選挙を受ける立場だから、こんな役に立たない職員は首にしたいと思ひつておられるけれども、それすらできない。私も

選挙をやる人間だから縁故で雇いたいと思う。本当に真実の、僕なんか思い当たる節は高知県の五十市町村いづばいあるんですよ。

そういう人たちが十年二十年三十年たつて、先ほど局長のお話にもありましたけれども、どういふわけか総務課長をやっているとか、建設のことを全然わからなくて建設課長をやっているとか、そういうのが……。だから、その町村会の副会長さんは、できた国なりで、人事院採用じゃないけれども地方公務員の市町村レベルもそういうトータル試験で名簿に登録してもらつて、その中で大分県の何々町なら何々長さんを雇うようなことでも考えてもらふとたまらぬという悲痛な話もあります。

現実問題として、例えば私どもの高知県レベルでも、五十市町村プラス県がありますので二十四の自治体、あるトップに言わせましますと、県議員はばかばかかた陰で言っている場合もありまします。ある町では過疎が進んでいますから交流人口をふやさぬといふかぬといふことで、昔の旧家を二カ所、いわゆるボツチャーのくみ取り式じゃなくて合併浄化槽を入れて、アルミサッシも入れてエアコンも入れて、何年間かの期間そこを自由に使えるように一種の交流プラザと。ところが、一つは物すごく利用されたんです。もう一つは全然利用されていないんです。なぜかという、それはあるその町の町長の親戚の家を改築しちゃつたんです。議会は全くノーチェックです。それが現実なんです。

だから、大臣は冒頭の小林委員の質問に対して、分権推進委員会それから国の機関委任事務の廃止、非常にいいというふうなお話でしたけれども、私はかつてこの委員会でも、今のような形で分権分権、何かにしきの御旗、それに異論があると言ふことは何か国賊的な印象すら受けることが腹立たしいと言つたのは、そういう意味での地方の実態をもう少し知つていただきたい。

この後に質問通告していただきました。自治省からの交流人事というか、それは条件つきだと思うん

ですけれども、そのことに触れるのでちょっと申し上げましたけれども、大臣、そういう地方の自治体の実態、現実問題、高知県の県議会ですらノーチェックのような、前の大臣に僕は申し上げたんですけれども、県税収入が一割しかなくて、県立でこの春オープンしますよ、一期工事分だけで二百五十億円も県費をおち込んでいます。だから、高知県の県単独事業というのは物すごく伸びています、工科大だけで二百五十億円ですよ。それで、学校ができればどんどんランニングコストがかかります。箱物、おぼけみたいなものですから。

そういうことについて高知県の財政、進学率、しかも高齢化社会だけじゃないですよ、高知県は人口自然減が五年続いているわけです。雇用の場もほとんどゼロに等しい。日本全体が少子化時代を迎えているのにノーチェックで通っていくわけです。なぜかという、知事に人気があるから。そういう人気のある知事に議会で文句言おうといったって現実問題言えないですよ。

なぜかという、県会議員にしてみたら知事にぎゅっと絞られたら自分の選挙区の箇所だけが来なくなるじゃないですか。あそこ道路も直しますと行って上がつてきているんだから。鉛筆ばつと投げられたら、知事に逆らったら土建屋だってもう全然文句言えないんですよ。高知県なんかはつきり言って公共事業依存型ですから、だから財政力指数が最下位なんです。これは知事がそば向いたらどんな土建屋でも全部つぶれますよ。現実問題、つぶれている土建屋があるんだから、逆らったために。選挙なんというけれども、そんなきれいな選挙なんかやっていないんだから、干渉選挙だから、現実問題は。そういう実態を本当に大臣はわかった上でおっしゃっているんですか。

○国務大臣(白川勝彦君) 私政治の世界に入つて二十一年になりました、当然のことながら地方の議会の方々や地方自治体の長やそういう方々と関与をせずに選挙戦というのは展開できませんで

した。そして、そんな建前は建前として、実態は委員が今おっしゃったようであることを否定するものではありません。

ただ、一方で、地方議会、ここにある面では信頼しなければ一体だれを信頼したらいいんだらうか、自治省にやれということなんだろう、か、それとも国が、補助金というので非常に評判が悪いんですが、そういうことを通じて各省が全部チェックするということになるんでしょうか。私はどうしてもそうは思えません。三千三百のそれぞれの地方公共団体に議員が六万五千人おります。しかも、高いか安いかわかりませんが、全部俸給、税金を払っているわけでごさいます、これが住民の代表として住民の声を反映しなければ、それ以外の仕組みというのはあるんでしょうか。

ですから、私は真剣に地方分権委員会にもまた行政局長にも命じているのは、地方議会が今持っている権限というのは、委員が今おっしゃったように、首長が文字どおり大統領制でございまして、議会ではまずほとんどチェックできないというものが現状だと思います。ところが、国会は一票でも票が少なければ不信任案が通つてしまつて、辞職するか解散するしかないわけでありまして、ですから、今私は政府の一員におりますけれども、やはり国会というのは非常に緊張して臨みますし、同時にまた私も議員という立場でいて、一年生議員でも役所が随分大事にしてくれたというのは、たとえ理由はどうであれこの一人の人に刃向かれたら、与党の中で欠席したら終わりなんです。

そういうような仕組みというのは大事だと思ひまして、地方分権委員会は主に地方行政のあり方、行政のあり方だけを問題にしているようでございますが、どうしても地方議会というものが現状のままではいいのかわかりません。議論していただきたい、こう思つて三議長会の議長の皆さんにはそれぞれ申しております。そして、そこで一つの結論が出たら、私が在任中であれば地方自治法の改

正もやぶさかではありません。

そして、最後に、私自身一人の自由主義者として思ひますことは、委員が今おっしゃったようなこと、民主主義というのはいは今の新しい自由主義体制というのは、当時の支配階級から見たら、すべての国民と言つたかわかりませんが、すべての構成員に、当時は当然女性なんが入らぬで男だけだったんですが、そこに選挙権を持たせる、そこに主権を持たせるなんということとは、それ自体国が大変なことになるといふことをみんな当時のエリートたちは言つたんじゃないでしょうか、支配者階級は。しかし、多少の行き戻りはあったかも知れませんが、自由主義体制、国民主権というものを導入しても国が滅びたとは思つておりません。

三千三百の地方自治体をどういうふうにしていくかと、受け皿論というのが随分言われます。しかし、受け皿論、こんな受け皿だからそんなところに任せられるかという議論に立つのか、それともいい悪いは別として、もう三千三百の市町村に我々は権限を移譲する。それを受け取つた方が、それは受け取つた当事者だけではありません、その地域の住民がそれをどう考えて、合併の必要性その他を含めて大運動を起こしていただくしかこの際解決の道はない。その間に多少の混乱なり多少の後退があることは私は当然のことながら承知をしておりますけれども、しかしそれが大勢になるとは思ひません。そういうのが一、二割あるかも知れませんが、半分以上のところはそういうことを契機に地方自治が一層進展するものと私は逆に信じております。ただ、そう期待したいと思つております。

○田村公平君 何せうちの高知県知事なんというのは大統領を突き抜けていまして、この前の大臣に對してもそうでしたけれども、国籍条項でも、文句があるのならマスコミ入れてテレビも入って公開討論やろうという、議会も何もあつたものじゃない、そういう人もおるといふことも事実でございます。

そこで、ちょっとお尋ねをしたいんですが、昨日、橋本内閣総理大臣は、厚生省の問題に端を発して、当時の埼玉県のいわゆる茶谷課長の件でしたけれども、それにふえんして、適正な人事交流は国及び地方自治体でもあつて当然のことだといふふうに言つておられまして、亀井建設大臣は、我が省には優秀な部下がいっぱいいるので、地方自治体から割愛申請があればどんどん出すということでした。

実は昨年の十一月もスーパーハイウェイの件で、私どもの高知県にはそういうインテリジェントワーキングができた、あるいはマルチメディアとかいうことについての知識がないものですから、大変優秀な方に來ていただきまして、スーパーハイウェイの実現に向けて何とか地方から情報を発信しよう、そういう過疎地域だからこそネットワークづくりをしようということで頑張つておりますけれども、どうも大臣のお話ですと、自治省は部下を僕に言わせると信用していない。連統して、例えば総務部長が連チャンで行くと癒着が起きていかぬと。僕は癒着が起きるといふのはどうも自分の部下を余り信用していないのかと逆に思つたりもするんです。

うちの高知県でも、高等小学校しか出ていない方が、お給仕さんから入つてたき上げて総務部長をやられ、そして最後は県議会の同意を得て出納長をやられた。ところが一昨年の十一月に、南国市長をやつておつたけれども贈収賄でバクられました。

あるいは、自治省から來られた、名前は言えませんが、副知事で來られた方で、酒を飲み過ぎて勝手にひっくり返つて、このけがどうしてくれるんだと言つて小児科医へとなり込んだ。おれは副知事だ、おまえ知らないのかと言つて、医者がびっくりして、小児科医だったものだから、一〇番して、結局捕まった、本当に副知事だったのでびっくりしたとか、いろんな人がおられます。しかし、自治大臣であられる限りにおいては、

まさに地方の実態を知っていたために、先ほど来大臣おられぬときにもいろいろなお話、議論の中で、やはり実態を知ることが大事なことだと私は思っています。

現実問題、過疎の村である東津野村に農水省から若い方が来て、森林組合の方と一緒に山の手を切る、林道を開設するということはどんな大変なことが体験している。

そして、交流人事、そういうことを自治省も、県レベルだけではなくて、先ほど申し上げましたような、悪いと言っちゃいけないかもしれないけれども、市町村長もおられます。そこら辺のレベルまで下げると言ったら大変語弊がありますけれども、若い優秀な人をどんどん、役場の職員を、自治省なら自治省の財政課でも交付税課でもいいです、政策立案のところでもいいです、こういう場所でもいいです。あるいは大臣のかばん持ちさせたいいいじゃないですか、事務取扱秘書官と、三六協定も何もないぞと、夜中まで走らぬといかぬぞと、そういう交流はあった方がいいんじゃないか。

何か大臣のお話聞いていますと、癒着とか、非常に連続して行つたらいけないと。僕なんかそういう意味で、中央省庁から来られた方々、特に自治省にはそういう関係の方が多いんですけれども、随分勉強もさせていただきました。そういう意味で、連続云々は別問題として、高知県の恥を言いますけれども、先ほど言いましたように大分県の町村会の副会長もおっしゃっていました、コネで入って困っているわけですよ。

最近の課長補佐から課長クラスが、僕なんかの同年兵ぐらいが、まともに正規の試験を受けているのか、そういう意味では県議会の監査委員の問題にしてもそうなんですけれども、本省から、自治省あたりから総務部長が来られているとか、財政課長が来られるとか、地方課長で来ておられるとか、一種の抑止力みたいなんです、村社会ですから、田舎は。なあなあでいっているのが、ちょっと異質な人が来て、あの人が東大

出ているらしい、これは言っちゃいかぬぞ、ちよっとまじめにやっておこうと、そういう本当に核の、核というのはいない方がいいんですよ、だけれども、抑止力なんです。

そういう面もあるのを僕は認めるとは言いませんけれども、そういうことも地方自治を、本当に市長が地方の実態を知ってやりたいというのであれば、そこまでの思いは、何も亀井建設大臣のまねをしろと、そういう答弁を期待しているわけではありませぬけれども、ちよっと柔軟に対応していただきたいなと思つて質問をさせていただきます。

○国務大臣(白川勝彦君) 率直な御意見でございますので、私もなぜこういうことに至ったか、率直にお話をさせていただきますと思います。

新潟県では年に二回県の幹部と、与野党含めて全国会議員の、国の予算に対して一種の陳情会というのか、そういう打合せがあるのでございますが、数年前から第一の課題は地方分権の推進というのが県の要望に書いてありました。そして、ずっと見ると、知事はもちろん県民が選ぶものでございまして、かつては二人の副知事が二人とも自治省というような時代もありました。今は一人は自治省、一人は県のプロパーでございます。あと、だあつと並んでいる者の七割が中央省庁から行った人たちでございます。もちろん自治省だけじゃありません。そういうのを見て、私はこれは漫画ではないかと率直に思いました。

以来、地方分権という言葉は、私のところも十六の小さな市町村が集まっているところでございます。そして、そういうところがそれぞれ元気にやっでもらいたいと思うときに、そのある面では頼りにしている県がこういう状況で、いろいろ失敗があるかも知れませんが、いろいろな困難があるかも知れないけれども、こういう体制で本当に地方自治の時代というのは来るのかなというものが、国会議員になって特にこの数年間思ひ続けたことあります。

そして、茶谷問題が起きまして、いろんな方に

する中で、少なくともあいう体制をとっていたのでは、例えば私は県しか知りませんが、また自治省からあるいは中央省庁から来ているのはほんの一、二の市しかありませんが、県の大勢の職員が果たしてこれでやる気になれるんだろうか。

例えば建設部長、建設関係の職員というのは多分建設関係で県の仕事を終わると思うのでございしますが、ナンパーワンになれる道があつてこそナンパーワンを目指す人が出てきて、そしてナンパーワンにふさわしい人が育つてくるんじゃないだろうか。私が、連続して出向するということを少なくとも自治省はやめた方がいいと言つたのは、一番の理由はそういうことであります。

総務部長というのはいろんな人がなり得るポストだと思つてございしますが、各種の部長の中でも総務部長というのは企画立案の中核でございまして、私はやっぱり花形の部長なんだろうと思つて、例えばそこへいつも自治省の比較的若い者が来てそして総務部長だというのは、知事から見たら助かるかも知れませんが、その都道府県の全職員から見たら、そこそこはやはりデイスカレッジをするんじゃないだろうか。

そういうことでございまして、国の役人はそれぞれ局長にもなれるし審議官にもなれるわけでございます。そこで頑張り目標があるわけでございます。さらにそのうち地方自治体のある面では花形ポストまで、それも自分たちの活躍の場だと思つたならばいいんじゃないだろうか。

国の倍以上の地方公務員がいるわけでございますから、その方々が頑張つていただく以外に地方自治の進展はないと思ひましたので、このことをし、今、官房長官におりますけれども、ことは少なくとも、例外というのはいふまでもなく、例外的なものはあつて当然だと思ひけれども、特にこれは最初から例外というのはいふまでもなく、どうも人事を工夫してほしいといふて今お願いをいたしているところでございます。

○田村公平君 うちの高知県は土木部長にしても総務部長にしても地特優先で、ただその年次とか

いろんな関係の中で欲しいときがあるんです、人事のバランスで。そういう地方の実態、新潟県はそうかもしれないけれども、うちはちよっと変わつていきますから、独立国ですから。

そういうことで、時間が来ましたので、またあしたもありますので、これで質問を終わります。

○委員長(峰崎直樹君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は明十九日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

〔参照〕 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の補足説明

ただいま説明されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の主な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申し上げます。

まず、道府県民税の改正であります。

第三十五条の改正は、道府県民税の所得割の税率のうち課税所得金額七百万円を超える部分に適用される税率を現行の四%から三%に引き下げようとするものであります。

第五十条の四の改正は、平成十年一月一日から、道府県民税の分離課税に係る所得割の税率を、第三十五条の改正と同様に見直そうとするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第七十二条の改正は、個人の事業税の課税対象事業に、保険業を加えようとするものであります。

次は、不動産取得税の改正であります。

第七十三条の四の改正は、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会等が職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産に係る非課税措置の

対象範囲から中央職業能力開発協会に係る不動産を、日本赤十字社、民法第三十条の法人等が設置する図書館又は博物館において直接その用に供する不動産に係る非課税措置の対象範囲から日本赤十字社に係る不動産を、中小企業事業団の業務用不動産に係る非課税措置の対象範囲から都道府県から資金の貸付けを受けて行う一定の業務の用に供する不動産を除くとともに、商工会議所及び日本商工会議所並びに商工会及び商工会連合会の事業用不動産に係る非課税措置の対象を一定のものに限定しようとするものであります。

第七十三条の十四の改正は、新築特例適用住宅の取得に係る課税標準の特例控除額を千二百万円に引き上げようとするものであります。

次は、道府県たばこ税の改正であります。第七十四条の五の改正は、税率を現行の千本につき千二百九十九円から六百九十二円に引き上げようとするものであります。

次は、特別地方消費税の改正であります。第四百四十四条の二の改正は、旅館等所在の市町村に対する交付金の交付率を二分の一に引き上げようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。第三百十四条の三の改正は、市町村民税の所得割の税率のうち課税所得金額七百万円を超える部分に適用される税率を現行の十一％から十二％に引き上げようとするものであります。

第三百二十八条の三の改正は、平成十年一月一日から、市町村民税の分離課税に係る所得割の税率を、第三百十四条の三の改正と同様に見直そうとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。第三百四十八条の改正は、火災類取締法による許可を受けた者等が公共の危害防止のために設置する障壁等に係る非課税措置、日本赤十字社等が設置する図書館又は博物館において直接その用に供する固定資産に係る非課税措置、商工会議所等が直接その本来の事業の用に供する固定資産に係る非課税措置及び旅客鉄道株式会社等が日本鉄道建設公団法又は本州四国連絡橋公団法に基づき借り受け又は利用する固定資産に係る非課税措置の見直しを行うようとするものであります。

第四百二十三条及び第四百二十六条の改正は、固定資産評価審査委員会の委員の選任要件及び欠格事項を緩和するとともに、委員の定数についてこれを従来の十五人から三十人まで増加できるよう見直しを行うようとするものであります。

第四百二十四条の二の改正は、地方自治法の規定に基づいて固定資産評価審査委員会を共同設置する場合における委員の任期の特例措置を講じようとするものであります。

次は、市町村たばこ税の改正であります。第四百六十八条の改正は、税率を現行の千本につき千九百九十七円から二千四百三十四円に引き上げようとするものであります。

次は、特別土地保有税の改正であります。第五百八十六条の改正は、沖縄振興開発特別措置法に規定する離島及び離島振興法に規定する離島振興対策実施地域において新増設された一定の宿泊施設の敷地の用に供する土地について非課税措置を講じるとともに、公共の危害防止のために設置される施設の用に供する土地に係る非課税措置の見直しを行うほか、電気自動車等の燃料等供給設備の用に供する土地について非課税措置を講じようとするものであります。

次は、事業所税の改正であります。第七百一条の四十一の改正は、防災建築物造成組合の組合員が建築主である防災建築物に対する新増設に係る事業所税の特例措置を廃止しようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。第七百三条の四の改正は、課税限度額を現行の五十二万円から五十三万円に引き上げようとするものであります。

次は、附則第三条の四、第三条の五及び第三条の六の改正は、平成八年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別減税の規定の整理を行うようとするものであります。

附則第八条の改正は、基盤技術開発研究用資産及び中小企業者等の試験研究費に係る法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割の特例措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第九条の二の改正は、沖縄電力株式会社が行う電気供給業に係る事業税の標準税率の特例措置の適用期限を五年延長しようとするものであります。

附則第十条の改正は、不動産取得税の非課税措置について、日本国有鉄道清算事業団法の規定により日本国有鉄道清算事業団から無償譲渡される鉄道施設に係る非課税措置の適用期限を六年延長し、N T T - A 型の無利子貸付けを受けて第三セクター等が取得する港湾施設等の用に供する土地で、国又は地方公共団体等に無償譲渡されるものに係る非課税措置を二年延長するとともに、旅客鉄道株式会社が、全国新幹線鉄道整備法に規定す

る建設線の一定の区間の営業を開始し、かつ、当該営業を開始した区間とその両端が同一である営業路線の一定の区間について鉄道事業を廃止した場合に、当該廃止された鉄道事業による輸送に代わる輸送の確保のために必要となる鉄道事業を経営しようとする一定の鉄道事業者が当該旅客鉄道株式会社から当該廃止された鉄道事業に係る営業路線の区間に係る一定の不動産の譲渡を受けたときは、当該不動産の取得に係る非課税措置を二年間に限り講じようとするものであります。

附則第十一条の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置について、農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づいて取得する農業振興地域内にある土地に係る特例措置等の適用期限を二年延長し、また、日本たばこ産業株式会社の助成を受けてたばこ耕作組合等が取得する葉たばこの生産のため共同利用に供される施設に係る特例措置について、価格から控除すべき額を見直したうえ、その適用期限を二年延長するとともに、特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場の用に供する家屋に係る特例措置について、特定都市計画駐車場の用に供する家屋に係る価格から控除すべき額を見直したうえ、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十二条の四の改正は、不動産取得税の税額の減額措置について、農住組合が行う交換分合により取得する土地に係る減額措置について、減額すべき額を見直したうえ、その適用期限を二年延長し、特定市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅に係る減額措置の適用期限を三年延長し、心身障害者を多数

雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る減額措置等の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第十一条の五の改正は、宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準について、当該取得が平成九年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、価格の二分の一とする特例措置を講じるとともに、これに関連する所要の規定の整備を行おうとするものであります。

附則第十一条の六の改正は、不動産取得税について、平成十年度分又は平成十一年度分の固定資産税に係る修正基準の導入に伴い、道府県知事が固定資産評価基準によって不動産の価格を決定する場合の所要の規定の整備を行おうとするものであります。

附則第十一条の七の改正は、農地保有合理化法人が経営転換農業者等農地売買事業により平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までに取得する土地については、取得の日から五年以内に当該事業に係るこれらの土地の貸付け期間の延長について道府県知事が承認した場合に、これらの土地の貸付け期間の延長承認後五年以内に売却し等をしたときは、不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除する措置を講じようとするものであります。

附則第十二条の二の改正は、道府県たばこ税について、旧三級品の紙巻たばこに係る税率を現行の千本につき五百三十六円から三百二十九円に引き下げようとするものであります。

附則第十五条の改正は、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、航

空法の免許を受けた者が一定の空港において航空運送事業の用に供する一定の家屋等に係る特例措置を廃止しようとするものであります。次に、特定都市計画駐車場及び特定届出駐車場の用に供する家屋等、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき公的医療機関の開設等が国から特例譲渡を受けて取得した一定の土地等、電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設される一定の高度有線テレビジョン放送施設並びに特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質に代替する物質を使用するために新たに開発され又は著しく改良された一定の機械設備に係る特例措置を見直したうえ、その適用期限を延長しようとするものであります。

また、電気自動車等の燃料等供給設備、離島航路事業者が専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶、鉄道事業者が一定の駅において輸送力増強に著しい効果を有する既設の鉄道に係る乗降場の大規模な増設工事により新たに設置した一定の停車場設備等及び旅客鉄道株式会社が全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の一一定の区間の営業を開始したときに廃止した鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けた者が鉄道事業の用に供する一定の固定資産について、特例措置を講じようとするものであります。さらに、公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の対象に、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設及び水質汚濁防止法に規定する特定事業場の設置等が設置する有害物質を含む地下水の浄化設備を加え、国内航空機に係る課税標準の特例措置の対象に、航空法の

免許を受けた者が運行し、かつ、当該免許を受けた者以外の者が所有者である一定の航空機を加えるとともに、石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する一定の機械設備及び心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る特例措置の適用期限を三年、沖縄電力株式会社が電気供給事業の用に供する償却資産に係る特例措置の適用期限を五年、生物系特定産業技術研究推進機構が直接農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法に規定する業務の用に供する一定の償却資産に係る特例措置の適用期限を二年、それぞれ延長しようとするものであります。

附則第十五条の二の改正は、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を平成六年度から平成八年度までに限り拡充する特例措置を廃止するとともに、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社又は九州旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受け若しくは利用する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を五年延長しようとするものであります。

附則第十五条の三の改正は、旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した一定の本業の事業の用に供する固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置について、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社がその用に供するものに限り、その適用期限を五年延長し、また、日本国有鉄道清算事業団が行う基盤整備事業に基づき旅客鉄道株式会社が日本国有

鉄道から承継した家屋等に対応して取得した家屋等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置について、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が承継したものに限り、その適用期限を三年延長するとともに、旅客鉄道株式会社が分離された一般自動車運送事業の用に供する一定の固定資産、日本鉄道建設公団が所有する固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において日本国有鉄道に貸し付けていた固定資産等及び本州四国連絡橋公団が所有する土地及び家屋のうち昭和六十二年三月三十一日において鉄道施設の用に供していたものに係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

附則第十六条の改正は、市街地再開発事業の施行により従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置の適用期限を三年延長するものであります。

附則第十六条の二の改正は、阪神・淡路大震災に係る被災住宅用地、滅失し又は損壊した償却資産に代わる償却資産及び滅失し又は損壊した家屋に代わる家屋に係る固定資産税又は都市計画税の特例措置等の適用期限を延長しようとするものであります。

附則第十七条の改正は、土地に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置に関し、必要な事項について定義しようとするものであります。

附則第十七条の二、附則第十九条の二及び附則第二十二條の改正は、平成十年度又は平成十一年度において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすること

が著しく均衡を失うと市町村長が認める場合には、当該修正前の価格を修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする特例措置を講じるとともに、これに関連する規定の整備を行うものとするものである。

附則第十八条、第十八条の二及び第十八条の三の改正は、宅地等に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税について、前年度課税標準額の当該年度の評価額に対する割合である負担水準の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とするともに、負担水準が高い宅地等については税負担を引き下げ、又は前年度の税額に据え置く措置を講じようとするものである。

附則第十九条の改正は、農地に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税について、負担水準の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とする税負担の調整措置を講じようとするものである。

附則第十九条の四の改正は、特定市街化区域農地に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税について、負担水準の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とするともに、負担水準の高い特定市街化区域農地については前年度の税額に据え置く措置を講じようとするものである。

附則第二十条の改正は、地価の下落により評価額が著しく下落した土地で負担水準がある程度高いものについて、前年度の税額に据え置く措置を講じようとするものである。

附則第二十五条及び第二十五条の二の

改正は、宅地等に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について、負担水準の区分に応じて定める負担調整率を前年度の税額に乘じて求めた額を限度とする税負担の調整措置を講じようとするものである。

附則第二十六条の改正は、農地に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について、固定資産税と同様の税負担の調整措置を講じようとするものである。

附則第二十七条の二の改正は、特定市街化区域農地に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について、宅地等と同様の税負担の調整措置を講じようとするものである。

附則第二十七条の三の改正は、土地に対して課する平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について、固定資産税において講じられる税負担の引下げ措置及び据置措置と同様の措置を市町村がその判断に基づき行うことができる措置を講じようとするものである。

附則第二十八条の改正は、土地課税台帳等の登録事項等について、価格の修正の適用を受けた旨を明らかにする表示を追加するなど所要の改正を行うものとするものである。

附則第三十条の二の改正は、市町村たばこ税について、旧三級品の紙巻たばこに係る税率を現行の千本につき九百四十八円から千五百五十円に引き上げようとするものである。

附則第三十一条の二の改正は、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合施設の整備の促進に関する法律に基づき整備される特定民間施設に係る特別土地保有税の非課税措置について、そ

の適用期限を二年延長しようとするものである。

附則第三十一条の三の改正は、民間都市開発推進機構が一定の業務の用に供する土地に係る特別土地保有税の軽減措置の適用期限を二年延長しようとするものである。

附則第三十一条の四の二の改正は、三大都市圏の特定市において恒久的な建築物、構築物等の用に供する施設用地に係る特別土地保有税の納税義務の免除対象要件を強化する特例措置の適用を当該特定市の自主的な判断により除外することができるようになる措置を講じようとするものである。

附則第三十二条の改正は、自動車取得税の税率の特例措置について、電気自動車等の取得に係る特例措置の適用期限を二年延長するとともに、平成十年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の軽減措置を講じようとするものである。

附則第三十二条の三の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の四の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の五の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の六の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の七の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものである。

課税措置のうち変更承認の期限について、二年延長することとすうえ、多極分散型国土形成促進法に規定する中核的民間施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置等の期限を二年延長しようとするものである。

附則第三十二条の三の二の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の三の三の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の三の四の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の三の五の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の三の六の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の三の七の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものである。

附則第三十二条の三の八の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものである。

税率を現行の四%から三%に引き下げる
とともに、市町村民税の税率を現行の
八%から九%に引き上げようとするもの
であります。

附則第三十三條の四の改正は、超短期
所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係
る課税の特例措置について、超短期所有
土地等に係る課税事業所得の金額に適用
される道府県民税の税率を現行四%から
三%に引き下げ、市町村民税の税率を現
行の十一%から十二%に引き上げると
もに、その適用期間を平成十五年まで
延長するものであります。

附則第三十五條の改正は、土地等を譲
渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例
措置について、課税短期譲渡所得金額に
適用される道府県民税の税率を現行の
四%から三%に引き下げるとともに、市
町村民税の税率を現行の八%から九%に
引き上げようとするものであります。

附則第三十九條の改正は、関西文化学
術研究都市建設促進法に規定する文化学
術研究交流施設等に係る不動産取得税、
固定資産税、特別土地保有税及び事業所
税の特例措置の適用期限を二年延長しよ
うとするものであります。

附則第四十條の改正は、長野オリン
ピック冬季競技大会の開催に伴う特例と
して、平成十年一月一日から同年三月三
十一日までの間、旅館における外客の宿
泊及びこれに伴う飲食に対する特別地方
消費税を非課税とするともに、長野オリ
ンピック冬季競技大会組織委員会が長
野オリンピック冬季競技大会の会場内で
同大会の用に供する一定の償却資産等
について、平成十年度分に限る、固定資産
税を非課税とする措置を講じようとする
ものであります。

県民税及び市町村民税の分離課税に係る
所得割の税率を見直すことに伴い、退職
所得に係る特別徴収税額表について、所
要の見直しを行おうとするものでありま
す。

第二条の改正は、特別地方消費税を平
成十二年四月一日から廃止することに
よる改正であります。

第二は、国有資産等所在市町村交付金法の改正
であります。

第四条の改正は、一定の住宅及びその
用に供する土地に係る市町村交付金の算
定標準額の特例措置の見直しを行おうと
するものであります。

附則第十五項の改正は、平成十年度か
ら平成十二年度までの各年度分の市町村
交付金について、固定資産税の土地の評
価替えに伴う税負担の調整措置の改正に
伴い所要の改正を行おうとするものであ
ります。

以上でございます。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一
号)の一部を次のように改正する。

附則中第二十一項を第二十二項とし、第二十項
中「第五十二條第一項の下に「及び前項」を、「第
三章第九節の下に「及び同項」を加え、同項を第
二十一項とし、第十九項の次に次の一項を加え
る。

(職員が職員団体の役員として専ら従事するこ
とができる期間の特例)
20 第五十五條の二の規定の適用については、職
員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適

正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資
するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあ
るのは、「七年以下の範囲内で人事委員会規則
又は公平委員会規則で定める期間」とする。
附則
この法律は、平成九年四月一日から施行する。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、女子中学生行方不明事件の真相解明に關す
る請願(第四一〇号)

第四一〇号 平成九年二月二十八日受理
女子中学生行方不明事件の真相解明に關する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 星野伊
佐夫

紹介議員 吉川 芳男君

昭和五十二年十一月、新潟市内の中学一年生の女
子生徒が下校途中に行方不明となる事件が発生
し、必死の捜索にもかかわらず、いまだに解決さ
れないままとなっている。ところが最近になり、
この少女が拉致(らち)された可能性も否定できな
いとする情報や報道が相次ぎ、警察としても強い
関心を寄せているとのことである。発生から二十
年を経過したが、県民にとつて忘れられることので
きない事件である。ついては、この事件に關する情
報の真偽を確認するとともに、事件の真相解明に
ついて積極的に対応されたい。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金
法の一部を改正する法律案

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法
の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金
法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項の表及び第五十條の表
中「百分の四」を「百分の三」に改める。
第七十二條第五項第一号の次に次の一号を加
える。

一の二 保険業

第七十三條の四第一項第三号中、「中央職業
能力開発協会」、「日本赤十字社又は及び日本
赤十字社」を削り、同項第十七号中「第二十
一條第一項第三号に規定する業務(同項第二号
に掲げるものに限る。及び同項第四号)を、第二
十一條第一項第四号」に改め、同項第二十八号
を次のように改める。

二十八 商工会議所又は日本商工会議所が商
工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三
号)第九條又は第六十五條に規定する事業
の用に供する不動産及び商工会又は都道府
県商工会連合会若しくは全国商工会連合会
が商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)
第十一條又は第五十五條の八第一項若しく
は第二項に規定する事業の用に供する不動
産で、政令で定めるもの
第七十三條の十四第一項中「千萬元」を「千二
百萬元」に改める。
第七十四條の五中「千百二十九萬元」を「六百九
十二萬元」に改める。
第四百四十四條の二中「五分の一」を「二分の一」
に改める。

第三百四十四條の三第一項の表及び第三百二十
八條の三の表中「百分の十一」を「百分の十二」に
改める。
第三百四十八條第二項第六号の二を削り、同
項第九号中「日本赤十字社又は及び日本赤十
字社」を削り、同項第十四号を次のように改め
る。

十四 商工会議所又は日本商工会議所が商工
會議所法第九條又は第六十五條に規定する

鐵道株式会社に關する法律第一條第一項に規定する旅客会社が、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に、全国新幹線鐵道整備法第八條の規定により昭和四十八年十一月十三日に運輸大臣が建設の指示を行つた同法第四條第一項に規定する建設線(当該建設線の全部又は一部の区間について同法附則第九項の規定により運輸大臣が同法附則第六項第一号に規定する新幹線鐵道規格新線の建設の指示を行つた場合にあつては、当該新幹線鐵道規格新線を含む。以下本項において「建設線」という。)の全部又は一部の区間の營業を開始し、かつ、当該指示に係る建設線の区間のうち当該營業を開始した区間の全部

又は一部とその両端が同一である当該旅客会社
の営業路線の全部又は一部の区間で政令で
定めるものの全部又は一部について鉄道事業
法第二十八條第一項の規定による許可を受け
て鉄道事業を廃止した場合において、当該廃
止された鉄道事業による輸送に代わる輸送の
確保のため必要となる鉄道事業を経営しよう
とする同法第七條第一項に規定する鉄道事業
者で政令で定めるものが当該旅客会社から当
該廃止された鉄道事業に係る営業路線の区間
の全部又は一部に係る不動産で政令で定める
ものの譲渡を受けたときにおける当該不動産
の取得に対しては、当該取得が平成九年四月
一日から平成十一年三月三十一日までの間に
行われたときに限り、第七十三條の二第一項
の規定にかかわらず、不動産取得税を課する
ことができない。

附則第十一條第二項及び第三項中「平成九年
三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に
改め、同条第七項中「平成五年四月一日から平
成九年三月三十一日まで」を「平成九年四月一日
から平成十一年三月三十一日まで」に、「価格に
当該施設の取得価額に対する当該補助を受けた
額の割合を乗じて得た額」を「当該施設の価格の
三分の一に相当する額」に改め、同条第八項中
「平成八年四月一日から平成九年三月三十一日
まで」を「平成九年四月一日から平成十一年三月
三十一日まで」の間に、「次の各号に掲げる場合
の区分に応じ、当該各号に定める額」を「当該家
屋のうち特定都市計画駐車場又は特定届出駐車
場の用に供する部分の価格の四分の一（当該部
分のうち地上に設けられる部分にあつては、五
分の一）に相当する額」に改め、同項各号を削
り、同条第十項及び第十四項中「平成九年三月
三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め
る。

附則第十一條の四第一項中「平成九年三月三
十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、
同条第三項及び第五項中「平成九年三月三十一

日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条
第七項中「平成七年四月一日から平成九年三月
三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十
一年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「三分
の一」に改め、同条第十一項中「平成九年三月三
十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
附則第十一條の五第一項中「平成八年一月一
日から同年十二月三十一日まで」を「平成九年一
月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、
同条第三項の表以外の部分中「平成八年四月一
日から同年十二月三十一日まで」を「平成九年四
月一日から平成十一年十二月三十一日まで」に、
「失つた土地が」を「土地が」に改める。

附則第十一條の六第一項中「附則第十一條の
六第一項」を「附則第十一條の七第一項」に改め、
同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、第七十三條の二十七の六
第一項の農地保有合理化法人が経営転換農業
者等農地売買事業（同項に規定する農地売買
等事業のうち、農業経営の転換をする農業者
その他の自治省令で定める農業者の土地を
いれ農業者に売り渡すことを円滑に行うこ
とを目的として、平成九年度以後に、道府県
知事の承認した実施計画に基づいて実施され
るものをいう。）により、平成九年四月一日か
ら平成十年三月三十一日までの間に同項に規
定する土地を取得した場合における当該土地
の取得に対して課する不動産取得税について
準用する。

附則第十一條の六を附則第十一條の七とし、
附則第十一條の五の次に次の一項を加える。

（不動産の価格の決定の特例）

第十一條の六、第七十三條の十四第八項、第十
二項、第七十三條の二十七の二第二項、附則
第十一條第二項、第五項若しくは第十四項又
は附則第十一條の四第五項若しくは第七項の
規定により道府県知事が不動産の価格を決定
する場合において、当該不動産が附則第十七

条の二第一項又は第二項の規定の適用を受け
る土地であるときにおける第七十三條の十四
第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三
條の二十一第二項、第七十三條の二十七の二
第一項、附則第十一條第二項、第五項若しく
は第十四項、附則第十一條の四第五項若しく
は第七項又は前条第三項の規定の適用につい
ては、これらの規定中「第三百八十八條第一
項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百
八十八條第一項の固定資産評価基準及び附則
第十七條の二第一項の修正基準」と読み替え
るものとする。

附則第十二條の二「五百三十六円」を「三百
二十九円」に改める。

附則第十五條第五項中「第六号」を「第七号」
に、「第三百四十九條の三第四項」を「第三百四
十九條の三第三項、第四項若しくは第十九項」
に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の
次に次の一号を加える。

六 大気汚染防止法附則第九項に規定する指
定物質排出施設から排出され、又は飛散す
る同項に規定する指定物質の排出又は飛散
の抑制に資する施設で自治省令で定めるも
の

附則第十五條第六項中、「又は」を、「若しく
は」に、「償却資産で」を「償却資産又は水質汚濁
防止法第二條第五項に規定する特定事業場（以
下本項において「特定事業場」という。）の設置者
（同法第十四條の三第三項に規定する特定事業
場の設置者をいう。）若しくは特定事業場の設置
者であつた者（同条第二項に規定する特定事業
場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法
第二條第二項第一号に規定する物質を含む地下
水の水質を浄化するための償却資産で」に改
め、「平成八年度分及び」を削り、同条第七項を
次のように改める。

7 公共の危害防止のために設置された次に掲
げる構造物のうち平成九年一月二日から平成
十年三月三十一日までの間に設置されたもの

に対して課する固定資産税の課税標準は、第
三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該
構造物に係る固定資産税の課税標準となるべ
き価格の三分の一の額とする。

一 火薬類取締法第三條、第五條又は第十二
條の規定による許可を受けた者が設置した
土堤、簡易土堤及び防壁

二 ガス事業法第三條若しくは第三十七條の
二若しくは高圧ガス保安法第五條第一項の
規定による許可を受けた者、同法第二十條
の五第一項に規定する販売業者又は液化石
油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関
する法律（昭和四十二年法律第四十九号）

第三條第一項の規定による登録を受けた者
のうち、政令で定める高圧ガスの充てん又
は販売の業を営む者で政令で定めるものが
設置した障壁その他の構造物で自治省令で
定めるもの

三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五
十年法律第八十四号）第二條第九号に規定
する特定事業者が設置した流出油等防止堤
で自治省令で定めるもの

附則第十五條第八項中「第六号」を「第七号」に
改め、同条第十項中「昭和六十一年度から平成
九年度までの間」を「平成九年度」に改め、「除
く」の下に「自治省令で定めるもののうち」

を加え、「当該航空機に係る第三百四十三條第
一項の所有者（同条第八項の規定により所有者
とみなされる者を含む。）であり、かつ、当該免
許を受けた者が」を削り、同条第十一項中「平成
三年一月二日（特定届出駐車場にあつては、道
路法及び駐車場法の一部を改正する法律（平成
三年法律第六十号）の施行の日）から平成九年一
月一日まで」を「平成九年一月二日から平成十
一年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分
の一」に、「の用に供する部分又は地下に設けられ
る特定届出駐車場の用に供する部分にあつては
当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税
標準となるべき価格の三分の一、当該家屋及び

有資産等所有権を附託する付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十四号)以下本項、次条第一項及び附則第十五条の三第一項において「國鉄関連改正法」という。)第二条の規定による改正前の國有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下本項及び次条第一項において「旧交付金法」という。)附則第十七項、第十九項又は第二十項の規定(國鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定)によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下本項において同

じ。の適用があつた償却資産（これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第一項、第二項、第十五項、第二十二項若しくは第三十三項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項、第十九項及び第二十項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三條第二項の価格」と読み替へた場合におけるこれらの規定による算定方法に準じ、自治省令で定めるところにより算定した額とする。

42 平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に譲受固定資産を取得した特定失道事業者が当該譲受固定資産を特定失道事

業の用に供する場合又は、当該譲受固定資産の対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定鉄道事業者が当該譲受固定資産を取得した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該譲受固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第一項、第二項、第十五項、第二十二項若しくは第三十三項又は前

項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号。以下本項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。第二十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下本項及び次条第五項において「旧交納付金法」という。))を「旧交納付金法」に、「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同条第二項中「九州旅客鉄道株式会社」の下に「(次条において「北海道旅客会社等」という。))」を、「本州四国連絡橋公団法」の下に「(昭和四十五年法律第八十一号。))」を加え、「平成八年度」を「平成十三年度」に、「第三十四項」を「第三十三項」に改め、同条第三項を削る。

附則第十五条の三第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(第四項において「会社法」という。))」を「第一条第一項又は第二項に規定する旅客会社又は貨物会社以下本項及び次項において「旅客会社等」という。))」を、「北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」に改め、「(新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(以下本項及び次項において「譲渡法」という。))」を「第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により譲渡法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構(次項において「旧機構」という。))から譲り受けた固定資産を含む。))」を削り、「以下本条」を「次項」に、「及び旅客会社等」を「及び北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」に、「本項の規定を、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第

号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成九年改正前の地方税法」という。))附則第十五条の三第一項の規定に、「平成元年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十三年度まで」に改め、同条第二項中「旅客会社等」を「北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」に改め、「譲渡法第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により旧機構から譲り受けた家屋又は償却資産を含む。及び」及び第四項を削り、「平成八年一月一日」を「平成十一年一月一日」に、「平成八年度」を「平成十一年度」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第二項及び第四項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十六条第五項中「平成八年一月一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項及び第二項中「平成八年度又は平成九年度」を「平成八年度から平成十二年度までの各年度」に、「平成八年度分又は平成九年度分」を「平成八年度から平成十二年度までの各年度分」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「平成八年度分又は平成九年度分」を「平成八年度から平成十二年度までの各年度分」に改め、同条第十項及び第十三項中「平成十年一月一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 前年度課税標準額、当該年度の前年度に係る賦課期日において所在する土地に係る固定資産税にあつては、当該土地に掲げる額をいい、当該土地に係る都市計画税にあつては、口に掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

(1) 次に掲げる土地以外の土地	(2) 当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(平成九年度においては、当該土地が平成八年度分の固定資産税について平成九年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に平成九年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とし、平成十年度又は平成十一年度においては、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とする。)
(1) 当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(平成九年度においては、当該土地が平成八年度分の固定資産税について平成九年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に平成九年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とし、平成十年度又は平成十一年度においては、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とする。)	(2) 当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(平成九年度においては、当該土地が平成八年度分の固定資産税について平成九年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に平成九年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とし、平成十年度又は平成十一年度においては、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とする。)

ロ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

(1) 次に掲げる土地以外の土地	(2) 当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(平成九年度においては、当該土地が平成八年度分の都市計画税について平成九年改正前の地方税法第七百二条の三又は附則第二十七条の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に平成九年改正前の地方税法第七百二条の三又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とし、平成十年度又は平成十一年度においては、当該土地が当該年度の前年度分
------------------	--

の都市計画税について第七百二条の三又は附則第二十七條の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に第七百二条の三又は附則第二十七條の規定により読み替えられた附則第十九條の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とする。

(2) 当該年度の前年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定(平成九年度においては、平成九年度改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、平成十年度又は平成十一年度においては、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)又は附則第十五條から第十五條の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。)

これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(平成九年度においては、当該土地が平成八年度分の固定資産税について平成九年度改正前の地方税法第三百四十九條の三(第二十三項を除く。)又は附則第十五條から第十五條の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。)

附則第十七條第五号中「平成五年度に」を「当該年度の前年度に」に、「平成五年度課税標準額」を「前年度課税標準額」に、「平成六年度分」を「当該年度分」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 負担水準 土地に係る当該年度分の固定資産税にあつてはイに掲げる数値をいい、当該土地に係る当該年度分の都市計画税にあつてはロに掲げる数値をいう。

イ 土地に係る固定資産税に係る前年度課税標準額(平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(平成十年度又は平成十一年度

に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九條第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七條の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る。)については、当該土地の比準課税標準額を、当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(第三百四十九條の三の二又は附則第十九條の三の規定の適用を受ける土地に係る当

該年度分の固定資産税にあつては、当該価格に第三百四十九條の三の二又は附則第十九條の三第一項本文に定める率を乗じて得た額)で除して得た数値

ロ 土地に係る都市計画税に係る前年度課税標準額(平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(平成十年度又は平成十一年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九條第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七條の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る。)については、当該土地の比準課税標準額を、当該土地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、第七百二条の三又は附則第二十七條の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の都市計画税にあつては、当該価格に第七百二条の三又は附則第二十七條の規定により読み替えられた附則第十九條の三第一項本文に定める

率を乗じて得た額)で除して得た数値
附則第十七條の二を次のように改める。
(平成十年度又は平成十一年度における土地の価格の特例)

第十七條の二 当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格(以下本項において「修正前の価格」という。)を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすること
が固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の規定にかかわらず、平成十年度分又は平成十一年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を自治大臣が定める基準(以下「修正基準」という。)によつて修正した価格(当該土地が次の表の第二号若しくは第四号に掲げる土地である場合における平成十年度分の固定資産税又は当該土地が次の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあつては、当該土地の類似土地の当該年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とする。以下「修正価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

土地の区分		年 度	価 格
一 平成九年度に係る賦課期日に所在する土地(次号又は第三号に掲げる土地のいずれかに該当するに至つた場合の当該土地を除く。)		平成十年度	当該土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
		平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格

二 平成九年度に係る賦課期日に所在する土地(以下「平成九年度の土地」という。)で平成十年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村長が認めるもの(次号に掲げる平成九年度の土地に該当するに至つた場合の該当平成九年度の土地を除く。)	平成十年度	当該平成九年度の土地の類似土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成十一年度	当該平成九年度の土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
三 平成九年度の土地で平成十一年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村長が認めるもの(次号に掲げる平成九年度の土地に該当するに至つた場合の該当平成九年度の土地を除く。)	平成十一年度	当該平成九年度の土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成十一年度	当該平成九年度の土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四 平成十年度において新たに固定資産税を課することとなる土地(次号に掲げる土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。)	平成十年度	当該土地の類似土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
五 平成十年度において新たに固定資産税を課することとなる土地(以下「平成十年度の土地」という。)で平成十一年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は	平成十一年度	当該平成十年度の土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	平成十一年度	当該平成十年度の土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

当該市町村長を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの	平成十一年度	当該平成十一年度の土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
六 平成十一年度において新たに固定資産税を課することとなる土地(以下「平成十一年度の土地」という。)	平成十一年度	当該平成十一年度の土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

2 平成十年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地(以下本項において「平成十年度適用土地」という。又は前項の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が平成十年度適用土地であるもの(以下本項において「平成十年度類似適用土地」という。であつて、平成十一年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの)に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、修正された価格(平成十年度適用土地にあつては当該平成十年度適用土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格)当該平成十年度適用土地が前項の表の第三号又は

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける土地(平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地を除く。)に対して課する平成十一年度又は平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替へるものとする。

は第五号に掲げる土地に該当するに至つた場合においては、当該平成十年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいい、平成十年度類似適用土地にあつては当該平成十年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第一号に掲げる土地	平成十年度	当該土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第一項に規定する修正基準(以下この表において「修正基準」という。)によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十年度	当該土地の類似土地(附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。)に係る平

三	第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
四	第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
五	第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
六	第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

4 平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替へるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十七条の二第一項の表以下この表において「第一項の表」というの第一号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という）によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地（附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ）に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格

四	第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
五	第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
六	第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地を除く。）に対して課する平成十一年度分又は平成十一年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三百四十九条の三 第九項	前二条	附則第十七条の二第一項又は第二項
第三百四十九条の三 第十六項、第二十三 項及び第二十七項か ら第三十二項まで	前二条	附則第十七条の二第二項又は第二項
第三百四十九条の三 第三十六項及び第三 百四十九条の三の二 第一項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項又は第二項
第三百四十九条の三 の二第二項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項又は第二項

第三百六十八条第一項		土地及び家屋にあつては基準年度の価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格（以下「基準価格」と総称する。）	土地にあつては修正価格又は修正された価格
第三百八十一条第一項、第二項及び第八項	基準年度の価格又は比準価格	修正価格又は修正された価格	
第三百八十九条第一項及び第五項並びに第四百三条第一項	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の第二項の修正基準	
第四百十一條第一項	基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため、同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格によつて決定したものであるとき	附則第十七条の二第一項に規定する平成九年度の土地若しくは平成十年度の土地について同項の規定によつてこれらの土地の修正価格によつて決定したものであるとき、又は同条第二項に規定する平成十年度適用土地（以下「平成十年度適用土地」という。）であつて同条第一項の表の第三号若しくは第五号に掲げる土地に該当するに至つたものについて同条第二項の規定によつて当該平成十年度適用土地の類似土地（附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下同じ。）に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格によつて決定したものであるとき、若しくは同項に規定する平成十年度類似適用土地（以下「平成十年度類似適用土地」という。）について当該平成十年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する	

第四百十一條第二項	第一年度又は第三年度	基準年度の土地又は家屋	基準年度の価格	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	みなし、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準によつて比準価格による場合にあつては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもつて第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす	平成十一年度	附則第十七条の二第一項に規定する平成九年度の土地又は平成十年度の土地	平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格	土地課税台帳等	みなす	価格によつて決定したものであるとき
第四百三十二條第一項	第四百十九條第一項及び第四百二十二條の二第一項	第三百八十八條第一項の固定資産評価基準	当該土地又は家屋について第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであること	第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準	当該土地が平成十年度適用土地であつて当該平成十年度適用土地について平成十一年度に係る賦課期日において第三百四十九條第二項第一号に掲げる事情があるため附則第十七条の二第二項の規定により当該平成十年度適用土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格によるべきものであること、若しくは当該土地が						

第四百三十六条	土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格	平成十年年度類似適用土地であつて当該平成十年年度類似適用土地について平成十一年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため附則第十七条の二第二項の規定により当該平成十年年度類似適用土地の類似土地に係る平成十年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格によるべきものであること、又は平成十一年度分の固定資産税について当該土地が同条第一項の規定の適用を受けべきものであること
	修正価格又は修正された価格	土地の修正価格又は修正された価格
附則第十五条第十八項、第十九項、第二十一項及び第四十二項並びに附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項	基準年度の価格又は比準価格	修正価格又は修正された価格
	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項若しくは第二項

6 平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三百四十九条の三 第九項	前一条	附則第十七条の二第二項
基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格	附則第十七条の二第一項に規定する修正価格(以下「修正価格」という。)	

第三百四十九条の三第十六項、第二十三項及び第二十七項から第三十二項まで	前一条	附則第十七条の二第二項
第三百四十九条の三第三十六項並びに第三百四十九条の三の二第二項及び第二項	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項
第三百六十八条第一項	土地及び家屋にあつては基準年度の価格又は第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格(以下「比準価格」と総称する。)	土地にあつては修正価格
第三百八十一条第一項、第二項及び第八項	基準年度の価格又は比準価格	修正価格
第三百八十八条第一項及び第五項並びに第四百三十三条第一項	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第二項の修正基準
第四百三十一条第一項	基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため、同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格によつて決定したものであるとき	附則第十七条の二第二項に規定する平成九年度の土地、平成十年度の土地又は平成十一年度の土地について同項の規定によつてこれらの土地の修正価格によつて決定したものであるとき
第四百三十九条第一項及び第四百三十二条の二第二項	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準	第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び附則第十七条の二第二項の修正基準

第四百三十六条	土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格	土地の修正価格
附則第十五条第十八項、第十九項、第二十一項及び第四十二項並びに附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項	基準年度の価格又は比準価格	修正価格
	第三百四十九条	附則第十七条の二第二項

7 自治大臣は、第一項の修正基準を定めるときは、これを告示しなければならない。

8 固定資産税の納税者は、その納付すべき平成十年度分又は平成十一年度分の固定資産税に係る第一項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について第四百三十二条第一項の規定により審査の申出をする場合においては、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

9 平成十年度分及び平成十一年度分の固定資産税に限り、第三百八十八条の二、第四百一条及び第四百三十二条第一項の規定の適用については、第三百八十八条の二第二項第一号及び第四百一条第一号中「固定資産評価基準」とあるのは「固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」とし、第四百三十二条第一項の修正基準」とし、第四百三十二条第一項中「当該土地又は家屋」とあるのは「当該土地若しくは家屋」と、又は第五項ただし書」とあるのは「若しくは第五項ただし書」と、「を申し立てる場合」とあるのは、「又は平成十年度分若しくは平成十一年度分の固定資産税について当該土地が附則第十七条の二第二項の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合」とする。

附則第十八条の前の見出し中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第一項中「宅地等」に係る平成六年度から平成八年度まで」を「宅地等（次条の規定の適用を受ける土地を除く。）に係る平成九年度から平成十一年度まで」に、「次の表」を「当該年度の次の表」に、「用途の区分及び同表の中欄に掲げる上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇二五
○・三以上○・四未満のもの	一・〇五
○・二以上○・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上○・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

附則第十八条第二項第一号中「平成五年度に」を「平成八年度に」に、「次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額を、当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額に改め、同号イからハまでを削り、同項第二号中「平成六年度に」を「平成九年度に」に改め、同号イ中「平成六年度に」を「平成九年度に」に改め、「当該宅地等の」の下に「同年度の」を加え、同号ロを次のように改め、同号ハを削る。

ロ 平成十年度又は平成十一年度 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額

附則第十八条第二項第三号中「平成七年度に」を「平成十年度」に、「の規定の適用を受けるもの」を「又は附則第十七条の二第一項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるもの」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 平成十年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

ロ 平成十一年度 当該宅地等の同年度の前年度課税標準額

附則第十八条第二項第四号中「平成八年度」を「平成十一年度」に、「又は第五項ただし書の規定の適用を受けるもの」を「若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第二項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるもの」に改め、同項の表を次のように改める。

税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるもの」に、「比準課税標準額を基礎として第一号ハの算定方法に準じて算定した額」を「同年度の比準課税標準額」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 住宅用地（第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。以下同じ）である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が○・八以上のものに對する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とする。

4 商業地等（住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に對して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されたものをいう。附則第二十条において同じ）である宅地等をいう。以下同じ）のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・六以上のものに對する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とする。

附則第十八条の二第二項の表以外の部分中「前条第二項第一号」を「附則第十八条第二項各号」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「該当するもの」の下に「（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）」を加え、「平成五年度」を「当該各年度の前年度」に、「及び前条」を「及び前二条」に改め、同項の表を次のように改める。

小規模住宅用地（第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ）	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地（住宅用地で小規模住宅用地以外のものをいう。以下同じ）	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等

非住宅用地等以外の宅地等又は非住宅用地等である部分及び非住宅用地等以外である部分を併せ有する宅地等

同項の表の第二号中「第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める」とあるのは「附則第十九条の二第二項第一号に掲げる事情がある」と、当該平成九年度の土地の類似土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは、当該市街化区域農地とその他の状況が類似する宅地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とし、同項の表の第四号中「当該土地の類似土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とし、同条第二項中「第三号、第五号若しくは第六号」とあるのは「第三号、第五号若しくは第六号」とする。

二 前項第二号に掲げる事情 附則第十七条の二第二項の表以外の部分中「若しくは第

四号」とあるのは「又は第四号」と、「固定資産税」とあるのは「固定資産税にあっては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格とし、」と、「若しくは第六号」とあるのは「又は第六号」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」とし、同項の表の第二号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条第二項各号」と、「当該平成九年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第四号中「当該土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第二項中「第三号、第五号若しくは第六号」とあるのは「第三号若しくは第五号」とする。

4 平成十一年度に係る賦課期日において次の各号に掲げる事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 第二項第一号に掲げる事情 附則第十七条の二第一項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「又は当該土地が次の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあっては」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」と、「価格」とあるのは「価格」とし、当該土地が次の表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあっては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農

地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格」とし、同項の表の第三号中「第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める」とあるのは「附則第十九条の二第二項第一号に掲げる事情がある」と、「当該平成九年度の土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格）」と、「同項の表の第六号中「当該平成十一年

度の土地の類似土地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とし、同条第二項中「土地でこれらの土地の類似土地」とあるのは「市街化区域農地でこれらの市街化区域農地と市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地」と、「当該平成十一年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格」とあるのは「当該平成十一年度適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格）」と、「当該平成十一年度適用土地の類似土地」とあるのは「当該平成十一年度適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地）」とする。

二 第二項第二号に掲げる事情 附則第十七条の二第二項の表以外の部分中「若しくは第四号」とあるのは「又は第四号」と、「又は当該土地が次の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあっては」とあるのは「にあっては」と、「類似土地の当該年度」とあるのは「類似土地の同年度」と、「価格」とあるのは「価格」とし、当該土地が次の表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における平成十一年度分の固定資産税にあっては、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格」とし、同項の表の第三号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第二項第二号」と、「当該平成九年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第五号中「第三百四十九条第二項各号」とあるのは「附則第十九条の二第二項第二号」と、「当該平成十一年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同項の表の第六号中「当該平成十一年度の土地の類似土地」とあるのは「当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地」とし、同条第二項中「土地でこれらの土地の類似土地」とあるのは「市街化区域農地でこれらの市街化区域農地と市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地」と、「当該平成十一年度適用土地の類似土地」とあるのは「当該平成十一年度適用土地である市街化区域農地とその状況が類似する宅地（当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地）」とする。

附則第十九条の三第四項中「平成五年改正前の地方税法を、地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）による改正前の地方税法（以下「平成五年改正前の地方税法」という。）に改める。

附則第十九条の四第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「市街化区域農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
〇・四以上のもの	一・〇二五
〇・三以上〇・四未満のもの	一・〇五
〇・二以上〇・三未満のもの	一・〇七五
〇・一以上〇・二未満のもの	一・一
〇・一未満のもの	一・一五

附則第十九条の四第二項中「とあり、及び」附則第十八条第一項「及び」宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額」とを削り、同条第三項を次のように改める。

3 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が〇・八以上のものに対する第一項の規定の適用については、同項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とする。

附則第十九条の四第四項を削り、同条第五項中「附則第十八条第二項第一号」を「附則第十八条第二項各号」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に、「及び附則第二十七条の二」を「附則第二十七条の二及び第二十七条の三」に改め、「該当するもの」の下に「(次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）」を加え、「平成五年度」を「当該各年度の前年度」に、「第一項及び第二項」を「及び前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三号又は第四号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの」を「に掲げる市街化区域農地で平成九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成九年度特定市街化区域農地」という。)、同条第二項第三号に掲げる市街化区域

農地で平成十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成十年度特定市街化区域農地」という。))又は同条第二項第四号に掲げる市街化区域農地で平成十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成十一年度特定市街化区域農地」という。))に、「(当該市街化区域農地の当該各年度の固定資産税に係る市街化区域農地調整固定資産税額の算定の基礎となる比率課税標準額の算定に用いられるべきものとする。）」が平成五年度に係る賦課期日」を「が平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成八年度、平成十年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十一年度に係る賦課期日(以下本項において「前年度」に係る賦課期日」という。))に、「係る当該各年度分」を「係る平成九年度特定市街化区域農地にあつては平成九年度分、平成十年度特定市街化区域農地にあつては平成十年度分、平成十一年度特定市街化区域農地にあつては平成十一年度分」に、「類似土地が平成五年度を「類似土地が前年度」に、「第一項及び第二項」を「及び第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(価格が著しく下落した土地に対して課する

平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第二十条 平成九年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地をいう。以下本条及び附則第二十七条の三において同じ。)のうち当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格を当該宅地評価土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(平成九年度から平成十一年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(平成十年度又は平成十一年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第二項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格によつて決定されるものに限る。))に於いては当該土地の類似土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とし、平成九年度から平成十一年度までの各年度に係る賦課期日において附則第十九条の二第二項各号に掲げる事情があるため、同項各号の規定により読み替えられた第三百四十九条の規定、附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第二項若しくは第二項の規定又は附則第十九条の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第二項若しくは第二項の規定の適用を受ける土地については当該宅地評価土地の類似土地に係る平成八

年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。)で除して得た数値を一から減じて得た数値(附則第二十七条の三において「価格下落率」という。))が〇・二五以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合に於ては〇・五五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合に於ては〇・四五とする。))以上であるものうち附則第十八条第三項若しくは第四項、第十八条の二又は第十九条の四第三項の規定の適用を受ける土地以外の土地に対する附則第十八条、第十九条及び第十九条の四の規定の適用については、附則第十八条第一項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とし、附則第十九条第一項の表中「一・〇二五」とあり、「一・〇五」とあり、「一・〇七五」とあり、及び「一・一」とあるのは「一」とし、附則第十九条の四第一項の表中「一・〇二五」とあるのは、「一」とする。

第二十一条 削除

附則第二十一条第一項中「附則第十八条第一項」の下に、「第十八条の二」を加え、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第二項の表中「農地の基準年度の価格」を「農地の当該年度分の固定資産税の課税標準」とされる価格」に改め、同条に次の四項を加える。

3 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地(平成十一年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受ける土地を除く。))に対して課する平成十年度分又は平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第一号に掲げる土地	平成十年度	当該土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準(以下この表において「修正基準」という。)によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合に於ては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格)
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地(附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。)に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

4 平成十一年度分の固定資産税について附則第十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第一号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第三項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準(以下この表において「修正基準」という。)によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合に於ては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格)
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地(附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。)に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地の類似土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格

5 附則第十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地

二 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
三 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格 当該市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

6 平成十一年度分の固定資産税について附則第十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十一年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年 度	価 格
一 附則第十九条の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第一号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準(以下この表において「修正基準」という。)によつて修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた

四 第一項の表の第四号に掲げる土地	平成十一年度	当該土地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格(当該土地が市街化区域農地以外の農地となつた土地である場合にあつては、当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格)
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	平成十一年度	当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地に係る平成十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準によつて修正した価格に比準する価格

附則第二十三条中「附則第十八条第一項、」を「附則第十八条第一項、第十八条の二、」に改め、「附則第十八条第一項の下に、又は第十八条の二を加える。

附則第二十四条中「附則第十八条第一項の下に、」第十八条の二を加え、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「宅地等調整固定資産税額」の下に、「商業地等調整固定資産税額」を加える。

附則第二十五条の前の見出し中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「宅地等の」の下に「当該年度の」を加え、「用途の区分及び同表の中欄に掲げる上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇二五
○・三以上○・四未満のもの	一・〇五
○・二以上○・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上○・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

附則第二十五条第二項中「とあり、及び」及び「附則第十八条第一項」及び「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する宅地等調整都市計画税額」と、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第四項」とを削り、同条第三項及び第四項を削る。

附則第二十五条の二中「附則第十八条の二」を「附則第十八条の三」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第一項の表以外の部分中「前条第二項第一号」を「附則第十八条第二項各号」に、「前条第二項第一号」と、「及び前条」を「附則第十八条第二項各号」と、「及び前二条」に、「前条第二項第二号、第三号又は第四号」を削る。

附則第二十六条の見出し中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○・九以上のもの	一・〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一・一

附則第二十六条第二項中「とあり、及び」及び「附則第十八条第一項」及び「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する農地調整都市計画税額」と、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第四項」とを削り、同条第三項及び第四項を削る。

附則第二十七条の二第二項の表以外の部分中「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「市街化区域農地の」の下に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
○・四以上のもの	一・〇二五
○・三以上○・四未満のもの	一・〇五
○・二以上○・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上○・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

附則第二十七条の二第二項中「とあり、及び」及び「附則第十八条第一項」及び「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額」と、「同年度分の固定資産税」とあるのは「同年度分の都市計画税」と、「前条第三項」とあるのは「前条第四項」とを削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項の規定」を「前項の規定」に、「附則第十八条第二項第一号」を「附則第十八条第二項各号」に、「平成六年度から平成八年度まで」を「平成九年度から平成十一年度まで」に改め、「該当するもの」の下に「(次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く)」を加え、「平成五年度」を「当該各年度の前年度」に、「第一項及び第二項」を「及び前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三号又は第四号に掲げる市街化区域農地で平成六年度から平成八年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの」を「掲げる市街化区域農地で平成九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成九年度特定市街化区域農地」という。)、同条第二項第三号に掲げる市街化区域農地で平成十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成十年度特定市街化区域農地」という。))又は同条第二項第四号に掲げる市街化区域農地で平成十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下本項において「平成十一年度特定市街化区域農地」という。))」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(土地に対して課する平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税の減額)

第二十七条の三 市町村は、平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税に限り、次の各号に掲げる土地に係る当該年度分の都市計画税額(当該土地が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第

二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「負担調整適用土地」という。)であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額、農地調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下本項において同じ。が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額(当該土地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額に第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率を乗じて得た額(以下本項において「特例適用後の額」という。))とし、当該土地が負担調整適用土地以外の土地であり、かつ、当該年度分の都市計画税について同条第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額又は当該特例適用後の額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額に当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を、当該土地に係る都市計画税額から減額することができる。

一 住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地のうち当該特定市街化区域農地の当該年度の負担水準が〇・八以上のものと並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く。)のうち当該宅地評価土地の当該年度の価格下落率が〇・二五以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が〇・五(当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・四五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては〇・四五とする。)以上であるもの(以下本項において「据置減額適用土地」という。)) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ 平成九年度 当該土地に係る平成八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の都市計画税について平成九年度改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成八年度負担調整適用土地」という。))であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成八年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について平成九年度改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成八年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を、平成九年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成八年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とする。以下本項において「平成八年度評価額」という。)

ロ 平成十年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに掲げる額

ハ 平成十一年度 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに掲げる額

(1) 平成九年度において据置減額適用土地である土地(以下本項において「平成九年度据置減額適用土地」という。))であるもの 当該土地の平成八年度評価額(2) 平成九年度据置減額適用土地以外の土地であるもの 当該土地に係る平成九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成九年度負担調整適用土地」という。))であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成九年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成九年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を、第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする。以下本項において「平成九年度評価額」という。)

ニ 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・八を超えるもの(以下本項において「引下げ減額適用土地」という。)) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれに掲げる額

イ 平成九年度 当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の八を乗じて得た額(以下本項に

地の当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を当該類似土地に係る当該年度分の都市計画税額で除して得た数値を乗じて得た額」とし、同項各号中「当該土地」とあるのは「当該類似土地」とする。

3 附則第十八条の三第三項の規定は、本条の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「前二条及び前二項」とあるのは、「及び第二十七条の三」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定の適用を受けることとなる市街化区域農地に該当するものうち、当該年度の前年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地に該当したものに對する同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる土地の区分に依りては、当該各号に定める額」当該土地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三までは附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額に第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三までは附則第二十七条の規定により読み替ええらるる率を乗じて得た額（以下本項において「特例適用後の額」といふ。）とし、当該土地が負担調整適用土地以外の土地であり、かつ、当該年度分の都市計画税について同条第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地であるときは当該各号に定める額又は当該特例適用後の額に当該年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。」を当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額」とあるのは「当該土地に係る当該年度分の都市計画税額

附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある商業地等を除く。に對して課する平成九年度から平成十一年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号及び第六百二十四条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条の二に規定する課税標準となるべき額」とする。

附則第三十一条の四の二第一項中「所在する土地の下に」を「当該土地の所在する市(都)の特別区の存する区域にあつては、都が土地の状況を勘案して当該市の条例で定める当該市の全部又は一部の区域内に所在する土地を除く。次項において同じ。」を加え、「平成四年度を」平成九年度に改め、同条第二項中「平成三年四月一日を」平成九年四月一日に改める。

附則第三十二条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「本項及び次項を」本項から第七項までに改め、同条に次の一項を加える。

7 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得(第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に對して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成九年四月一日から平成十年九月三十日まで 百分の一

二 平成十年十月一日から平成十一年二月二十八日まで 百分の〇・一

附則第三十二条の三第二項中「第十七項」を

「第十四項」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第二十四項において、製造協同組合等」という。」「(第二十四項において「販売協同組合等」という。))」(第二十四項において「伝統的工芸品産業振興共同施設」という。))及び「及び従業者給与総額を削り、平成九年四月一日を」平成十一年四月一日に改め、「事業所税の下に」の「うち資産割を加え、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二十五項」を「第十九項」に改め、及び「及び従業者給与総額を削り、平成九年四月一日を」平成十一年四月一日に改め、「事業所税の下に」の「うち資産割を加え、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第二十六項」を「第二十項」に改め、及び「及び従業者給与総額を削り、平成九年四月一日を」平成十一年四月一日に改め、「事業所税の下に」の「うち資産割を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「同法第六條第一項」を「当該承認を受けた日から平成十一年三月三十一日までの間に行われる同法第六條第一項」に改め、「事業所税の下に」(同条第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下次条までにおいて同じ。))を加え、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を第十項とし、第十四項から第二十一項までを三項ずつ繰り上げ、同条第二十二項から第二十四項までを削り、同条第二十五項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十六項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十七項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十八項を同条第二十二項とし、同条第二十九項の表中「附則第三十二

条の第三十項から第二十八項までを」附則第三十二條の三第八項から第二十二項まで」に、附則第三十二條の三第一項から第九項までを」附則第三十二條の三第一項から第七項まで」に改め、「又は附則第三十二條の三第五項から第九項まで、から第六項まで」及び「又は附則第三十二條の三第五項若しくは第六項を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とする。

附則第三十二条の三の二第一項中「前条第十一項を」前条第八項に改め、同条第二項中「前条第十二項を」前条第九項に改め、同条第三項中「前条第十五項を」前条第十二項に改め、同条第四項中「平成九年四月一日を」平成十一年四月一日に改め、同条第五項中「前条第十六項を」前条第十三項に改め、同条第六項中「前条第二十項を」前条第十七項に改め、同条第七項中「前条第二十七項を」前条第二十一項に改め、同条第八項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項又は第二項に規定する旅客会社又は貨物会社(第十一項及び第十二項において「旅客会社等」という。))」を「北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社(第十一項において「北海道旅客会社等」という。))又は日本貨物鉄道株式会社」に、平成九年三月三十一日を、平成十四年三月三十一日に、(二分の一)北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社(第十一項において「北海道旅客会社等」という。))にあつては、(二分の一)を、(二分の一)に改め、同条第十項中「平成九年四月一日を」平成十一年四月一日に、平成九年分を、平成十一年分に、若しくは第八項を若しくは第六項に改め、同条第十一項中「旅客会社等」を「北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」に、平成九年

三月三十一日を、平成十四年三月三十一日に、(二分の一)北海道旅客会社等にあつては、四分の三を、四分の三(日本貨物鉄道株式会社にあつては、二分の一)に改め、同条第十二項中「旅客会社等」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社」に関する法律第一条第一項若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社以下本項において「旅客会社等」という。))に改め、同条第十四項中「前条第十四項」を「前条第十一項」に改め、又は「前条第二十四項を削り、同条第十五項を削り、同条第十六項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、前条第十三項、第十九項若しくは第二十五項を、前条第十項、第十六項若しくは第十九項に、(二分の一)を、四分の一に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とする。

附則第三十三条の三第一項第一号中「百分の四を」百分の三に改め、同条第三項中「第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第四項中「百分の四を」百分の三に、百分の八を」百分の九に改め、同条第二項第一号とあるのは「同条第二項第二号」とを削る。

附則第三十三条の四第一項中「平成十年度を」平成十五年度に改め、同項第一号中「百分の四を」百分の三に改め、同条第四項中「百分の四を」百分の三に、百分の十一を」百分の十二に改める。

附則第三十四条第三項中「第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第四項中、同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを削る。

附則第三十五条第一項第一号及び第三項中「百分の四を」百分の三に改め、同条第五項中「百分の四」とあるのは「百分の八」を「百分の三」とあるのは「百分の九」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「第五項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第七項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第二項第二号」とを削る。

附則第三十八條第七項中「附則第三十二條の三第二十九項」を「附則第三十二條の三第二十三項」に、「附則第三十二條の三第三十項から第三十八項まで」を「附則第三十二條の三第三十八項から第三十二項まで」に改める。

附則第三十九條第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「附則第三十二條の三第二十八項」を「附則第三十二條の三第二十三項」に、「附則第三十二條の三第三十九項から第三十七項まで」を「附則第三十二條の三第三十八項から第三十二項まで」に改める。

附則に次の一条を加える。
〔長野オリンピック冬季競技大会の開催に伴う地方税の特例〕
第四十條 道府県は、外客（出入国管理及び難民認定法（以下本項において「入管法」とい

（地方税法の一部改正）
第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七節 特別地方消費税

- 目次
第一款 通則（第百十三條―第百十七條）
第二款 徴収（第百十八條―第百三十一條）
第三款 督促及び滞納処分（第百三十二條―第百三十八條）
第四款 犯則取締り（第百三十九條―第百四十四條）
第五款 交付（第百四十四條の二）

る。

第四條第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第九條の二第一項中「第百二十二條の二第二

う。別表第一又は別表第二の在留資格（永住者を除く）を認められた者及び入管法第十四條から第十六條までの規定による許可を受けた者をいう。）の旅館における宿泊並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為に對しては、当該行為が平成十年一月一日から同年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三條の規定にかかわらず、特別地方消費税を課することができない。

2 市町村は、平成十年度分の固定資産税に限り、財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会が長野オリンピック冬季競技大会（以下本項において「大会」という。）の会場内において大会の用に供する家屋及び償却資産又は大会に参加する各国の選手及び選手団の役員の利便に供する施設の用に供する家屋及び償却資産で、政令で定めるものに對しては、第百四十二條の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。
別表第一中「1.8%」を「1.35%」に、「126,000円」を「63,000円」に改める。
別表第二中「4.95%」を「5.4%」に、「279,000円」を「342,000円」に改める。

第二章第七節の節名を次のように改める。
第七節 削除
第二章第七節第一款から第五款までの款名を削る。
第百十三條から第百四十四條までを次のように改める。
第百十三條から第百四十四條まで 削除
第百四十四條の二を削る。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）
第三條 国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「政令で定める住宅に係るものにあつては同項の価格の五分の一（小規模住宅用地（地方税法第三百四十九條の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。）に相当する土地にあつては、前條第二項の価格の六分の一）、その他の住宅に係るものにあつては」を削り、「同法」を「地方税法」に改め、「住宅用地で小規模住宅用地の下に」（同條第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下本項において同じ。）を加える。

附則第十五項の見出し中「平成七年度から平成九年度まで」を「平成十年度から平成十二年度まで」に改め、同項中「平成七年度から平成九年度まで」を「平成十年度から平成十二年度まで」に改め、「地方税法附則第十八條第一項の下に」又は第十八條の二を加え、「当該宅地等に係る同項」を「当該宅地等に係る同法附則第十八條第一項又は第十八條の二」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）による改正前の地方税法」を「同法」に、「地方税法等の一部を改正する法律による改正前の地方税法附則第十九條の三第一項本文」を「同法附則第十九條の三第一項本文」に改める。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方税法第五十條の四、第三百一十八條の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに次條第二項及び附則第八條第二項の規定 平成十年一月一日
二 第二條の改正規定並びに附則第七條及び第二十五條から第二十九條までの規定 平成十二年四月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二條 別段の定めがあるものを除き、第一條の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十條の四及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十條の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。（事業税に関する経過措置）

第三條 新法第七十二條第五項の規定は、平成九年以後の年の年中における事業の所得に對して課する個人の事業税について適用し、平成八年以前の年の年中における事業の所得に對して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、平成九年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第一項の規定は、施行日前に住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む

む。以下この項において同じ。をした者が、施行日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合において、同条第二項の規定により前後の住宅の建築をもって一戸の住宅の建築とみなされるときにおける当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成九年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、新法附則第十一条の五第三項の規定は、平成九年一月一日以後の新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第二項若しくは第十四項又は附則第十一条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 平成八年四月一日から同年十二月三十一日までとの間において、新法第七十三条の十四第八項に規定する被取用不動産等を取用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若

しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によって失った土地に係る交換分合計画の公告があった場合、新法附則第十一条第二項に規定する交換によって土地が失われた場合、同条第十四項に規定する道路一体建物に係る道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合、新法附則第十一条の四第五項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第七項に規定する交換分合によって土地が失われた場合であつて、かつ、平成九年一月一日以後に新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、附則第十一条第二項若しくは第十四項又は附則第十一条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十三条の十四第八項	登録された価格	決定した価格
登録された価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格(当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

第七十三條の十四第十項	登録された価格	決定した価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)
第七十三條の十四第十三項	登録された価格	決定した価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)
附則第十一條第二項	登録された価格	決定した価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)
附則第十一條第四項	登録された価格	決定した価格	登録された価格(当該価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)
附則第十一條の四第五項第一号	登録された価格	決定した価格	登録された価格(当該価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)

附則第十一條の四 第五項第二号	決定した価格	決定した価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
附則第十一條の四 第五項第二号	登録された価格	登録された価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
附則第十一條の四 第五項第二号	決定した価格	決定した価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
附則第十一條の四 第五項第二号	決定した価格	決定した価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
附則第十一條の四 第五項第二号	登録された価格	登録された価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額
附則第十一條の四 第五項第二号	決定した価格	決定した価格のうち次条第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額

6 平成九年四月一日から平成十一年十二月三十一日までの間において、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十六条第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が新法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び新法附則第十七条の二第一項の修正基準)によって決定した価格)中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置

7 小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格(当該価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち同法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と読み替へるものとする。

項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が新法附則第十七条の二第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第二項の修正基準」と読み替へるものとする。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第五條 新法第七十四條の五及び附則第十二條の二の規定は、施行日以後に行われる新法第七十四條の二第二項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課する道府県たばこ税については、なお従前の例による。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第六條 新法第四百四十四條の二の規定は、施行日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第四百三十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき特別地方消費税について適用し、施行日前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

第七條 第二條の規定の施行の日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(同条の規定による改正前の地方税法第百三十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下この条において同じ。)に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、条例の定めるところにより、特別地方消費税の特別徴収義務者が第二條の規定の施行の日前において交付を受けている同条の規定による改正前の地方税法第百二十條第二項の証票を返納させるものとする。

3 第二條の規定による改正前の地方税法第百二十九條の規定は、第二條の規定の施行の日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為の状況等を記載した帳簿及び書類の保存については、なおその効力を有する。

(市町村民税に関する経過措置)

第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十八條の三及び別表第二の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成九年一月二日前に設置された第一條の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三百四十八條第二項第六号の二に規定する土堤、簡易土堤及び防壁、障壁その他の構築物並びに流出油等防止堤に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法附則第十五條第五項第六号の規定は、平成九年四月一日以後に新設された同号に規定する施設に対して課する平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新法附則第十五條第六項の規定中地下水の水質を浄化するための償却資産に関する部分は、平成八年一月二日以後に新設された当該償却資産に対して課する平成九年度分の固定資産税について適用する。

5 平成八年一月二日から平成九年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する障壁その他の構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和六十一年度から平成八年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五条第十項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成三年一月二日(旧法附則第十五条第十一項に規定する特定届出駐車場にあつては、平成三年十一月一日)から平成九年一月一日までの間に建設され、又は設置された同項に規定する特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成七年七月一日から平成九年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された同項に規定する機械その他の設備に対する同項の規定の適用については、同項中「規定する特定物質」とあるのは「規定する特定物質(以下本項において「特定物質」という。)」と、「代替する物質」とあるのは「代替する物質(同議定書附属書CのグループIに属する特定物質を除く。)」と、「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで」とあるのは「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」と、「四分の三」とあるのは「五分の四」とする。

10 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接、航空

法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十六項に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五条第三十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現在に在職する固定資産評価審査委員会の委員は、新法第四百二十三条第三項の規定により当該市町村の住民又は市町村税の納税義務がある者のうちから選任されたものとみなす。

11 平成九年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比率課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比率課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等(附則第二十八條第一項の比率課税標準額を含む。以下本項において同じ)」の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第十

一条の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比率課税標準額」と、「価格若しくは同項の比率課税標準額」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項第四百十九條第三項の場合を含む」の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第十一條の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十一條の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

第十二条 平成九年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税又は都市計画税については、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十八條第一項に規定する宅地等調整固定資産税額、新法附則第十八條の二に規定する商業地等調整固定資産税額又は新法附則第二十五條第一項に規定する宅地等調整都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等について旧法附則第十八條第一項又は第二十五條第一項の規定の例により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額(以下この条において「仮算定税額」という。)を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれ納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等に係る平成九年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定(以下この条において「本算定」という。)をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場

合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等に係る平成九年度分の固定資産税額又は都市計画税額(以下この条において「本算定税額」という。)に満たないときは、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは、新法第十七條又は第十七條の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八條第一項又は第二十五條第一項の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置)
第十三条 平成八年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号。以下「平成五年改正法」という。)附則第

地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成八年度負担調整適用土地」という。)であるときは、これらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成八年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について平成九年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該平成八年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは、「平成九年改正前の地方税法附則第十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率、同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」という。))を超える場合にあつては、平成八年度特例適用後価格とする」とする。

二 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの(前号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く。)、新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち

当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは、「特定市街化区域農地」と、並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く。))のうち当該宅地評価土地の「とあるのは、及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは、「その当該年度の負担水準」と、

〇・五 当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては〇・四五とする」とあるのは「〇・五」とし、同号ロ(2)中「当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成九年度負担調整適用土地」という。))であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成九年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該平成九年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは、「当該土地が平成八年度分の都市計画税について平成九年改正前の地方税法附則第十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める

率(同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値)を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」という。))を超える場合にあつては、平成八年度特例適用後価格とする」とする。

三 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十一年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの(前二号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く。)、新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは、「特定市街化区域農地」と、並びにこれらの土地以外の宅地評価土地(次号に掲げる土地を除く。))のうち当該宅地評価土地の「とあるのは、及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは、「その当該年度の負担水準」と、

〇・五 当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては〇・四五とする」とあるのは「〇・五」とし、同号ハ(2)中「当該土地が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地(以下本項において「平成十年度負担調整適用土地」という。))であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成十年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則

第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該平成十年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)、第七百二条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは、「当該土地が平成八年度分の都市計画税について平成九年改正前の地方税法附則第十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率(同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値を乗じて得た額(以下本項において「平成八年度特例適用後価格」という。))を超える場合にあつては、平成八年度特例適用後価格とする」とする。

第十六条 新法附則第二十九条の五の規定は、平成九年一月二日以後に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となつた土地に対して適用し、平成九年一月一日に所在する市街化区域農地については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第十七条 新法第四百六十八条及び附則第三十条の二の規定は、施行日以後に行われる新法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。))に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して

課する市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成八年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 第七項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六條第二項第一号の十の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分は、施行日以後に新築され、又は増築される当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新法第五百八十六條第二項第一号の十二の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分は、施行日以後に新築され、又は増築される当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

5 旧法第五百八十六條第二項第二号ハに規定する障壁その他の構築物の用に供する土地(施行日の前日までに取得されたものに限る。)に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新法第五百八十六條第二項第三号の二の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、同号に規定する設備(施行日以後に取得されるものに限る。)の用に供する土

地に対して課する特別土地保有税について適用する。

7 新法附則第三十一條の第三項の規定は、平成九年一月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十九条 新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一十條の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成九年度以後の年度の個人(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに平成九年度前の年度の個人の事業及び平成九年度の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一十條の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第二十条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接、航空法第二十六條に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五條第三十四項に規定

する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第二十一条 新法第七百三十三條の四第十七項の規定は、平成九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條 この法律(附則第一條各号に掲げる改正規定にあつては、当該改正規定の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 次項に定めるものを除き、第三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成十年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金(以下この条において「交付金」という。)について適用し、平成九年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2 第三條の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法第四條第一項に規定する政令で定める住宅のうち政令で定めるもの(以下この項において「特定住宅」という。)及び当該特定住宅の用に供する土地に係る平成十年度分及び平成十一年度分の交付金については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第二十四條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第二十五條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「特別地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第四十四條の二の規定により市町村に対し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金(以下「特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、当該市町村の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額及び、当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を削り、同条第三項の表道府県の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、平成十二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十二年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額は、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。)をもつて算定した当該道府県の旧特別地方消費税(第二條の規定による改正前の地方税法第百十三條第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。)の収入見込額から第二條の規定による改正前の地方税法第百四十四條の二の規定により市町村に対し交付するものとされる旧特別地方消費税に係る交付金(以下「旧特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額を、市町村にあっては当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる

地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎

礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	収入の項目
道府県	旧特別地方消費税
市町村	旧特別地方消費税交付金
	前年度の旧特別地方消費税交付金の交付額

(税理士法の一部改正)

第二十七条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二中、「特別地方消費税」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税については、前条の規定による改正前の税理士法第五十一条の二の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中軍人用販売機関等で地方税法第百十三条第一項に規定する場所のうち合衆国軍

の数値の算定の基礎の欄中

(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度及び平成七年度の減収額

第二部

地方行政委員会会議録第六号 平成九年三月十八日【参議院】

隊の直接管理に係るものにおける遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(地方税法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下同じ。)の項を削る。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号及び第十号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同表道府県の項第十一号及び第十二号中「及び平成七年度」を「から平成八年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号及び第十一号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同表市町村の項第十二号及び第十三号中「及び平成七年度」を「から平成八年度までの各年度」に改め、同表第二項の表第三十六号及び第三十八号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同表第三十九号中「及び平成七年度」を「から平成八年度までの各年度」に改め、同表第四十号の測定単位の種類の欄中「及び平成七年度」を「から平成八年度までの各年度」に改め、同号の測定単位

(3) 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額

(4) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額

第十三条第五項の表道府県の項第八号及び第十号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同表道府県の項第十一号及び第十二号中「及び平成七年度」を「から平成八年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第八号及び第十号中「平成七年度」を「平成八年度」に改め、同表市町村の項第十一号及び第十二号中「及び平成七年度」を「から平成八年度までの各年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成八年度分」を「平成九年度分」に改め、同条各号列記以外の部分中「平成八年度」を「平成九年度」に、「第五号」を「第六号」に、「三百億円」を「千億円」に、「第六号及び第七号」を「第七号から第九号まで」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)による改正前の地方交付税法(以下この条において「旧法」という)附則第四条の二第二項の規定において平成九年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六百四十億円

附則第四条第七号中「平成八年度」を「平成九年度」に、「四千八百三十億円」を「五千二百五十億円」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「平成七年度」を「平成八年度」に、「相当する額」を「相当する額のうち前号に掲げる額以外の額」に、「十一兆六千八百五十七億四千八百二十万九千円」を「十四兆三千五百二十八億九千八百二十万九千円」に改め、同号を同条第八号と

し、同条第五号中「平成八年度」を「平成九年度」に、「十四兆三千五百二十八億九千八百二十万九千円」を「十五兆二千三百三十六億九千八百二十万九千円」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 平成八年度における借入金金の額に相当する額のうち旧法附則第四条の二第二項の規定に基づき平成九年度から平成十八年度までの各年度分の交付税の総額に加算することとされていた額の合算額に相当する額 一兆二千二百二十五億五千万円

附則第四条第四号中「平成八年度」を「平成九年度」に、「附則第四条の二第二項」を「次条第二項」に、「平成九年度から平成十八年度まで」を「平成十年度から平成十九年度まで」に、「一兆二千二百二十五億五千万円」を「一兆九千三百七億五千万円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「前二号」を「前三号」に、「四千二百五十三億円」を「千億円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成九年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち千九百六十億円附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同条第二項中「平成九年度から平成十八年度まで」を「平成十年度から平成十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十年度	千三百二十億円
平成十一年度	千四百五十億円
平成十二年度	千五百九十億円
平成十三年度	千七百五十億円
平成十四年度	千九百二十億円
平成十五年度	二千二百二十億円
平成十六年度	二千三百三十億円
平成十七年度	二千五百七十億円
平成十八年度	二千八百十五億円
平成十九年度	千四百四十二億円

附則第四条の二第三項中「平成九年度から平成二十三年度まで」を「平成十年度から平成二十四年度まで」に、「平成九年度から平成十八年度まで」を「平成十年度から平成十九年度まで」に、「平成十九年度から平成二十三年度まで」を「平成二十年度から平成二十四年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十年度	四千七百九十七億円
平成十一年度	四千八百四十九億円
平成十二年度	五千三百五十四億円
平成十三年度	五千九百七十六億八千万円
平成十四年度	二千八百六十六億円
平成十五年度	二千七百八十七億円
平成十六年度	三千六十一億円
平成十七年度	三千三百六十億円
平成十八年度	三千七百九億円
平成十九年度	四千七十七億円
平成二十年度	三千九百四十八億円
平成二十一年度	四千三百四十億円
平成二十二年度	三千四百八十七億円
平成二十三年度	二千二百八十七億円
平成二十四年度	千百五十九億円

附則第六条第二項の表中「平成七年度」の下に「及び平成八年度」を加える。
別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
		一 警察費	警察職員数	一人につき	一〇、一九九、〇〇〇 ^四
		二 土木費			
		1 道路橋りょう費			
		(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二四八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七、六二一、〇〇〇
		2 河川費			
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一三六、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	八四五、〇〇〇
		3 港湾費			
		(1) 経常経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、八〇〇
		(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	九、〇三〇
		(2) 投資的経費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、五五〇
		4 その他の土木費			
		(1) 経常経費	人口	一人につき	一、二七〇
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、〇四〇
三 教育費		1 小学校費	教職員数	一人につき	五、〇六一、〇〇〇
		2 中学校費	教職員数	一人につき	四、九七三、〇〇〇
		3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、五八八、〇〇〇
		(1) 経常経費	生徒数	一人につき	六七、七〇〇
		(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五四、二〇〇
		4 特殊教育諸学校費			
		(1) 経常経費	教職員数	一人につき	五、三四六、〇〇〇
		(2) 投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	二四七、〇〇〇
		5 その他の教育費	学級数	一、一五六、〇〇〇	
		(2) 投資的経費	学級数	一、五〇四、〇〇〇	
四 厚生労働費	町村部人口	1 生活保護費	人口	一人につき	四、七一〇
		5 その他の教育費	人口	一人につき	四、六〇〇

2	社会福祉費				
	(1) 経常経費	人口	一人につき	五、五八〇	
3	(2) 投資的経費		人口	五、一九〇	
	衛生費	人口	一人につき	五、四一〇	
4	高年齢者保健福祉費		人口		
	(1) 経常経費	高齢者人口	一人につき	四八、九〇〇	
5	(2) 投資的経費		高齢者人口	四、六五〇	
	労働費	人口	一人につき	七五五	
五 産業経済費					
1	農業行政費				
	(1) 経常経費	農家数	一戸につき	九八、七〇〇	
2	(2) 投資的経費		耕地の面積	八九、八〇〇	
	林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	四、五八〇	
3	(1) 経常経費		林野の面積	一〇、〇〇〇	
	水産行政費	水産業者数	一人につき	二二一、〇〇〇	
4	(2) 投資的経費		水産業者数	九〇、七〇〇	
	商工行政費	人口	一人につき	二、四八〇	
六 その他の行政費					
1	企画振興費		人口	一、七七〇	
	(1) 経常経費	人口	一人につき	九四六	
2	(2) 投資的経費		世帯数	九八五〇	
	徴税費	恩給受給権者数	一人につき	一、四一六、〇〇〇	
3	その他の諸費		人口	四、六〇〇	
	(1) 経常経費	人口	一人につき	四、三七〇	
4	(2) 投資的経費		面積	一平方キロメートルに	
	災害復旧費	災害復旧事業費の	一、四八四、〇〇〇	九五〇	
七 災害復旧費					
八	地方税減収補てん償還費		千円につき	六六	
	地方税の減収補てんのため昭和三十八年度までの各年度において特別に地方債の額				

市町村		九 地域財政特別対策償還費	千円につき	八九
一	消防費	臨時財政特別対策償還費	千円につき	八七
		臨時財政特別対策償還費	千円につき	四五
二	土木費	臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
		臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
三	都市計画費	臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
		臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
四	道路橋りよう費	臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
		臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
五	港湾費	臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
		臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
六	漁港の延長	臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
		臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
七	都市計画区域における人口	臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
		臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
八	都市計画区域における人口	臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一
		臨時財政特別対策償還費	千円につき	四一

4 公園費				5 下水道費				6 その他の土木費				7 教育費				8 高等学校費				9 中学校費				10 小学校費				11 生活保護費				12 社会福祉費				13 保健衛生費				14 高齢者保健福祉費			
(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	人口	一人につき								
六二七	三六五	人口	一人につき	一五八	九〇	人口	一人につき	一、四八〇	七二七	人口	一人につき	四、五三〇	八九六、〇〇〇	八、六〇二、〇〇〇	七、一八〇、〇〇〇	人口	一人につき	一、一一九、〇〇〇	一〇、四二五、〇〇〇	七、一八〇、〇〇〇	人口	一人につき	三八、四〇〇	一、一一九、〇〇〇	一〇、四二五、〇〇〇	七、一八〇、〇〇〇	人口	一人につき	七、六六六、〇〇〇	六六、七〇〇	三五、二〇〇	人口	一人につき	七、四一〇	三五八	人口	一人につき						

十 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八九
十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成八十三年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七
十二 財源対策債償還費	平成六年度から平成八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	四五
十三 減税補てん償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度の減取を補てんするため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	四一

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中、「平成八年度」を、「平成九年度」に、「十五兆三千七百五十四億四千八百二十九千円」を「十七兆四千四百四十四億四千八百二十九千円」に、「平成八年度分の借入金限度額」を「平成九年度分の借入金限度額」に、「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控	除	額
平成十年度	地方交付税法附則第四条第五号の額に相当する借入金限度額に係るもの	その他のもの	
平成十一年度	千三百二十億円	五千四百四十二億円	
平成十一年度	千四百五十億円	五千六百十七億円	
平成十二年度	千五百九十億円	七千六百九十五億三千八百万円	

平成十三年度	千七百五十億円	一兆二百四十二億八千二百八十二万九千円
平成十四年度	千九百二十億円	五千七百四十八億円
平成十五年度	二千一百二十億円	七千七百五十七億円
平成十六年度	二千三百三十億円	七千九百三十一億円
平成十七年度	二千五百七十億円	八千七百二十四億円
平成十八年度	二千八百十五億五千万円	九千五百八十七億円
平成十九年度	千四百四十二億円	一兆五百四十億円
平成二十年度		一兆五千五百八十七億円
平成二十一年度		一兆二千七百三十三億六千万円
平成二十二年度		九千九百六十二億四千万円
平成二十三年度		五千三百六十六億五千万円
平成二十四年度		二百三十五億円
平成二十五年度		百七十億円
平成二十六年度		千六百三十四億円
平成二十七年		千七百八十四億円
平成二十八年		千八百六十五億円
平成二十九年		千九百四十八億円
平成三十年		二千三十七億円
平成三十一年		二千二百二十七億円
平成三十二年		二千二百一十二億円
平成三十三年		二千三百二十三億円
平成三十四年度		二千四百二十八億円
平成三十五年度		三千七百三十七億円
平成三十六年度		三千九百五億円
平成三十七年度		

附則第六条中「平成八年度」を「平成九年度」に改める。
 附則第七条中「平成八年度」を「平成九年度」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に、「平成九年度から平成十八年度まで」を「平成十年度から平成十九年度まで」に、「平成十九年度から平成二十三年度まで」を「平成二十年度から平成二十四年度まで」に改め、同条第一号の表を次のように改める。

年 度	金	額
平成十年度	千三百二十億円	
平成十一年度	千四百五十億円	
平成十二年	千五百九十億円	
平成十三年	千七百五十億円	
平成十四年度	千九百二十億円	
平成十五年度	二千一百二十億円	
平成十六年度	二千三百三十億円	

平成十七年度	二千五百七十億円
平成十八年度	二千八百十五億五千万円
平成十九年度	千四百四十二億円

附則第七條第二号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十年度	四千七百九十七億円
平成十一年度	四千八百四十九億円
平成十二年度	五千三百五十四億円
平成十三年度	五千九百七十六億八千万円
平成十四年度	二千八十六億円
平成十五年度	二千七百八十七億円
平成十六年度	三千六十一億円
平成十七年度	三千二百六十億円
平成十八年度	三千七百九億円
平成十九年度	四千七百七十七億円
平成二十年度	三千九百四十八億円
平成二十一年度	四千三百四十億円
平成二十二年度	三千四百八十七億円
平成二十三年度	二千二百八十七億円
平成二十四年度	千百五十九億円

(地方財政法の一部改正)

第三條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「次条第一項」の下に「及び第三十三條の四第一項」を加える。

第三十三條の四を第三十三條の五とし、第三十三條の三の次に次の一条を加える。

(平成九年度における地方債の特例)

第三十三條の四 地方公共団体は、平成九年度に限り、当該地方公共団体の同年度の地方消費税又は地方消費税交付金(地方税法第七十二條の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額及び消費譲与税相当額(地方税法等改正法

附則第十四條第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の合算額が当該地方公共団体の平成十年度以降の各年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五條の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により起すことができる平成九年度の地方債の額は、都道府県にあつては当該都道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額から地方消費税交付金の交付見込額を控

除した額が当該都道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として、地方税法第七十二條の百十四第一項に規定する消費に相当する額を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とし、市町村にあつては当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として、同法第七十二條の百十五第一項に規定する人口及び従業者数を基礎として自治省令で定める方法により算定した額とする。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

第二條 第一條の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成九年度分の地方交付税から適用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 第二條の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成九年度分の予算から適用する。

(平成九年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第四條 平成九年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第三條の規定による改正後の地方財政法(以下この条において「改正後の地方財政法」という。)第三十三條の四第二項の規定により当該道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税相当額(地方税法等の一部を改正する法律(平成六

年法律百十一号)附則第十四條第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。)の収入見込額の合算額から地方消費税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあつては改正後の地方財政法第三十三條の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

平成九年四月七日印刷

平成九年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局